

# 第二章 中世



## 第一節 東国武士団と北総の莊園

### (一) 古代末期の武士と叛乱

#### 1 武士団の成立

古代末期、律令体制がくずれて東国各地で叛乱が起こった。なかでも平将門の乱は京都の貴族政治に大きな動揺をあたえた。将門は、上総介平高望たかも（桓武天皇の曾孫）を祖父とする東国武士団の名門で、下総国豊田郡（茨城県南部）を本拠に利根川中流部の農村地帯を活躍基盤として、中央政府の東国支配に武力で対抗したのである。

伯・叔父たちはすでに関東一帯に根を張って地方武士化しており、将門は父良将よしまさの遺領をめぐり承平五年（九三五）ころから一族および近隣の豪族とはげしい抗争を展開していた。天慶二年（九三九）には常陸国府を襲撃して、国家に対する叛逆のらくいんを押されると、かえって関八州と伊豆をも平定し、王位を自称して「新皇」と称したが、翌三年二月に藤原秀郷・平貞盛の軍と戦って敗死した（『将門記』）。

将門の乱後、関東各地に桓武平氏の一族が勢力をふるった。そしてとくに利根川下流域の郷土地方を支配していた平忠常は、下総・上総に大勢力を形成し、朝貢をこばみ、徭役も供せず、長元元年（一〇二八）安房に侵入して国守を殺害した。朝廷は平直方を追討使に任じて討伐させたが失敗、同三年には源頼信が派遣された。忠常は頼信の勢威

に屈して戦わずして降伏、京都へ護送の途中、美濃で病死したのである。この乱以後、東国は清和源氏の強固な地盤となった。

古代の律令体制が衰退して、将門の乱が起こった十世紀ごろから、地方に新しい武装集団が生まれてきた。はじめ兵つわものとよばれていたこの人々は、乗馬にすぐれ、騎兵戦に適した新しい弓矢・鎧・太刀などで武装していた。

やがて忠常の乱が起こった十一世紀ごろから、各地に本格的な武士として登場するが、その多くは所領を守り農民を支配するために武装した開発領主や有力名主、あるいは在庁官人など豪族的領主であり、実質的な農村の支配者であった。

彼らは、家子いえのことよばれる同族や、郎等ろうとうという従者を率いて戦闘に参加した。主従関係で結ばれたこの集団は武士団とよばれる。これが一個の単位となって、さらに縦の重なりや横のつながりを拡大して、大きな武士団が形成された。大武士団を統率したのは、棟梁とうりやうとよばれる人々であった。彼らは、地方に赴任して在地に土着した中央貴族の子孫であるが、桓武天皇の子孫である平氏と、清和天皇の子孫である源氏は、最も有力な武士団の棟梁であった。

将門の叛乱ののち、関東では将門を討った平貞盛の一族を中心とする平氏が国司として、あるいは在庁官人や開発領主として根をおろして、摂関政治全盛のころには、「坂東八平氏」とよばれるような強大な武士団が各地に形成された。

関東の平氏を中心とする勇猛な大小の武士団を統率し棟梁となったのは源氏であった。もともと畿内に本拠をもつ源氏が東国に進出したのは、十一世紀にあいついだ東国の動乱の鎮圧にあたったことが契機となっている。とくに頼信は、当時、房総最大の豪族的武士であった忠常の叛乱をおさえ、ついで前九年の役、後三年の役とよばれる陸奥の動乱で、源頼義・義家父子は関東の武士を率いてこれを鎮定した。このなかで主従関係が結ばれ、坂東平氏はその多

くが源氏譜代の臣となった。一方では源氏の一族で関東に土着した者もあった。

## 2 平忠常の乱

### (1) 事件の経過

将門の乱から約九〇年後の万寿四年（一〇二七）、ふたたび東国において、平忠常の叛乱が起こった。藤原氏の摂関政治による庄迫に苦しんでいた地方豪族は、ぞくぞくと忠常のもとへ集結したのである。以下、源経頼の『左経記』や藤原実資の『小右記』などによって、当時の事件経過を紹介してみたい。

この平忠常は、坂東の受領（長官）をしのぐ猛威を振るって、朝廷の規則に違反し、官物を隠匿し、調・庸を堂々と略奪する実力を保持していたと伝えられる。長元元年（一〇二八）の春、忠常はまず安房の国府を襲撃して、国守惟忠を焼死させている。これを公然たる叛乱の出発点として、同年の七月中旬までに上総国府を占領、上総介平為政の妻子を抑留し、国政の停止と官人の禁足を命じたのである。この忠常の猛威におどろいた朝廷は、検非違使の右衛門少尉平直方と右衛門志中原成道に忠常の追討を下命し、追討使は軍兵二百余騎を率いて八月五日に京都を進発した。さらに翌二年二月五日、朝廷は東海・東山・北陸の諸道に忠常追討の官符を下し、平直方を援助させたのである。けれども、すでに房総地方は忠常の手中にあり、その鎮定は極度に停滞し、十二月八日、中原成道は追討使を解任された。

長元三年（一〇三〇）三月二十七日、忠常は再度安房国府を襲撃。安房守藤原光業は印鑰（国印と正倉の鍵）をすてて上洛し、朝廷に「忠常の伴類、安房国を掠領す」と報告したのである。朝廷では、平正輔を安房守に補任したが、

正輔は領国の伊勢で平致経との私闘を展開しており、忠常の追討は事実上、不可能となった。そうするうちにも、忠常の率いる叛乱軍は房総半島の全域を占拠し、上総・下総・安房の国政は完全に停止したのである。この忠常の兵乱は五年間もつづき、『左経記』や『小右記』によれば、上総国の公田二万二九八〇町余はわずか一八町余に減反し、下総国府では在庁官人が飢餓状態となり、国守の妻子が悶死する有様であった。

そこで朝廷は、平直方を解任、甲斐の国守であった源頼信を派遣し、坂東の諸国に忠常追討の勅命を下した。ところが、忠常はにわかに出家して名を常安とあらため、まだ頼信が出発する前に、みずから甲斐におもむき、すずんで降伏したのである。長元四年（一〇三二）六月、頼信は忠常を京都へ護送したが、その途上の美濃国蜂屋庄（岐阜県厚見郡）で忠常は病気のために死亡してしまった。六月下旬、忠常の首級は京都でさらされ、やがて親族に下げ渡されたのである。

乱後、頼信は鎮守府將軍に任ぜられ、その子孫は河内源氏として発展する。また忠常の子孫たちも、頼信の配慮によって特別に処罰されることなく、本領である下総国相馬郡における私営田経営を復活・維持して、やがて千葉氏や上総氏となって繁栄する。このとき以来、源氏と千葉氏との関係がきわめて親密なものとなるのである。

## (2) 忠常の人物像

叛乱の中心人物たる平忠常は、平安時代中期の武將で、「忠恒」とも書き康保四年（九六七）に生まれ、鎮守府將軍良文の孫にあたる。父祖代々東国に勢力をふるい、上総介となり、武藏押領使・下総権介などを歴任（『千葉大系図』）。忠常は幼名を上野二郎と称して上総に居住し、やがて香取入江の水系を掌握して、一族郎党を駆使して広大な私営田を経営した。いわゆる豪族的な地方武士であるが、ここに忠常の人物像を理解する上で重要な史料二点がある。その第

一は『今昔物語集』の説話であり、他の一点は源頼信の石清水八幡への『願文』である。以下、その関係部分を抄出引用してみたい。

### ①『今昔物語』の説話

下総の国に平忠常（忠常）といふ兵有けり。私の勢力極めて大きにして、上総・下総を皆我ままに進退して、公事をも事もせざりけり。また常陸守の仰する事も忽諾にしけり。

### ②源頼信の『願文』

近年、後一条院万寿四年、狼戾の鼠輩、上総国平忠常、東都に横つて坂東の受領を凌ぎ、猛威を張つて貢賦の徭丁を冤げ、梟悪の野心を狭んで、朝廷の規模に逆ふ。官物を牢籠し、調庸を虜掠す。官宣を忽諾にし、詔使に対捍せしと日云々。

これらの史料によれば、当時の忠常は、「私の勢力極めて大にして」坂東の受領（地方長官）を凌ぎ、両総一帯を「我ままに進退」していた。猛威を振って、中央政府の規則に違反し、「貢賦の徭丁を冤げ」官物を隠匿して、調・庸を堂々と略奪する實力を保持していたといわれる。また、頼信の願文には「狼戾の鼠輩」との表現があり、東国武士団の棟梁として、智略に富んだ忠常像が連想される。

さて、房総地方に勢力を張った忠常の官職であるが、『千葉大系図』によれば上総介・武蔵押領使と記され、また『松蘿館本千葉系図』は下総介、一方『神代本千葉系図』は下総権介と注記している。「介」は、令制四等官の第二位の官職の総称で、次官・副長官を意味する。また「押領使」は、令外官の一種であり、地方の内乱や乱行の鎮定、盗賊の逮捕などを主な任務とした。押領使ははじめは在地土豪を臨時に任命して、その武力を利用した。平安時代、全

国的に設置された。史料によって多少の差異はあるものの、鎮守府將軍の家筋に生まれた忠常は、上総・下総・武蔵など、とくに現在の利根川下流域を支配基盤として、地方官衙の行政官、あるいは警察機構を掌握していたことが理解される。

### (3) 叛乱の実態と大友伝説

この忠常の叛乱は、中央政府の地方支配を根底から動揺させ、東国武士団の実力を以て貴族社会の矛盾を露呈させるという結果となった。前項で引用した二点の史料によって、叛乱の終末について紹介してみたい。

#### ① 『今昔物語』の説話

源頼信父子が、常陸の住人、左衛門大夫平惟基（よゑもと）の手勢三千騎と共に、鬼怒川の浅瀬を渡って対岸にある忠常の居城を奇襲したので、叛乱軍は降伏した。忠常の居館については、つぎの如き記述がみられる。

衣河（きぬがわ）の尻、やがて海の如し。鹿島・梶取（かきとり）の前の渡の向ひ、顔見えざる程なり。しかるに彼の忠常（忠恒）の栖（すま）は、内海に遙に入りたる向ひに有るなり。

#### ② 源頼信の『願文』

僕（やつ）（頼信）ついに朝撰に当りて身を任せて東征す。長元二年甲斐に任ず。士民を駟（か）らず、所部を費（ついで）ず、鼓（つづみ）を撃たず、旗を振らず、弩（やぶ）を張らず、矢を逸（は）ず、認（しの）ばず、攻めず居ながらにして寇賊（忠常）を得たり。



この②の頼信の願文によって、多くの史料は、忠常追討の勅命を受けた頼信が発する以前に、忠常はみずから甲斐におもむき、すすんで降伏したとの説を採用している。けれども『今昔物語』は華々しい合戦記事を載せており、源頼信の『願文』とは対照的である。また、この『今昔物語』の記事によれば、忠常の居館は衣川の河尻かしまがらの鹿島梶取かしまがらの渡の内海を遙かにはいった対岸にあったとされる。「衣河ノ尻」とは、利根川の河口付近の水郷であろうが、この付近は現在とはかなり地形が異なり、河口は広く沼沢地が多かった。「鹿島梶取」は、かつての香取の海と考えられ、現在の外浪逆浦から利根川の中洲地帯の大利根自然公園のあたりと推定される。さらに「内海」とは、以前の桁沼けたぬま、現在の東庄町笹川背後の水田地帯であったものと考えられる。その内海の入江の奥に忠常の居館が営まれたとされるが、後世、東庄町大友の政所台がこれに比定されて、磯部昌言は正徳五年（一七一五）の『繪葉概録』の中で「忠常上総介に任じ、後下総介となりて、下総州海上郡東大友に住す。」と載せている。

さて、忠常の居館を東庄町東部にある大友城跡であったとする伝説は、かなり古くから存在していたものと考えられ、以下、管見の範囲で、忠常の大友居住伝説の原典を紹介してみたい。

① 『千学集抄』（著者不詳・安土桃山時代）

忠常。上総国上野郷に住し、後に下総に移り給ふ。是より忠常を下総権介と申す也。同東の大友へ御供なり。

② 『掛巢本千葉系図』（著者不詳・中世末期）

忠常。初上総国上野郷住、後下総国海上郡大友移。

③ 『妙見実録千集記』（著者不詳・江戸中期）

上総・下総兩國を領せし忠常、大友に住す。これより七代の間は此処に住す。

これらの史料はいずれも千葉氏関係のもので、古代末期の記載については、家伝の記録によったものと理解される。史料三点とも簡略な記述のみで、その詳細については知り得ないが、忠常は初め上総の上野郷に住していたが、後に下総国海上郡の東庄大友へ移住した経過を伝えている。その居館地に比定される大友城跡は、東庄町大友字政所台に所在する直線連郭式（二郭）の中世城郭である。この政所台付近には、鍛冶屋敷・判の前・旗口・南場・馬返・遠所台・人質曲輪などの地名が分布し、遺跡としては金明水・銀明水の城内用水が確認される。けれども、果たしてこの城跡が忠常時代のものか否か、証明できる史料は皆無である。

この大友伝説については、飯田伝一（上智大学教授）『大友城址考—平忠常について—』（昭和三十四年刊）に詳しい。国史学・歴史地理学の成果を援用しつつ、大友城と平忠常の關係について分析している。また系図類によると、『千葉大系図』には「忠常。上総国大椎城おおいに居住」と載せ、『千葉白井家譜』では「上総国上野郷より下総国海上を経て千葉に移住」と記している。一方、『下総旧事考』では、諸説を整理して上総国大椎城↓下総国大友城↓下総千葉城の住居移住説を提起している。

華々しい攻防戦の展開は虚構にしても、忠常が現在の利根川下流域の水系を掌握して、広大な私営田を開き経済的に豊かであったことは事実であろうと考えられる。源頼信の願文のごとく、忠常が戦わず降伏した叛乱の終末には、それなりの史的な背景があった筈である。それは、私営田経営に依存する忠常の軍団が、地方豪族や有力農民の連合体であり、前引の『左経記』や『小右記』のごとく房総三国は亡国状態となり、軍団の成立基盤である在地の生産そのものを失ったという事態であった。忠常の叛乱は、東国（房総三国を中心とする）の在地土豪を組織して、自分たちの権益を守るため、自分たちで開拓した村落・耕地の上で戦いを展開したのである。そのために、耕土は荒れ果て、農村は疲弊の極に達していたので、源頼信と忠常との間で和平工作がなされ、忠常の子の法師が両者間の交渉にあた

ったとも伝えられる。この叛乱事件は、単に房総地方の騷擾に止まらず、東国一円の行政機能を停止させ、一時的ではあったが「兵」による在地支配の体制を確立した。この点にこそ、忠常の叛乱の真価があり、やがて中世の時代を迎えるための先駆的役割を果たしたのである。

## (二) 千葉氏の誕生と発展

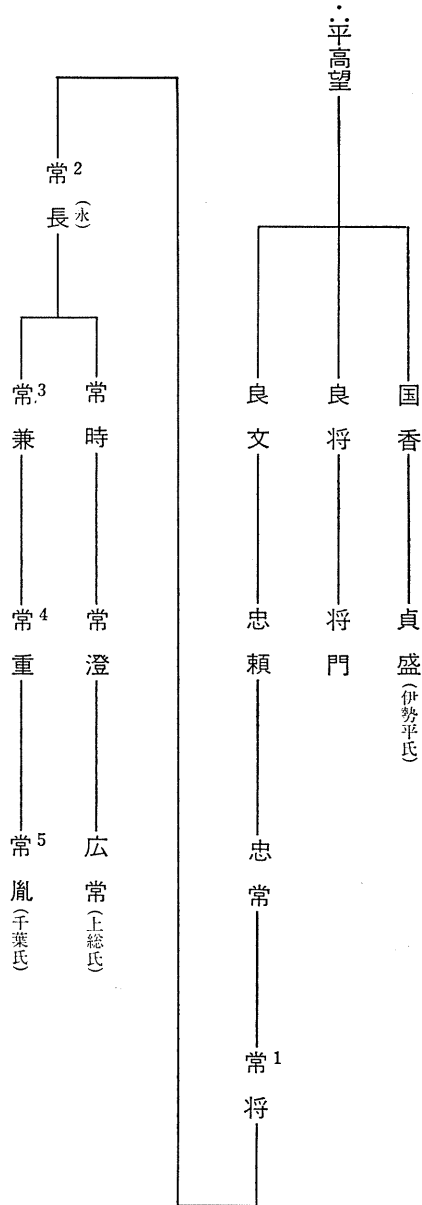
### 1 下総千葉氏の動向

#### (1) 古代末期の千葉氏

利根川の下流部に位置する東庄町の一帯は、中世には下総国東庄とよばれる荘園で、忠常以来の古代千葉氏の基地のひとつであり、千葉介常胤の第六子胤頼の苗字の地でもあった。下総千葉氏は桓武平氏良文流に属する古代末期から中世における関東の豪族で、下総国相馬郡（千葉県西北部・茨城県西南部の地域）を開発し代々千葉介を称する大族であった。

千葉氏の系譜は、寛平元年（八八九）桓武天皇の曾孫たる平高望たいのたかもちの東国下向に始まるが、その第五子である良文（村岡五郎）は相馬地方一帯の開発領主で、子孫は上総・下総・武蔵など南関東の各地に分布繁栄した。中でも、千葉・上総・三浦・土肥・秩父（畠山）・大庭・梶原・長尾の諸氏は、いわゆる「坂東八平氏」と総称される武士団の棟梁で、それぞれ任地の周辺において私営田の開拓につとめ、広大な荘園の在地支配権を確保しつつ土着していった。万寿四年（一一二七）、平良文の孫にあたる忠常は、南関東を舞台として叛乱を起こし、王朝の東国支配を根底から動

第1図 千葉氏略系譜



〔尊卑分脈〕による

揺させたのである。長元四年（一〇三二）、源頼信の出馬で叛乱は收拾されるが、忠常の子息たちは特に処罰されることなく、また相馬郡一帯の所領も没収されなかった。

忠常の子常将以後、千葉氏を称して常長（常永）・常兼と継ぎ、本拠地における私営田経営を復活拡大しつつ、やがて武士団の棟梁として両総地方一帯に勢力を扶植してゆくのである。『千葉大系図』によれば、下総介太郎常兼は父の常長とともに源義家に従軍し、後三年の役（一〇八三、八七）において大功をたてて、義家の奏上によって従五位に昇進、上総国大椎城（千葉市）を本拠として大椎権介と称していた。常兼の子息には、常重・常家・常康・常広・常衡などがあるが、長子の常重が家督を継ぎ、庶子たちは上総の長柄郡、下総の葛飾・匝瑳・海上方面の地頭として配

置されていた。それぞれ、公領の郡司職・郷司職に補せられ、現地の土地・農民に対する領主的支配権を掌中にした新興の在地勢力であった。

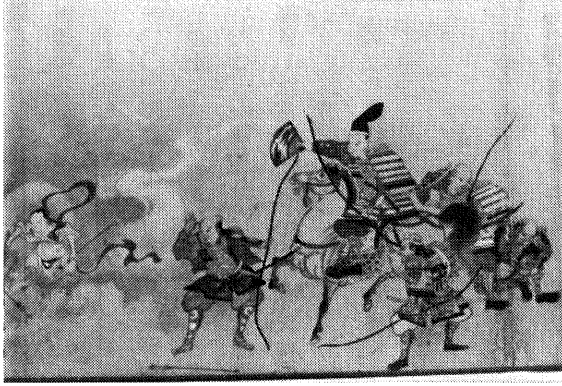
千葉介を継承した常重は、大治元年（一一二〇）亥鼻山に築城の後、同五年には相馬郡布施郷（柏市内）の田地約一〇〇〇町歩を伊勢皇太神宮へ寄進し「相馬御厨」を成立させている。この御厨形成は、千葉氏の相伝私領の支配構造の上に大きな変化があったことを示しており、十二世紀初頭、すでに千葉氏の所領支配が私営田的構造を脱却していたことが窺われる。やがて常重は相馬郷・立花郷（東庄町付近）を没収されるが、保延元年（一一三五）千葉介を継承した常胤の努力で、千葉氏は再び相馬郡司職に補任された。久安二年（一一四六）以降、源義朝との所領競合によって御厨相論が発生、東国源氏の一族である佐竹義宗との抗争事件にまで発展するが、保元の乱（一一五六）のときには常胤は義朝軍に参加しているので、再び源氏との関係が復活されたものと推定される。

## (2) 鎌倉期の千葉氏

治承四年（一一八〇）雌伏二〇年、源頼朝が平家討伐の兵を挙げると、関東の各地で源家ゆかりの武将が呼応、決起した。このとき、千葉介常胤は一族三百余騎を率いて、石橋山の合戦に敗れて安房にのがれた頼朝を迎え、鎌倉居住と関東経営の重要性を説くなど、東国御家人の重鎮として活躍した。さらに文治五年（一一八九）奥州平泉藤原氏の討伐戦に軍功をあげた常胤は、奥州各地に広大な所領を給与され、千葉一族の東北移住をもたらした。本領である下総国内でも常胤諸子とその分族が繁衍して、世に「千葉六党」とよばれる強大な惣領制武士団（長子を中核に団結する血縁武士団）を形成していった。

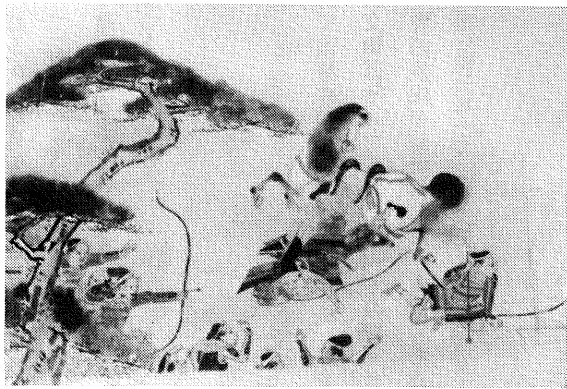
常胤以後、胤政・成胤・胤綱など累代千葉介の活躍は続くが、千葉氏族の所領は、本領下総をはじめ、上総・常陸・

武蔵・遠く九州肥前にまで及んだのである。この下総千葉氏の系譜は、まさに東国武士団の成立と発展の歴史であった。とくに古代末期から鎌倉初期にかけての常胤の時代は、頼朝の挙兵に始まり幕府創設と守護・地頭の設置など、東国武家政権の成立過程を歴史の主体者として体験したのである。



陣出胤成孫胤常胤 (妙見縁起絵巻) (栄福寺蔵)

正治元年(一二九九)、頼朝の急死により將軍職は頼家に継承されるが、幕府の実権は北条氏によって掌握され、建保元年(一二三三)上総国伊北庄における和田義盛の討伐、また宝治元年(一二四七)上総国一宮庄<sup>おほみや</sup>大柳館<sup>おほやなぎ</sup>における千葉秀胤の誅滅など、北条氏は頼朝以来の御家人の排除を着々とすすめていった。北条氏と千葉氏の協力関係は継続してはいるものの、北条氏にとって東国御家人の重鎮である千葉一族を制圧して、長期安定政権を樹立することは急務であった。この北条氏の房総進出の画策は、千葉氏の両総地方における在地支配の形態を大きく変化させたのである。



馬落盛清 (妙見縁起絵巻) (栄福寺蔵)

### (3) 中世後期の千葉氏

十三世紀以降、千葉氏の歴史は分裂と衰退の連続であった。文永十年（一二七三）の蒙古襲来による千葉介頼胤の肥前在留と九州千葉氏の分立、これを契機として下総国内の実権は貞胤流一族へと移り、南北朝の動乱を背景に千田庄一円を舞台として千葉氏族間の内紛が激化するが、やがて妙見信仰を中心とする祭祀共同体Ⅱ惣領制武士団は解体へと傾斜していった。やがて、応永期（一三九四～一四二八）以降、六党武士団の結末は乱れ、古河公方（足利氏）と上杉房頭の対立に連動して千葉一族は完全に分裂、康正元年（一四五五）には馬加千葉氏の叛乱によって千葉城が焼失し、多古・志摩城での千葉介胤直一族の敗死など、千葉家本宗は悲惨な結末を迎えたのである。

馬加千葉氏は、佐倉根古屋城（印旛郡酒々井町本佐倉）を拠点として千葉介を継承したが、その実態は諸豪族の連合政権へと変貌しており、やがて北条・里見など戦国大名の勢力下に組み込まれつつ、天正十八年（一五九〇）の小田原敗滅まで名跡を保持していた。馬加千葉氏の叛乱は、古代末期の開発領主の系譜に連なる千葉氏一門の内部矛盾の総決算であり、北総地方における惣領制武士団の崩壊点でもあった。一方では、中世後期の房総地方において在地の農業生産を基盤に成長をとげつつあった新興国人層（有力名主の武士化したもの）の結集を果たし得なかった千葉氏の歴史的限界性、このことが千葉氏の戦国大名への発展を妨げ、やがては北条氏の被官的存在にまで衰退する原因でもあったのである。

## 2 「千葉六党」の発展過程

## (1) 千葉六党の形成

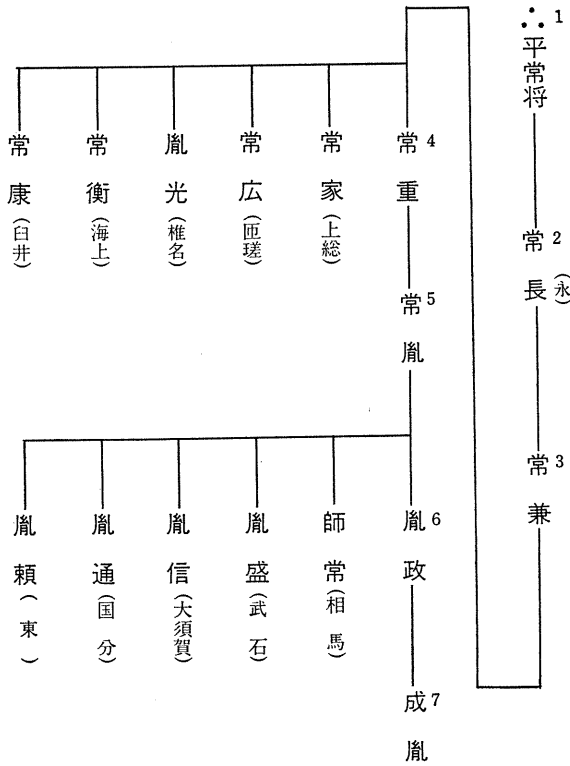
『吾妻鏡』によれば、寿永二年（一一八三）將軍頼朝の嫡子頼家の誕生に際して、千葉常胤の妻女は御台所政子の帯親をつとめ、また長子の胤政が安産祈願の奉幣使として香取神宮（佐原市）に参拝している。この將軍嫡子の「お七夜の儀」は常胤が承って、儀式には常胤の妻が陪膳し、子息六人は白の水干袴に容儀を整えて同席、進物には胤政、師常は甲をかつぎ、胤信・胤盛は馬をひき、胤通は弓箭、胤頼は剣を各々庭上に並べた。このとき頼朝は、兄弟皆容儀神妙の壮士と感嘆し、居並ぶ諸将も、その盛観を等しく称讚したといわれる。

これは頼朝と常胤の間柄を具体的に示す逸話であるが、常胤は単なる幕府創業の功臣ではなく、鎌倉の弁谷と甘縄に屋敷を構えて、頼朝一家とは親密な交友関係にあった。將軍頼朝は、再挙の忠勤を肝に銘じ、終生常胤を宿老として優遇したといわれる。

さて、文治元年（一一八五）の守護補任の以後、常胤は下総における所領の一部を六人の子息たちに分与した。すなわち、嫡子胤政は千葉介となつて宗家を継ぎ、次郎師常は常胤が伝領した下総国相馬郡を受けて、その郡主となり相馬氏を称した。また三郎胤盛は千葉庄武石郷を伝領し、一方、四郎胤信は大須賀保を所領して保内の松子城を本拠とした。さらに五郎胤通は葛飾郡国分郷を領し、六郎胤頼は東庄三十三郷を領有して東氏を称するが、後には海上三崎庄五十五郷をも併領した。この六人の兄弟たちは、前述のごとく惣領胤政を中心に、一朝事ある際には團結する、世に「千葉六党」とよばれる強大な武士団組織を形成してゆくのである。



〔千葉大系図〕による



小笠原長和氏などの研究によれば、常胤の子息たちの所領地は下総北部、とくに利根川の下流域に集中していると  
いわれるが、千葉六党の歴史は常総の荒野を舞台とする営々たる開拓者の歴史であった。現在、利根川や印旛沼・手  
賀沼の水系に属する村々を歩いてみると、千葉氏の守護神たる妙見菩薩が鎮守社として祀られ、千葉氏の支脈を称す  
る旧家も数多い。これらの家々は、月星や  
九曜など星辰紋を家紋として、鎮守妙見社  
の祭祀権を掌握しており、村落北方の水  
源  
地付近に屋敷を構えている。その屋敷地の  
周辺には、必ず堀之内あるいは要害・実城  
と称される中世城郭の遺構が残されてお  
り、中世村落を支配した土豪層に連なる家  
柄の人々であるものと理解される。このよ  
うに、千葉六党の歴史は常総の村々の歴史  
であり、村落景観・氏神祭祀・水利慣行あ  
るいは民俗芸能に至るまで深く影響を及ぼ  
している。以下、次項では常胤諸子の一統  
Ⅱ千葉六党系の武士団の経済的基盤となっ  
た中世郷村について概観してみたい。

## (2) 常胤諸子と分族

## 千葉介胤政系分族

正治三年(一一二〇)胤政は家督を相続して千葉介を継いだ。その子息は境・粟飯原・三谷・

辺田(海上)・寺尾・遠山方(神崎)・白井(鎭木)の諸家に分かれた。胤政系の分布地は、まず

とうやまかた  
(遠山形)

次子常秀が上総国武射郡境郷(山武郡芝山町字境)を経て、上総介広常の遺領を継いで一宮庄大柳館(長生郡陸沢町大矢木)に居領しており、また三男寛秀は古代千葉氏の庶子家たる粟飯原を継いで、その所領(香取郡小見川町付近)を継承している。また、四男胤広は上総国長柄郡三谷郷(長生郡長南町三谷)を領し、後に下総国千田庄中村郷三谷(香取郡多古町中村)へ移った。一方、五男胤忠は三崎庄辺田郷(銚子市内)に居住し、七男師胤は遠山形御厨(成田市遠山)を支配して、その子孫は神崎庄(香取郡神崎町一带)に繁栄した。また、八男胤時は香取郡白井郷(山田町)を領して、その子孫は匝瑳北条庄鎭木郷(香取郡干潟町鎭木)方面に繁栄した。

## 相馬師常系分族

次郎師常は、父常胤が伝領した下総国相馬郡を受けてその郡主となり、文治五年(一一八九)奥州征伐の勲功によって陸奥国行方郡(福島県)を賜った。その子孫は相馬氏を号し、関東御家人として活躍するが、北相馬郡守谷城(茨城県守谷町)を本拠として、支族には矢木常家(流山市八木)・戸張行常(柏市戸張)がある。また「相馬文書」には、鷲野谷・箕輪・泉・大井・高柳・藤ヶ谷・上柳戸・舟津・金山(以上、東葛飾郡沼南町)、左津間・粟野(鎌ヶ谷市)・増尾(柏市)などの郷村が記され、現在の手賀沼南部の台地一帯が相馬氏の勢力範囲であったものと考えられる。

一方、陸奥国内の所領は、庶子・代官を派遣して管理していたが、相馬氏が行方郡に下向したのは、元亨三年(一一三三)以降の師胤・重胤の時代であった。奥州相馬氏の惣領家は、現在の福島県原町市太田の別所館を本拠とし

て、南北朝期には重胤・親胤父子は一時宮方に属したが、のち足利氏に従った。建武三年（一二三六）以降、小高城（相馬郡小高町）を築いてこれに移る。戦国期には伊達氏との間に激烈な抗争を展開し、最後まで独立を保ち得ている。『相馬系図』によれば、義胤に至り豊臣秀吉の小田原征伐に参向して本領を安堵され、慶長三年（一五九八）以降、牛越城・中村城などに移封されて、相馬氏は六万石の禄高を保ち、明治に至り子爵を授けられている。

### 武石胤盛系分族

三郎胤盛は、千葉庄武石郷（千葉市幕張町武石付近）を伝領し、木曾義仲の討伐戦や奥州征伐などの軍功によって、陸奥国の宇多・伊具・亘理三郡に所領を賜わった。その子孫は武石氏を称して亘理地方で繁栄するが、胤盛の曾孫宗胤が乾元元年（一一三〇）はじめて亘理城（宮城県亘理郡亘理町）に移住している。この宗胤の孫高広は陸奥国司の北畠顕家に従軍して、顕家が泉州安部野で討死の際、高広も奮戦の末に落命したと伝えられる。高広の子広胤から亘理氏を称するが、足利尊氏に属して本領三郡安堵の御教書を得ている。

戦国時代の亘理氏は、右近大夫宗元に至って伊達家に属し、慶長十一年（一六〇六）定宗のとき、伊達姓を与えられた。いわゆる「伊達騒動」で暗躍する伊達安芸宗重は右近定宗の子で、伊達一門の三席を占め、遠田郡涌谷邑主として二万二〇〇〇石余を領していたと伝えられる。

### 大須賀胤信系分族

四郎胤信は、香取郡大須賀保（大栄町と成田市・下総町の一部）を伝領して、保内の松子城（大栄町）を本拠とした。『源平盛衰記』によれば、胤信は「一の谷合戦」の参加者交名（氏名を連記すること）中に登場し、文治五年（一一八九）の奥州征伐には父常胤らと共に出陣して、多賀国府で頼朝と参会したが、その軍功により岩城郡内（福島県いわき市）に所領を与えられた（『奥相秘鑑』）。また、常胤の好島庄（福島県好間川流域）の預所職（莊田の施入時にその条件等を見する者）を受継いで、同庄内三郷の地を得ている（飯沼文書）。その後、胤信は東庄二郷の地を嫡子通信に分与したが、宝治元年（一二四七）以降、西庄の預所職は伊賀氏が握ることと

なつた。そこで東庄のみを維持して鎌倉末期に至るが、相馬氏ほどの発展を見ることがなかった。

また胤信は、元久二年（二二〇五）の畠山重忠誅伐戦の際には北条義時のもとに従軍し、建保元年（二二二二）和田義盛の叛乱にも軍功があつて、甲斐国井上庄を賜っている。胤信の子息たちは、大須賀・多部田・奈古谷・成毛の諸家に分れて、嫡子通信は大須賀氏を継いで保内松子城に居領し、三男胤村は埴生庄荒海郷（成田市荒海）を本拠とした。また四男重胤は保内の奈古谷（下総町名古屋）に居住し、一方、五男範胤は成毛（神崎町成尾）を本貫地として後に君島氏を称した。

通信の子胤氏は、宝治合戦（二二四七）に連座した千葉秀胤を一宮大柳館に攻め滅ぼしたが、この兵乱の際、大須賀氏の一族中から秀胤に与力して生捕りになつた者や逐電者が出たりするなど、一族間の対抗がこの合戦を通して表面化したことが看取される。その後、一族は団結して、南北朝～室町時代の大須賀氏は、千葉介の補佐役となり、下総の守護代をつとめるなど重きをなした。一方、『君島系図』によれば胤信五男の成毛範胤は、宝治合戦の際に三浦泰村へ与力したため、合戦後下野の宇都宮氏を頼り、同国君島郷に住して宇都宮氏の被官となつて、君島十郎左衛門尉嗣胤と改名したと伝えられる。

また『大須賀系図』や『藩翰譜』によれば、胤信の次子胤秀の嫡男重信の末裔が、戦国時代、三河国幡豆郡掃部野場村に住して、正綱・康高・忠政の三代が徳川家康に仕えたと伝えられる。康高は遠江国横須賀三万石、忠政は上総国久留里三万石、のち再び横須賀に転じ六万石を領した。しかし、忠政が榊原家からの養子であったため、元和元年（二六一五）榊原康勝の卒去に伴ない、忠政の嫡子忠次が榊原家を継承し、大須賀家は断絶した。

### 国分胤通系分族

五郎胤通は、葛飾郡国分郷（市川市国分）を本貫地とするが、香取郡内にも所領を得ており、次男親胤は大戸庄（佐原市大戸）へ移り、三男有通も大戸庄付近の村田（大栄町村田）へ移住した。

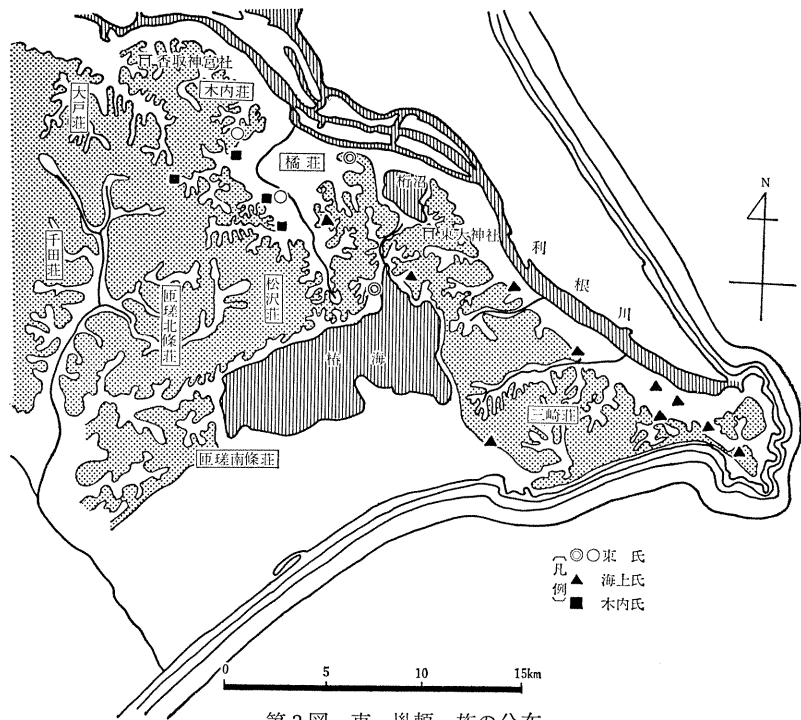
また、庶子常義の子息たちは大戸庄・神崎庄（佐原市西南部）の一円に分散し、本矢作城（佐原市矢作）を中心に「矢作惣領」と称された。一方、嫡子常通系の朝胤は樺海西北の松沢庄関戸城（千潟町関戸）を本拠として、「松沢惣領」と称され、守護代などをつとめ香取郡一帯に勢威を振るった。

国分胤通は本領のほか陸奥や遠江・三河の諸国にも加恩の所領があり、文治五年の戦功によって陸奥国宮城郡国分郷（宮城県仙台市付近）を賜って、庄内の郷六（仙台市郷六）に居住、のちに千代城に移ったといわれる（『国分系図』）。胤通については、『吾妻鏡』元久二年（一二〇五）六月の条の畠山重忠が誅せられた時、その討伐軍の中に葛西清重など陸奥地方に所領を有する御家人たちと共に「国分五郎胤通」の名が散見する。

### 東胤頼系分族

六郎胤頼は、香取郡東庄（東庄町・小見川町・山田町・千潟町）と海上郡三崎庄（銚子市・海上町・飯岡町）の一円を知行して、その本拠は下総須賀山城（東庄町須賀山）であった。●やがて、平氏政権下の京都に出て、遠藤盛遠の推薦により上西門院統子に仕えて、従五位下に叙せられ、頼朝の拳兵にあたっては父常胤に頼朝支持をすすめて率先して下総国内の平家方人と合戦している。

その子息には、東重胤・木内胤朝（小見川町木内）・風早胤康（松戸市本郷）・小見胤光（山田町小見）がいる。承久の変（二二二）後、東重胤の子胤行は功によって美濃山田庄を賜り、叔父にあたる木内胤朝も淡路国由良庄の地頭職を得ている（『系図纂要』）。この胤朝は下総守に任じ、任期後、木内下総前司と称されたことから、子孫は下総氏を名のり、その庶流には油田（小見川町油田）・虫幡（同町虫幡）・田部（山田町田部）などの諸氏がある。一方、東胤頼の孫胤方は海上氏を継ぎ、その弟の胤久・胤有も海上氏を称して、海上森戸城（銚子市森戸）に居住した。海上胤方の子



第3図 東 胤頼一族の分布

孫は、本庄・舟木・高神・松本（以上銚子市内）の諸氏に分流して、海上三崎庄を中心に阿玉郷（小見川町阿玉台）・横根郷（飯岡町横根）・粟野郷（東庄町粟野）方面に割拠して、それぞれ戦国期に至るまで繁栄したのである。

### (三) 中世荘園制の展開

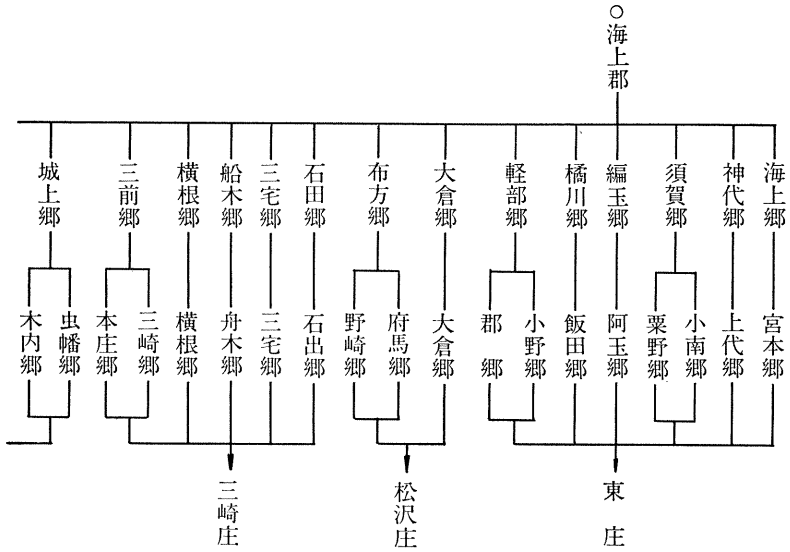
#### 1 律令制から荘園制へ

平安時代の中期以降、房総各地に多くの荘園が形成され、やがて荘園は武士団の活動の温床となった。房総地方の荘園の分布は、北部に多く分布して、南部は比較的少ない。房総半島の北部では、下総台地をめぐる太日河流域、手賀沼・印旛沼・香取浦の周辺が古墳時代から開發され、荘園制の展開する条件を整えており、相馬御厨をはじめ葛西庄・神崎庄・大須賀保・橘庄(後の東庄)などが古くから知られている。一方、九十九里浜の北部でも、河川水系ごと小平野が拓かれ、谷地や扇状地・台地縁辺部が耕地化されて、三崎庄・熊野神領(匝瑳南庄)などが知られる。

この荘園制の全国的拡大がみられる十一〜十三世紀において、国領(古代郡郷制)も急速に解体、中世的な支配單位である郡・郷・保・別名などが併列的に複雑な形で出現してくる。ここでは郷といっても、『和名抄』(倭名類聚鈔)にみえる律領制郡郷(古代の郷里制)とは異った領域としての郷であり、保・別名なども、要するに国領の一部分の管理を在地の豪族が請負っている単位なのである。

古代の郷里制に基づく郷は、八世紀以降、律令体制の崩壊する過程で荘園をはじめとする御厨・牧・柚・藪など貴族・寺社の所領に転化していった。また、荘園化されなかった国衙領内部の郡・郷など、行政的な部分も変化していった。十三世紀以降、『和名抄』記載の古代の郷名は史料・文献に現われなくなり、反対にこのころから中世的郷名が次第に多くなってくる。ここでは郷土地方に関係ある古代の海上郡・香取郡について、古代郡郷制の解体と中世的

## 第4図 古代郡郷と中世郷村の形成



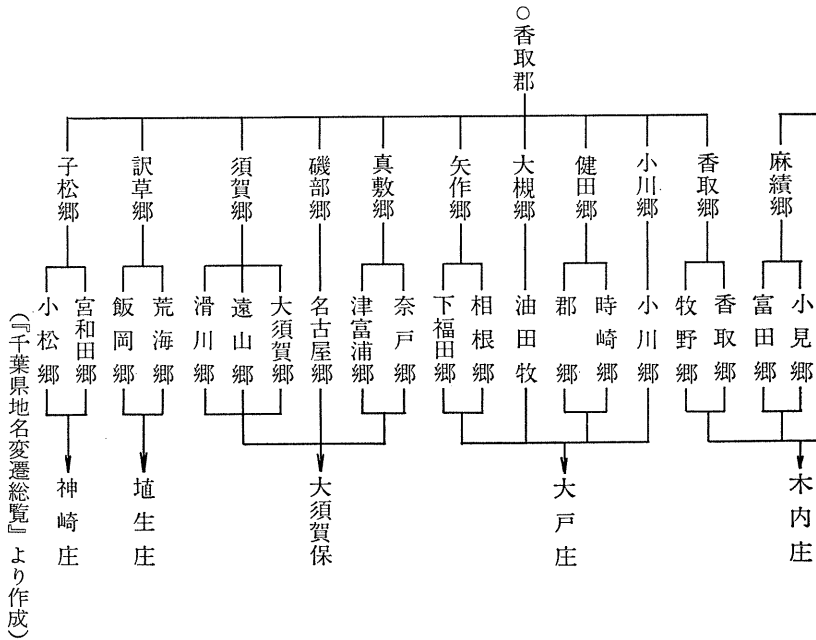
郷村の形成過程について概観してみたい(第4図参照)。

この一覧表は、羽山事修氏編集の『千葉県地名変遷総覧』の關係記事を整理し作成したものであるが、海上・香取地方の中世的郷村の形成される過程が大観される。例えば海上郡の場合、『和名抄』段階では海上郷以下一五郷であったものが、三崎庄・東庄が成立したとみられる十二世紀後半には宮本郷・上代郷など二一郷となっている。また香取郡では、香取郷以下一〇郷であったものが、一七郷・一牧となっている。これらの中世的郷村を基礎に荘園制は展開するのである。羽山事修氏の『変遷総覧』は<sup>むらおか</sup> 郡岡良弼の『日本地理志料』を基本資料とされており、地方史料に出現する中世的郷村とはやや異なる点もある。しかし、東庄以下の荘園が基盤とした地理的範囲については大過ないものと思われ、各庄の位置・荘域について次項で再検討してみたい。ここでは中世史料に現れた各庄の郷村の名称のみを整理・紹介するにとどめ、さらに近世初頭の遺称を採録しておく。

△東庄▽

上代——東庄上代郡・嘉元三年(一一三〇五)・金沢文庫文書





栗野——橘庄号東庄栗野郷・正和二年(一三三三)・円福寺文書

黒部——東庄上代郷黒部村・元亨三年(一三三三)・金沢文庫文書

小南——東庄小南郷・永徳二年(一三八二)・黄梅院文書  
 △三崎庄▽

舟木——三崎庄舟木郷・文治五年(一一八九)・吾妻鏡  
 横根——三崎庄横根郷・文治五年(一一八九)・吾妻鏡  
 長塚——三崎庄内浜長塚・正和二年(一三三三)・円福寺文書

本庄——三崎庄本庄郷三崎村・明徳元年(一三九〇)・円福寺文書

大多和——三崎庄内大多和村・観応二年(一三五二)・鎌倉法華堂文書

猿田——海上郡猿田郷・天正十八年(一五九〇)・猿田神社文書

石出——海上郡石出郷・元和三年(一六一七)・谷本文書

△木内庄▽  
 廻山——木内庄廻山・応安二年(一三六九)・奈良郡智

大社経筒銘文

小見——香取郡木内庄小見郷・天正十年（一五八二）・原文書

△大戸庄▽

牧野——大戸庄牧野村・延文三年（一三五八）・観福寺板碑銘文

△神崎庄▽

宮和田——神崎御庄宮和田郷・正元二年（一二六〇）・神崎神社文書

小松——神崎御庄小松郷・正元二年（一二六〇）・神崎神社文書

△大須賀保▽

毛成——大須賀保毛成草毛両村・延慶元年（一二〇八）・円覚寺文書

奈土——大須賀保奈土郷柴村・応安四年（一二七二）・金沢文庫文書

以上、中世史料にあらわれた各庄の地名であるが、もちろん、これがすべてではなく、あくまでも管見の範囲にすぎない。『千葉大系図』によれば、東庄三十三郷あるいは三崎庄五十五郷といわれ、数多くの郷村が存在した筈である。中世史料を補充する意味において、近世初頭の古検地帳に記載された「中世的遺称」を整理してみた。

△天正十九年検地帳▽

鹿野戸——東庄郡郷枝鹿野戸村（鹿野戸区有文書）

宮本——香取郡東庄宮本村（飯田文書）

谷津——東庄郡郷枝谷村（谷津区有文書）

桜井——東庄桜井村（下桜井区有文書）

今郷——東庄郡郷枝今郡村（今郡区有文書）

諸持——香取郡東庄諸持郷（諸持区有文書）

松岸——海上郡三崎庄松岸郷（松岸区有文書）

柴崎——三崎庄堀之内柴崎郷（海上八幡神社文書）

猿田——三崎庄猿田郷（猿田神社文書）

木内——木内庄木内郷（木内文書）

虫幡——木内庄木内郷虫幡村（伊藤文書）

府馬——香取郡府馬領長岡郷（小出文書）

△慶長期検地帳▽

大友——香取郡東庄大友村（大友区有文書）

返田——香取郡返田郷（椎名文書）

津宮——香取郡津宮郷（宮本文書）

岩崎——香取郡岩崎郷（岩崎区有文書）

これらによって確認された各庄の郷村は、以下のごとく整理でき、その地理的範囲を推測することができる。

△東庄▽ 上代郷・粟野郷・小南郷・郡郷・宮本郷・桜井郷・諸持郷

△三崎庄▽ 舟木郷・横根郷・本庄郷・猿田郷・松岸郷・柴崎郷

△木内庄▽ 木内郷・小見郷

以上、海上・香取地方の郷村の変遷を素材として、律令制から中世荘園制への推移をみてきたが、ここで新旧の郷村の性格について触れておきたい。房総地方における中世の郷村について研究された福田豊彦氏によれば、『和名抄』の「郷」は洪積台地の縁辺や河川・湖沼に沿って、ほとんど同一等高線上に分布しているといわれる。また、貝塚や古墳など古代遺跡の分布とほぼ一致しており、さらに「郡」はほぼ河川を単位として設置された可能性があることを

指摘されている。これは律令期の「郡」が、河川の水系ごとに割拠した「国造」の支配圏を前提としていたことを示し、また「郷」の分布は律令期の支配が郷戸と班田の対象となる水田耕地にほとんど限定されていたことを反映しているものと考えられる。

これに対して、新興の領主（在地武士）によって設置された中世の郡・郷・庄は、丘陵台地に奥深く入り込み、山林・牧野をも含めた領域的な支配形態をとり、河川系統によって限定されることはなかった。とくに、千葉系の武士団によって開発された村々は、馬牧的性格がつよく、広大な山林・原野を含む場合が多く、郷土周辺では香取神領であった油田牧（大槻郷）などその典型である。東庄内に分布した諸郷の中で、上代郷については比較的に詳細な史料が残されており、その内部構成（村落・耕地・年貢関係）を知ることが可能であるが、多くの場合は郷名を知るのみである。

## 2 郷土地方の荘園

### (1) 東 庄（橋庄）

東庄は常胤の第六子胤頼の苗字の地で、香取郡東庄町を中心に山田町・小見川町・干潟町にまたがる台地の荘園である。ここは忠常以来、古代千葉氏の基地のひとつで、保延二年（一一三六）常胤の父常重が相馬郡とともに国守の藤原親通に没収された立花郷は、東庄の前身と考えられる。

『吾妻鏡』の文治二年（一一八六）の条には「橋庄、二位大納言領」とみえて、清水正健は『荘園志料』の中で「和名鈔海上郡橋川郷の地なり」としている。胤頼以降、東庄と称されるが、三崎庄と併せて海上庄とも汎称されてい

る。『千葉大系図』には東庄三十三庄と載せて、中世史料には上代郷・粟野郷が散見する。上代郷は、『和名抄』の海上郡神代郷の範圍と考えられ、大久保・原・関戸・舟戸・万才・桜井・和田・神田の村々がこれに属した。

また『王子社記』（東大社文書）には「東庄十二郷四十六村」とみえ、阿玉は『和名抄』の海上郡編玉郷の範圍と考えられ、阿玉台・貝塚・久保・和泉・五郷内・布野・川頭などの村々がこれに属した。

東庄の根本領主は胤頼系の人々によって相伝されたが、元亨二年（一三三二）以降、上代郷が収公され金沢称名寺領となり、また永徳三年（一三三三）には小南郷が足利氏満によって鎌倉勝福寺に寄進されている（東慶寺文書）。

## (2) 木内庄

『吾妻鏡』文治二年（一一八六）の条には、二位大納言領として橋庄とともに木内庄がみえるが、『莊園志料』では「和名鈔海上郡城上郷の地か」とされる。東胤頼の子胤朝は、東庄の南部を領して木内氏を称し、胤朝の子胤時が小見郷を所領しているので、山田町一带を中心とする台地莊園であったものと理解される。

## (3) 三崎庄

この三崎庄は、東庄とともに「海上庄」と汎称され、銚子市と海上郡海上町・飯岡町に展開される下総国東端の莊園である。『吾妻鏡』によれば、三崎庄は片岡常春（常陸佐竹氏の女婿）を経て文治元年（一一八五）常胤に宛給され、東胤頼に相伝され胤方系の子孫が海上氏を称している。この三崎庄の領家は九条家で、『明月記』によれば、藤原定家がこれを拝領したといわれ、代々和歌を巧みとした東氏と定家の接触が想定される。

『莊園志料』によれば、「和名鈔、海上郡三前郷みまきの地にて、五十五郷を有すと云ふ」とあり、横根・舟木二郷は『吾妻鏡』にみえるが、横根は『和名抄』中の海上郡の郷名にて庄内南端に位置する。また、円福寺文書には、正和二年（一一三三）本庄内浜長塚、明徳元年（一一九〇）本庄郷三崎村がみえて、この村々が庄の本郷であったことが理解される。

#### (4) 大須賀保（郷）

大須賀保は、常胤の子息である四郎胤信の苗字の地で、大慈恩寺文書にみえる多くの郷村から判断すると、香取郡大柴町・下総町を中心に成田市の一部を含み、下総台地に奥深く入り込んだ広大な荘園である。『香取文書』の文永八年（一二七一）の下文にみえて、保内に毛成村・草毛村・柴村があり、延慶元年（二二〇八）には鎌倉円覚寺の所領となっている。

大須賀氏代々の居館は、大須賀川上流の谷に面した松子城であると伝承され、その支族は荒海・奈古屋・毛成の方面に分れて繁栄した。

#### (5) 大戸庄・神崎庄

『吾妻鏡』文治二年（一一八〇）の条に「下総国三崎庄殿下御領、大戸神崎同」とみえて、三崎庄とともに九条家の領地であった。この両庄は香取社の末社である大戸・神崎両社に属した荘園であったものと推測され、『千葉大系図』によれば、常胤の第五子である国分胤通は「本矢作」に居住したと記され、その子常義の子孫は「矢作惣領」と称し、一方、遠山方師胤の子師時は神崎氏を称して庄内の宮和田郷に住した。

## 第二節 鎌倉幕府と東氏の發展

### (一) 鎌倉將軍と東氏三代

#### 1 治承内乱と東胤頼

源頼朝の東国政權成立の推進力となったのは、北条時政以下、千葉介常胤・上総介広常・三浦介義明など、南関東の豪族的領主層の活躍であった。とくに、千葉介常胤は、治承四年(一一八〇)の挙兵以来、族党の全力を傾けて頼朝の関東平定に協力するが、その先駆けとなったのは常胤六男の東胤頼であった。

『吾妻鏡』によれば、千葉六郎大夫胤頼は早くから京に上り、父常胤の代行として「瀧口祇候」の番役に就いていた。その後、遠藤持遠の推挙によって上西門院統子(一一二六〜八九)に仕え、その院給にて従五位下に叙せられた。また胤頼は、持遠の縁者である高雄山神護寺の文覚上人とは「師壇」(師弟)の關係にあり、上人から文学・政治・歴史などを学んだと伝えられる。『平家物語』によれば、文覚上人は高雄山再興を訴願するが果たさず投獄され、そのために平氏打倒の志をいだき伊豆に流されて頼朝と接触したといわれる。

治承四年、源三位頼政の挙兵直後、京都に在った千葉胤頼は三浦義澄とともに急拠関東に馳せ向かった。『吾妻鏡』治承四年六月廿七日条をみると、つぎの如き記載がある。

三浦次郎義澄(義明二男)千葉六郎大夫胤頼等北条に参向す。日頃京都に祇候せしが、去月中旬のころ、下向せんと欲するの

刻、宇治合戦等にかかわるに依つて、官兵のために抑留せらるるの間、今に遅引す。数月の恐懼を散ずるため、参入の由之を申す。日ごろ参役によつて在京せるなり。武衛くだんの兩人に対面し給ふ。御閑談に時を移す。他人之を聞かず（原漢文）。

この胤頼・義澄の下向は、「院宣」入手のため秘かに上洛した文覚上人の連絡によるものと考えられ、兩人は武衛（頼朝）と他人を交えず、拳兵計画を打合せたものと推測される。

八月廿日、頼朝は伊豆・相模の兵三百余騎を率いて拳兵するが、石橋山合戦で大庭景親のために破られ、海路、安房国へとのがれ土肥実平・三浦義明らと合流した。当時、房総地方では上総介広常が勢力を得ていたが、平氏政権下の在庁官人であった広常は背向とみなされ、安西景益の進言もあつて頼朝主従は下総の千葉介常胤を頼つたのである。頼朝からの特使を受けた常胤は、胤頼の頼朝奉伺の意見を容れて、一族あげて郎党を率いて参陣することを、使者の安達盛長に即答したのである。

当時、下総周辺には平家の党人が多く、香取内海の北岸にある常陸国金砂城には、平家に款を通ずる佐竹一族が蟠居し、東に接する海上郡三崎庄にはこれと親族関係にある片岡常春が領主として据わっていた。さらに、下総国中央部の広大な荘園、千田庄には刑部卿平忠盛の掎たる領家判官代親政などが勢力を張っていた。『吾妻鏡』や『源平闘諍録』によれば、この親政は藤原姓で、平忠盛の女婿、すなわち清盛の義兄弟にあたり、皇嘉門院領たる匝瑳北条庄（八日市場市）・千田庄（多古町・栗源町）を掌握していた。

『吾妻鏡』治承四年九月十三日条によれば、胤頼は甥の成胤とともに下総国目代もくたひの館を急襲し、千葉一族は平家に対する公然たる謀叛に踏みきつたのである。この兵乱を鎮圧すべく進軍した親政は、千葉庄結城野の合戦に敗れて、ついに生虜いけどられた。やがて、危険分子の掃討作戦を終えた常胤は、族党三百余騎を率いて下総国府（市川市国府台）で頼朝と参会した。苦境にあつた頼朝は、常胤を座右に招いて「すべからく司馬（常胤）を以て父となすべし」と感激し



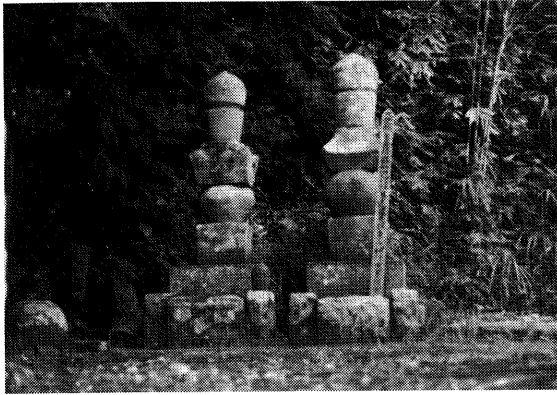
たといわれる。

同年十月、富士川合戦の直後、頼朝は相模国府において第一回の論功行賞を実施したが、この時、常胤も北条氏以下の武将とともに本領を安堵され、旧来の地位である下総権介(号千葉介)を公認された。また『吾妻鏡』は、胤頼の功績に関して「常胤に勧めて最もさきに参向せしむ。兄弟六人の中、殊に大功を抽んずる者なり」と記している。その後、常胤は佐竹氏の討伐戦に活躍するが、一方では頼朝に対して鎌倉居住と関東経営の重要性を説き、鎌倉幕府

成立への大きな原動力となったのである。

さらに、西国討伐や奥州平定など千葉一門の活躍は続くが、ここでは『吾妻鏡』の記事によって六郎大夫胤頼の足跡を追ってみたい。まず、寿永三年(一一八四)二月五日条では、摂津国一谷合戦に従軍した七万六千余騎中に、常胤以下、東六郎胤頼・相馬次郎師常・国分五郎胤通の兄弟が加わっている。さらに寿永四年(一一八五)十月廿四日には、頼朝の鎌倉南御堂供養に参列、文治四年(一一八八)三月十五日には頼朝の鶴岡八幡宮大供養の隨兵に参加している。また、文治五年(一一八九)八月には奥州藤原氏の討伐戦が開始されるが、八月廿五日、胤頼は衣河の館において基成父子を生虜いびとるなど活躍している。

一方、建久元年(一一九〇)十月二日には、頼朝の上洛に供奉、常胤・境常秀とともに「最末を供奉すべきの旨」を下知されている。また、建久五年(一一九四)八月八日には相模国の日向山薬師参詣、翌年三月十日には奈



伝東胤頼墓塔(芳泰寺境内)

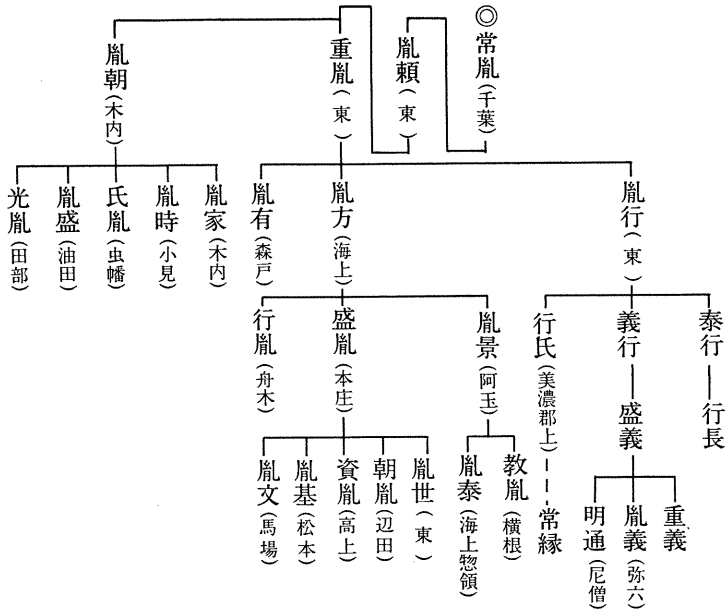
良の東大寺供養などに供奉している。ここで『吾妻鏡』における胤頼関係の記事は終り、同年八月十六日の鶴岡社頭での流鏑馬やぶさめには長男の平太重胤が四番騎手として登場する。正治三年（建仁元年・一二〇一）には父常胤が八十余歳で没し、晩年の胤頼は剃髪して法阿と号し、宇都宮頼綱（運生）・塩谷朝業（信生）とともに法然上人の熱心な門徒であった（井川定慶『法然上人の撰集』）。京都に在って仏門修業に日々を過した胤頼は、安貞二年（一二二八）十月十二日、波乱の生涯を閉じる。享年七十四歳であった（『千葉大系図』）。

## 2 東胤頼と三崎庄

源頼朝が覇権を握るにおよび、東国の政治状況が安定すると、六郎大夫胤頼は父常胤の所領から橘郷たちばなごう三十三郷を継承して、東下総の大豪族東氏の祖となった。中世北総地方の城館跡を精査された内田栄一氏の見解によれば、東胤頼は初め上代郷前掛城（香取郡干潟町桜井）に居領していたが、後に三崎庄（海上庄）五十五郷を領するにおよび須賀山城（東庄町須賀山）へ移り、建保六年（一二二八）、森山城（小見川町岡飯田）を築いて移住したといわれる（大類伸編『日本城郭全集』③・千葉県・昭42）。

胤頼が継承した橘庄は、東庄とも別称され、平忠常以来の千葉系武士団の根拠地であった。すでに触れたように、この荘園は千葉常重が相伝し、保延二年（一二三六）下総国司の藤原親通に没収された「立花郷」が前身であるものと考えられる（福田豊彦『千葉常胤』一二三ページ）。この国司親通は、領家判官代親政の祖父にあたり、胤頼の危険分子の掃討作戦は旧領回復への軍事行動でもあった。下総外辺の要地を掌握した東氏本宗は、庄内の桜井・須賀山・森山などに居城を占め、その分流は東隣の三崎庄方面にも繁栄した。『千葉大系図』によれば、胤頼の孫にあたる胤方の

第5図 東・海上氏略系譜



『神代本千葉系図』『松羅館本千葉系図』



海上胤方再興の常燈寺と本尊仏(銚子市常世田)

注記に「承久年中被<sub>レ</sub>分<sub>ニ</sub>与<sub>ニ</sub>下総国海上郡。故号<sub>ニ</sub>海上次郎<sub>一</sub>也。以<sub>ニ</sub>海上太郎常幹之裔絶<sub>一</sub>、起<sub>ニ</sub>於此称号<sub>一</sub>。」とあり、平常兼の子息である常衡（海上与市）系の海上氏はその子常幹の代で一度断絶したらしく、東氏は胤方を以てその名跡を復興したものと推測される（伊藤一男『東氏一族と北総の荘園』）。

三崎庄は、下総国の最東端部に位置する荘園であるが、『吾妻鏡』によれば、源平争乱期には片岡常春が所領していた。平氏滅亡の後、常春の舅である佐竹忠義に同心謀叛の企てありとして没収され、文治元年（一一八五）常胤に与えられた。以下、『吾妻鏡』の関係記事を抄出して、三崎庄の伝領経過について概観してみたい。

①養和元年（一一八一）三月廿七日条

片岡次郎常春、謀叛の聞有るに依り、雑色を彼の所領下総国に遣はして召さるるの処、領内に乱入すと称し、乃ち御使を傷け、面縛すと云々、仍って罪科重畳の間、所帯等を召放たるの上、早く雑色を進ず可きの由、今日仰下さる云々。

②元暦二年（一一八五）十月廿八日条

片岡次郎常春、佐竹太郎（常春の舅）に同心し、謀叛の企有るの間、彼の所領下総国三崎庄を召放たれ畢んぬ、仍って今日千葉介常胤に賜はる、勤節等感ぜらるるに依てなり。

③文治五年（一一八九）三月十日条

片岡次郎常春、奇謀の聞有るに依りて、所領等下総国三崎庄、舟木、横根を召放たると雖も、元の如く返付せらるるの処、沙汰人等、日者の融を忽緒せしむるの由、停止す可きの旨仰下さると云々。

まず①によると、養和元年（一一八一）三月、金沙城佐竹氏の連類たる片岡常春に謀叛の風聞があるとして、頼朝は雑色（郎党）を三崎庄に派遣するが、常春は領内乱入という理由で雑色を暴行・逮捕してしまった。さらに②によれ

ば、元暦二年（一一八五）十月、常春は佐竹氏に同心謀叛を企てたので、その所領は没収され千葉常胤に与えられた。しかし、③によれば文治五年（一一八九）に至って、一時、三崎庄は元のごとく常春に返付された。彼のほかに「沙汰人」が置かれていた。この沙汰人職は、平家没官領ぼつかんりょうを給与された場合の管理者の総称であり、下司・地頭と同義であるとされる。この三崎庄は、正治元年（一一九九）、摂関家から藤原定家に与えられる。在地には地頭の存在が知られ、地頭職は東氏が保持していたものの如くである（『明月記』）。文治五年当時の沙汰人が、正治元年における地頭と同一人物であるか否かは即断できないが、東胤頼あるいは子息重胤ではなかったかと推測される。この時点で、東氏は三崎庄五十五郷の広大な荘園を掌握するのである。本領の東庄三十三郷と併せて、下総東部に不拔の勢力を築いたのである。

### 3 將軍実朝と重胤・胤行父子

東胤頼の没後、長子重胤が家督を嗣ぐが、重胤は東平太兵衛尉と称し源実朝の側近に仕えて、『吾妻鏡』には「無雙そうの近仕きんじ」として登場する。父の胤頼は藤原定家について和歌を学んだ文雅の士であった。その父に従って早くから京都に上り、東所と号して歌道に熟達していた。歌道に長じた將軍実朝は、つねに胤行を召し連れ、四季の吟行や社寺参りをしたと伝えられる。爾後、東氏は歴代、すぐれた歌人を多く輩出するが、重胤の嫡男胤行もまた父の才能をひき継いで、御家人中でもすぐれた歌人の一人であった。

『吾妻鏡』によれば、重胤が父胤頼に代って公的活動を開始するのは、建仁三年（一一一三）の実朝元服以後のことである。同年十月八日、將軍実朝の元服の儀は北条時政の名越亭で催されるが、東太郎重胤は「役送六人衆」の一人

として登場する。重胤が実朝の歌会に侍すのは元久三年（一二〇六）以降で、つぎに『吾妻鏡』の関係記事を抄出してみたい。

①元久三年（一二〇六）二月四日条

四日 乙卯 大雪降る。鶴岳宮の祭例のごとし。晩に及びて將軍家、雪をみ覧んがため名越山なごせの辺に御出、相州（義時）の山庄において和歌の御会あり。相模太郎（泰時）・重胤（東）・朝親（内藤）等、その座に候す。

②元久三年（建永元年）十一月十八日条

十八日 乙未 東平太重胤、下総国より参上す。これ無雙の近仕なり。しかるに白地あからまの暇いとまを給はりて下向するのところ、在国数月に及ぶ。よって御詠歌を遣はして、これを召さるといへども、なほもつて遅参するの間、御気色ごきしやくを蒙りて籠居すと云々。

③承元四年（一二二〇）十一月廿一日条

廿一日 乙巳 雪降る。幕府の南面において和歌の御会あり。重胤・朝盛（和田）等祇候すと云々。

元久三年（一二〇六）の和歌御会は、十五歳の実朝にとつて初めての歌会であり、重胤は内藤知親とともに出席している。また、その年の暮近くに重胤は將軍実朝の勘氣に触れたことがあった。重胤は暫く休暇を給わり領国の下総東庄へ帰っていたが、数か月たつても帰任しなかった。そこで、待ちかねた実朝は詠歌を以て早く帰るように催促したが、果たさず重胤は勘氣を蒙ったのである。この『吾妻鏡』の記事を裏書きするものとして、『金槐集』中の実朝の歌二首をあげることができる。

遠国へまかれり人、八月ばかりに帰り参るべき由申して九月まで見えざりしかば、人のもとに遣はし侍りし。

こむしもたのめぬうはの空にだに

秋風ふけば雁は来にけり。

今来むとたのめし人は見えなくに

実朝がいかに重胤を信頼し、その帰任を心待ちにしていたかを示す作品であるが、その期待を果たさなかった重胤の謹慎は一箇月余に及んだが宥免の沙汰がなかった。『吾妻鏡』建永元年十二月二十三日条によると、重胤は北条義時の助言により詠歌を捧げて、やっと実朝の勘気を解くことができたのである。その後も重胤の活躍は続くが、建暦元年（一二二一）四月には実朝の永福寺渡御に侍し、同四年七月には御所歌会に参加して、秀歌を献じたといわれる。

一方、承元二年（一二〇八）閏四月には、父胤頼が上西門院に仕えた先例を慕い、上京して滝口に奉仕し、十月二十一日に帰東している。当時、京都では滝口の武士が足りなかつたので、幕府に補充の要請があつた。幕府は千葉氏以下、小山・三浦など一三家に命じて参候せしめたのである。実朝は、直ちに重胤を召して、京都の状況を尋ねたといわれ、その後も重胤は実朝に親愛されて四季の花見・雪見や歌会に伺候したのである。重胤の最後の奉仕となつたのは、建保七年（一二二九）正月二十七日の実朝右大臣拝賀の式であつた。このとき、実朝は随兵一千余騎を擁して鶴岡八幡宮に参詣、重胤も境兵衛尉常秀とともに供奉するが、その帰途、実朝は公暁くぎょうのために殺害されたのである。主の不慮の死に会して、御台所の落飾のほか、親近の御家人百余輩が出家した。『吾妻鏡』に名はみえないが、重胤も致仕、入道して覚然と号し、鎌倉幕府の要職から引退したものと推測される。

重胤の嫡子胤行もすぐれた歌人で、当時の代表的歌人である藤原定家の子為家の女と結婚し、やがて二条流の歌道の奥義を伝承して素暹そぜんと号した。以後、東氏は『統後撰集』など勅撰和歌集の選者として、二条流の奥義を代々家伝するに至つたのである。この胤行も実朝以下、頼経・宗尊の將軍三代の側近に仕え、その寵愛を一身に集めたのである。以下、『吾妻鏡』の關係記事を抄出して、胤行の文学的活動を概観してみたい。

①建保六年(一二二八)十一月廿七日条

廿七日 乙未 東平太重胤は無雙の近仕なり。その男胤行また父に相並びて夙夜君に在り。しかるに去ぬる比、下総国海上庄に下向し、久しく帰参せざるの間、將軍家御書を遣はさる。これ早く帰参上せしむべきの由也。この次をもつて御詠を給ふ。

恋しとも思はでいはば久堅ひさかたの天照る神も空にしるらん。

②寛喜二年(一二三〇)三月十九日条

十九日 辛亥 天晴る。將軍家(賴経) 御遊覧のために三浦の磯に出御。山の桜花もつとも盛りなり。よつて領主駿河前司(三浦義村) 殊なる御儲けをもつて案内申す。相州・武州以下参らる。六浦むつろの津より御船に召す。海上にて管絃あり。連歌あり。両国司ならびに廷尉基綱(後藤)・散位親行(源)・平胤行(東)等、おのおの秀句を献ぜらると云々。

③貞永元年(一二三二)十一月廿九日条

廿九日 乙亥 早旦雪いささか降る。庭上ひとへに霜色に似たり。將軍家林頭を覧んがために永福寺に渡御す。御水干、御騎馬なり。(中略) 中務丞胤行・波多野次郎朝定已下、和歌に携はるの輩を撰び召して御供となす。

④文暦二年(一二三五)正月廿六日条

廿六日 庚申(中略)この所において庚申の御会あり。二首の和歌を講ぜらる。(中略) 東六郎行胤等懐紙を進すと云々。

⑤宝治二年(一二四八)九月廿日条

廿日 甲子 東中務入道素違(胤行)、問状もんじょう・御教書を成すべきの由、二階堂伊勢前司行綱・大曾禰左衛門尉長泰等、奉行として仰せを伝ふ。素違領状を申すと云々。千葉介常胤が棟葉のうち、右筆の始例、文武兼備の士、殊に至要の趣、しきりに御沙汰に及ぶと云々。

父の重胤に従つて実朝の近仕となつた胤行は、一時、領国たる下総海上庄に帰国していたが、あたかも十数年前に



父重胤が歌を以って帰参を促されたと同様の光榮に、子の胤行も浴したのである。『金槐集』雜部にも、「建保六年十一月素暹法師（胤行）下総国に侍りし頃のぼるべきよし申し遣すとて、恋しとも思はでいかが久かたのあまてる神も空に知るらん。」とみえている。また以下の実朝・胤行の贈答歌が載せられている。

素暹法師物へまかり侍りけるにつかはしける

鎌倉右大臣

沖つ波八十島かけてすむ千鳥

心ひとつにいかがたのまむ

返し

素暹法師

浜千鳥八十島かけて通ふとも

住み来し浦をいかが忘れむ

將軍頼経は摂政九条家の出身で、京下りの人であったので風流趣味が多く、胤行のごとき歌人が最も信頼されたのも当然である。寛喜二年（二二三〇）三月には、十三歳の頼経が三崎の磯に遊び山桜を觀賞したさい、胤行も同行し秀句を献じている。また、貞永元年（二二三二）十一月、頼経が永福寺へ雪見に出かけ、和歌御会を催した際、「和歌に携はる輩（まがら）」の中に中務丞胤行が登場する。一方、文暦二年（二二三五）正月の庚申会には「東六郎行胤」がみえ、安貞二年（二二二八）の將軍行列に供奉人として「東六郎」とみえる。この六郎行胤なる人物は系譜類では確認されず、『吾妻鏡』の記録者の誤りであろうと推測される。一方、いわゆる宝治合戦（二二四七）の直後、父の重胤が七十余歳で没し、翌二年九月には胤行が幕府の右筆（公文書係）に補任されている。

つぎの將軍宗尊親王は、すこぶる和歌に熱心で、再び鎌倉に文運興るの観があった。激増した京都系歌人の中に交って、胤行も將軍の寵愛を受け、『新後撰集』にはつぎの贈答歌が収められている。

素暹法師わつらふこと侍けるかきりに聞え侍りければつかはしける

中務卿 宗尊親王

限りぞと聞くぞ悲しきあだし世の

別はさらぬ習ひなれども

かへし 素暹法師

かくつらき別も知らであだし世の

習ひとばかり何思ふらむ

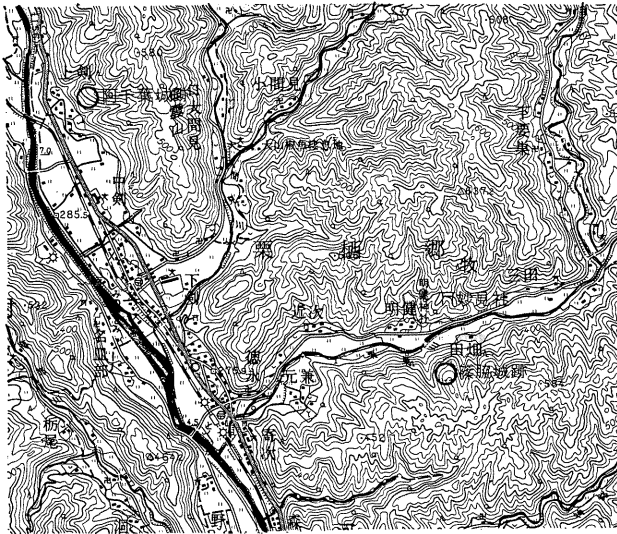
その後、建長二年（一二五〇）三月の京都円院内裏の造営には、東兵衛入道跡（胤行）以下、木内下総前司跡（胤家）、風早入道（胤康）など東一族は、築地五本・垣形一本の作事を負担している。また、仁治四年（一二四三）の「供奉人結番」には、下旬番衆として森戸郷主の海上五郎胤有の名がみえ、一方、建長三年（一二五二）の将軍行列の供奉人中に胤行の子息たる東四郎義胤の名がある。さらに建長四年（一二五二）の宗尊親王の供奉人中に、阿玉郷主の海上弥次郎胤景が登場するなど、鎌倉期は東家一門の全盛時代であった。また『鎌倉大草紙』等によれば、承久三年（一二二二）胤行は本領の東庄・三崎庄のほか、美濃国郡上郡山田庄（岐阜県郡上郡大和村）を加領され、山田庄へは嫡子行氏を派遣、東庄には次子泰行を居らせたといわれる。この東氏の美濃移住の問題については、次節において詳細に検討するが、胤行自身は鎌倉にあって政治・文化の面で大いに活躍したものと推察される。

## (二) 承久の乱と東胤行

### 1 東氏の美濃移住

鎌倉幕府の成立によって打撃を受けた公家勢力は、將軍頼朝の没後、頻出した有力御家人の叛乱など幕府内部の混乱に乗じ、承久三年（一二三二）、後鳥羽上皇を中心として討幕の兵をあげた。いわゆる承久の乱である。北条政子・執権義時を中心に団結した幕府軍によって、公家勢力は大敗したのである。乱後、幕府は後鳥羽・土御門・順徳の三上皇を配流、朝廷方公卿・武士の所領を没収して「新補地頭」を設置した。さらに、京都を監視するために六波羅探題ろはわたんだいを設けるなど、幕府方は著しく権力を強化、公家政権の勢力は急速に衰えたのである。

この承久の乱のとき、東胤行も軍功によって美濃国郡上郡山田庄を加領され、新補地頭として赴任、阿千葉城（大和村おほのむら）に居を構えたと伝承される（中野効四郎『岐阜県の歴史』七



第6図 山田庄栗栖郷要図（岐阜県郡上郡大和村）

ハベージ)。下総国東庄を本領とする東胤行と美濃との関係は不明で、『吾妻鏡』には「山田地頭職加領」の記載はなく、その年代については承久年間(一二二九〜一二三〇)であることは確実であるが、承久何年であるのかは従来必ずしも判然としていない。以下、若干の関係史料をあげて、東氏的美濃移住の年代について整理してみたい。

①承久二年加領説——東胤<sup>よむ</sup>駿氏蔵『東氏遠藤家譜』に「承久二年庚辰依軍功之賞、賜美濃国郡上郡山田庄。従下総国香取郡東庄、移于山田庄劍郷。其後築篠脇城住之。」とあり、この出典は『鎌倉大草紙』の東常縁の記述部分であるものと考察される。

②承久三年加領説——松羅館本『千葉系図』は「承久三年辛巳六十四、宇治合戦、美濃国賞セラル」と載せ、印東家蔵『千馬系図』には「承久三年乱関東方尺戦功、賜美濃国郡上郡山田庄、居住于劍郷、後篠脇城」と記されている。

③宝治元年加領説——東保胤氏蔵『千葉大系図』は「宝治元年(中略)、始而領知濃州郡上郡、移山田庄栗栖篠分城、子孫相統之間、東庄為番城矣」と載せ、宝治合戦(一二四七)の後に加領・移住したと注記する。

いずれも江戸中期につくられた系譜類であって、その多くが郡上藩遠藤家を中心に記載されており、東氏の入部が承久二年であったのか同三年であるのか判断するのは困難である。いずれにしても、鎌倉期の美濃山田庄は、鳥羽天皇の皇女で後白河天皇の准母とされた上西門院の所領で、後白河院の皇女たる宣陽門院に進められた「新御領」といわれる荘園群のひとつであり、『島田文書』によれば庄内は上保・下保に区分されており、下保は栗栖郷一円であったといわれる(『大和村史』史料編)。承久年間の地頭は西軍(朝廷方)の中心的武士として活躍した山田次郎重忠で、乱後、その没収地たる庄内下保が東胤行に加領されたものと推定される(白石博男「承久の乱と山田庄」『郡上史談』第三号所収)。

以来、美濃山田庄は東氏の子孫によって伝領されるのであるが、東氏が拠点とした下保の栗栖郷は岐阜県大和村一円の地である。この大和村は、郡上郡の中央、八幡町の北西に位置する人口約七四〇〇人、面積一五三平方キロメートルの山間集落で、その北側は福井県に接している。村の中央部を鵜飼<sup>うかい</sup>で有名な長良川が南流し、流れに沿って国鉄

越美南線と国道一五六号線が走っている。村の産業は農業で米作を中心に、畜産・養蚕などが行われ、また村域の九〇％を占める山林を背景に製材業・木工業が盛んである。また近年は、小規模ではあるが電気・機械工場なども目立っている。かつての下保栗栖郷は、長良川支流である栗巢川の溪谷沿いに展開するが、本郷にあたる牧部落には東氏累代の篠脇城跡と守護神である妙見社（明建神社）が鎮座している。

郡上郡美並村の乗性寺が所蔵する『東家系図』には、「胤行公初而御越之時、鶴儀村ニ暫御居住被成、其所ヲ郡内

之者、あぜち千葉与申候を、後阿千葉与唱来ると栗栖郷日置宗文申候由」と記され、郡上に入部した東氏は大和村剣字阿千葉に居城を構えて庄内の統治にあたったことが知られる。実際には、胤行は入部せず長子の行氏が派遣され、随行した家臣団には、一族の野田・遠藤をはじめ、宿老級の埴生・日置・和田・餌取・石神・井股・土屋・村上・河合・市村・増田の諸氏であったといわれる（野田直治「明建神社の由来」『美濃民俗』第一五二号所収）。『東家系図』中に「あぜち千葉」とあるのは阿千葉の古称で、「あぜち」は方言で「分家」を意味する。

東行氏の居城たる阿千葉城跡は、長良川の東岸の阿千葉山（標高四五〇メートル）に築かれた山城で、背後は洞の溪谷が山麓をめぐって上保川にそそぎ、東側は峻険な山々が重なる要害の地である。現在、山頂はやや平坦で上下二段に分かれ、面積はおよそ三〇〇平方メートルで、石垣・空堀の跡がわずかに残り、山頂には城址碑も建っている。この阿千葉城には行



阿千葉城跡（大和村）

氏・時常・氏村と三代約九〇年間居城する。しかし、氏村の時代に栗栖郷牧村の篠脇城に移り、常頭・師氏・益之・氏数・常縁・元胤・常慶と八代約二三〇年間この城で山田庄下保を治めたのである。

## 2 宝治合戦と素暹法師

東国の中世史上に有名な「宝治合戦」は、宝治元年（一二四七）北条時頼と三浦泰村とが鎌倉で行った合戦である。この合戦の結果、有力御家人たる三浦氏は滅亡、執権北条氏の独裁体制が確立した。この三浦氏叛乱の余波で、上総介秀胤も配流地の大柳館（長生郡陸沢村大谷木）を急襲され、無抵抗のまま一族もろとも放火、自殺し果てる。秀胤の反幕の容疑は秀胤が泰村の妹婿であるとの因縁からであった。秀胤の討伐は、東素暹（胤行）・大須賀胤氏によって実施されるが、当時、秀胤は寛元四年（一二四六）の北条光時の陰謀に連座して、幕府の評定衆を罷免され上総に放逐されていた。

この宝治合戦に関しては、『吾妻鏡』に詳細な記録があり、秀胤討伐については次のごとく記している。

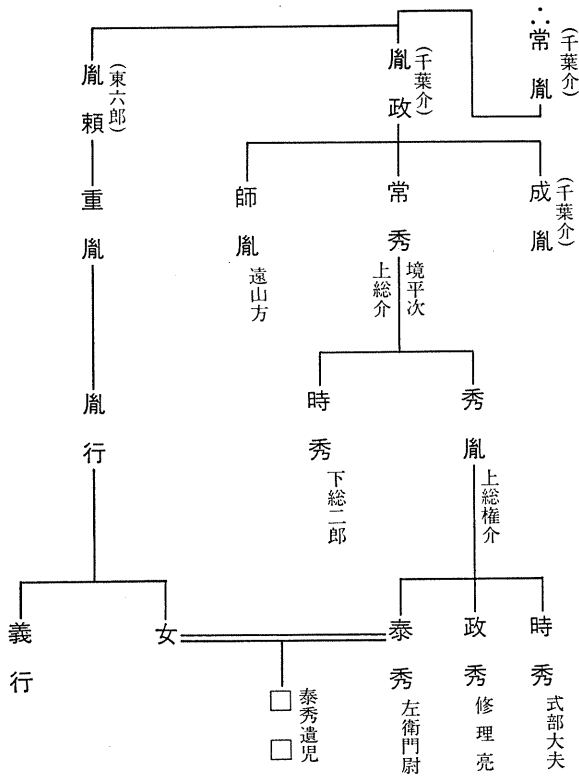
①寛元五年六月六日条

六日 丁亥 上総権介秋胤を討ち捕るべきの旨、大須賀左衛門尉胤氏・東中務入道素暹（胤行）に仰せ下さる。秀胤は泰村の妹婿たるによつてなり。

②同年六月七日条

七日 戊子 天晴る。胤氏・素暹等、秀胤が上総国一宮大柳の館を襲ふ。時に当国の御家人雲霞のごとく起りて合力を成す。

第七図 千葉・境・東氏の略系譜



秀胤兼ねて用意するの間、炭薪等を館の郭外の四面に積み置き、皆ことごとく火を放つ。その焰はなはだ熾まかにして、人馬を通るべき路にあらず。よって軍兵くづはみを門外に安んじ、わづかに時の声を造りて箭やを発はなつ。ここに敵軍馬場の辺に出逢ひて、答の箭やを射る。この間、上総権介秀胤・嫡男式部大夫時秀・次男修理亮政秀・三男左衛門尉泰秀・四男六郎秀景、心静かに念仏読経等の勤めを凝らし、おのおの自殺す。その後数十字の舎屋に同時に放火す。内外の猛火混じて半天ほとぼしに迸る。胤氏以下の郎従等、その熾なる勢に咽なげび、還かえつて数十町の外に遁避し、敢へてかの首を獲る能はずと云々。また下総次郎時常、昨夕よりこの館に入り籠りて、同じく自殺せしむ。これ秀胤が舍弟なり。亡父下総前司常秀が遺領殖生庄を相伝するのところ、秀胤がために押領せらるるの間、年来鬱陶うつどうを含むといへども、この時に至りて、死骸を一席に並ぶ。勇士の美談とするところなり。そもそも泰村誅罰の事、五日午の刻、当国の庁に通ずと云々。

## ③ 同年六月十一日条

十一日 壬辰（中略）今日、東入道素暹（へ）申す事あり。これ上総五郎左衛門尉泰秀は素暹が息女が嫁して男子を生む。今年一歳なり。たとひ縁坐に処せらるべしといへど、当時襦袢きんぎょの内に纏まとはれ、是非を知るべからざるものか。今度一方の追討使の募もり、頼り置くべきの由と云々。請こまによるべきの旨仰せ出さると云々。

## ④ 同年六月十七日条

十七日 戊戌 故上総介（秀胤）が末子一人一歳。同修理亮が子息二人（五歳・三歳）。埴生次郎が子息一人四歳。おのおの出で来る。面々に検見けんみを加へられ、人々預りてこれを守護す。

まず①であるが、上総権介討伐の総大将には同族の大須賀胤氏・東胤行（素暹）が任命され、居館を急襲された秀胤は、郭外に炭・薪を山積みにして、四方から攻撃を受けるとこれに火を放った。②によれば、秀胤一党は追討軍と一戦も交えずして、渦巻く猛火のなかで子息とともに心静かに念仏誦経して自殺し果てたといわれる。追討軍は煙幕にまかれ、猛火につつまれた大柳館に近づけず、秀胤の首級をとることができなかった。また、秀胤の弟である下総次郎時常は、父常秀の遺領として埴生庄（成田市）を伝領していたが、兄の秀胤に押領されて憤慨していたといわれる。しかし、兄の危急に際しては、心機一転、大柳の館に馳せ向かい、秀胤一族とともに自殺、兄弟ともに火中に死骸をならべ、勇士の美談とたたえられた。まさに鎌倉武士の同族意識のつよさを示す事件であった。

また、③の記事によれば、胤行の息女が秀胤三男の五郎泰秀に嫁しており、その子息一歳を助命すべく胤行は北条氏に愁訴している。さらに④では、胤行の愁訴もあって秀胤の末子以下、修理亮・埴生次郎の遺児も助命されて、ともに将来を警戒して守護に預けられている。その後、これらの遺児たちがどのような生涯をすごしたのか、史料的に不明な点が多いが、いずれにしても同族間で相戦わせる一連の北条氏の政策であり、仕組まれた弾圧事件であった。



『吾妻鏡』の記事中に「東中務入道素暹」とあるので、すでに胤行は入道して素暹と号していたことが知られる。さらに宝治三年（一二四八）には、將軍頼嗣の右筆として、問状・御教書を掌ることを命ぜられた。当時、胤行は主として鎌倉にあって幕府に出仕していたが、本領である東庄には次子泰行を置き、加領の山田庄へは長子行氏を派遣していた。

郡上郡美並村の荻安乗性寺の記録によれば、素暹入道は関東在国中に親鸞しんらんに帰依して、師の自画像と自筆の六字名号とを付与され、念仏の教法を伝承したといわれる。晩年の胤行は致仕して、長子行氏の在所たる美濃の郡上に退隠し、正嘉元年（一二五七）、荻安戸谷とだにの里にあった真宗長滝寺（郡上郡白鳥町）の末流たる寺庵に入り、修復して念仏修業の道場とした。これが荻安の戸谷寺、現在の乗性寺である。

静閑な郡上の山里に隠栖した晩年を、念仏詠歌の中に送った胤行の生活は、近隣の民衆に種々の精神的・信仰的影響をもたらしたものと推察される。『続後撰和歌集』には、つぎのような素暹法師の作品が収載されていて、隠栖中の胤行の心情を知ることができる。

世をのがれて後山里にまかりてよみ侍る歌

住み馴れし都を何と別れけむ

うき世はいずくも我身なりけり

かくつらき別れも知らであだし世の

習ひとはかり何思ふらむ

念仏三昧の宗教生活をすごした東胤行も、弘長三年（一二六三）七月、



真宗乗性寺（美並村）

九十一歳の長寿をもって郡上の戸谷で没した。以来、苅安の乗性寺は素暹法師の菩提寺として、郡上東氏の信仰に支えられ、江戸時代には「武家由緒寺院」として寺領高四百三十余石を保有していた（安永二年郡上領留置帳）。

### (三) 美濃東氏の繁栄と妙見信仰

#### 1 東氏の発展と歌学

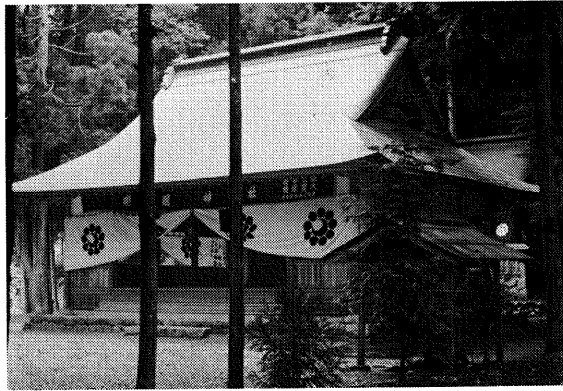
##### (1) 郡上盆地の夏祭



郡上踊発祥碑（八幡町）

昭和五十四年の八月上旬、岐阜県大和村を訪ずれたが、夏の郡上盆地は踊りの季節であった。雨も降らぬに袖しぼるの歌詞に代表される春駒、かわさきなど一連の郡上踊りは、寛永年間（二二二四～四四）、美濃東氏の一門たる郡上藩主の遠藤慶隆が、武士階級と百姓や商工民との融和を図って、毎年、盂蘭盆会うらなぼんえに踊りを奨励したのが始まりであると伝承される。

郡上東氏の歴史は、千葉介常胤の曾孫である東中務丞胤行が、承久三年（一二三二）、山田庄下保の栗栖郷くらすを加領され、新補地頭として赴任したことに始まる。中世の栗栖郷は、長良川の支流である栗巢川の溪谷沿いに展開するが、



栗栖郷妙見社（大和村）

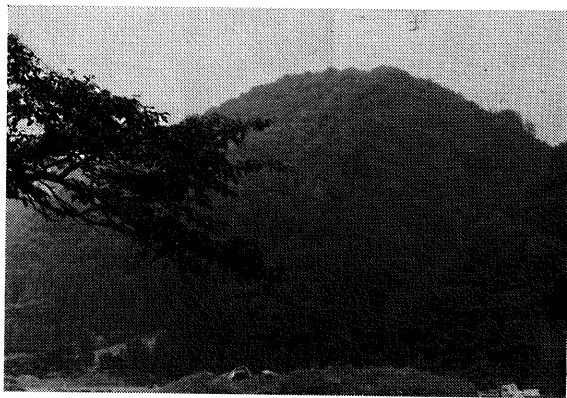
劍の阿千葉山には東氏入部当時の城郭が所在する。また、栗巢の里には東氏の本城たる篠脇城と、守護神の明建神社とがある。

この栗栖郷の妙見社の由緒は、東氏の美濃移住に際して、代々崇敬していた下総千葉庄の金剛授寺の妙見菩薩を勧請したことに始まる。以来、郡上東氏の守護神として、代々の領主を始め領民の信仰が厚く、毎年七月七日には例祭である七日祭なぬかひまつりが盛大に催されてきた。この山里の夏祭は、妙見信仰における星祭の一種で、元禄五年（一六九〇）の郡上藩遠藤家の転封後は、栗栖郷の本郷牧村の住民によって例祭が継続されて今日に至っている。

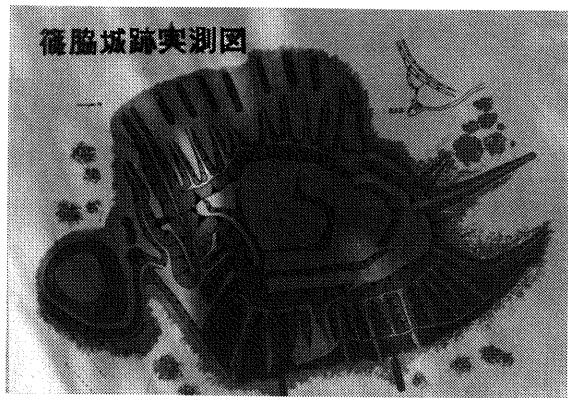
## (2) 東氏の統治と篠脇城

東胤行の郡上入部以来、東氏の一門は阿千葉城を居城としていたが、その後、氏村の時代に栗巢郷牧村しのわきやまの篠脇山に城郭を構えた。正和元年（一二三二）、東時常が越前国大野郷で討死すると、弟の下野守氏村が家督を継いで、南北朝の争乱期、美濃国守護土岐氏に従って武家方に属し、大いに奮戦した。以後、常顕つねあき・師氏しし・益之えき・氏数うじかず・常縁つねえり・元胤げんえい・常慶つねけいと、戦国時代まで篠脇城において、代々歌道をもって世に知られた。

とくに益之（胤綱）は、素明と号した文武兼備の武将で、永享十年（一四三八）子息の氏数に家督を譲るが、同十二年には永享の乱に連座したとして周防国すおう（山口県）に流されている。益之の三男である常縁も歌人として著名である。



篠脇城跡（大和村）

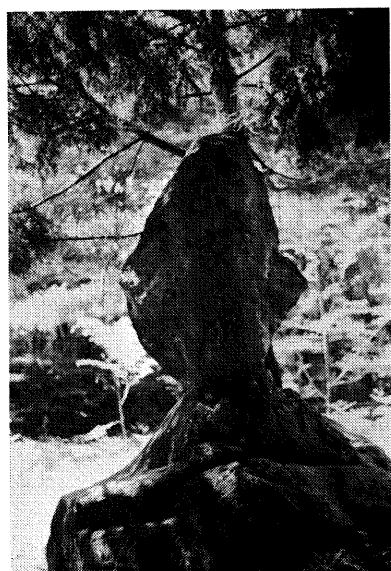


篠脇城曲輪図（城跡揭示板）

献歌一〇首によって、齋藤妙椿は篠脇城を返還する。これは戦国の乱世に咲いた美しいエピソードである。常縁の没後、元胤・常慶と継いだが、篠脇城は氏村以後、東氏八代二五〇年間の居城として山田庄一円を支配した。

篠脇城が築かれた中世の栗栖郷牧村は、郡上八幡町から長良川をさかのぼり、支流栗菓川を中心にひらけた地で、南北に標高三〇〇〜四五〇メートルの山々が連なっている。しかも、北の飛驒ひだや越前、南の美濃中心部を結ぶ途中の一拠点といつてよい位置を占めている。城跡は、篠脇山の中央頂部にあって、城の東には大乗洞、西には西ヶ洞が迫

まる要害の地である。山麓の登城口と推定される場所に三個の礎石があり、ここからおよそ八〇メートルほど登ると大手通跡に至り、さらに三〇メートルほど左手にゆくと大手門の遺跡がある。そこより右へ約一〇メートル程で、山頂三段の平地に達する。最上段約一〇〇〇平方メートルの平地は本丸跡、それより約四メートル下に約一五〇〇平方メートルの二の丸跡があり、さらに三メートルほど下に帯状に削られた約一〇〇〇平方メートルの横堀跡がある。さらに曲輪の周囲には、約三〇筋あまりの堅堀が放射状に山麓まで伸びている。城郭の規模や構造などは、あまり明瞭ではないが、山頂からは北方に展望がきき、東・西・北は急斜面で、近年、南麓部の栗巢川畔で中世の館跡が発掘されている。また、山頂の本丸跡には東家の碑が建立されている。



東家の碑（篠脇城跡）

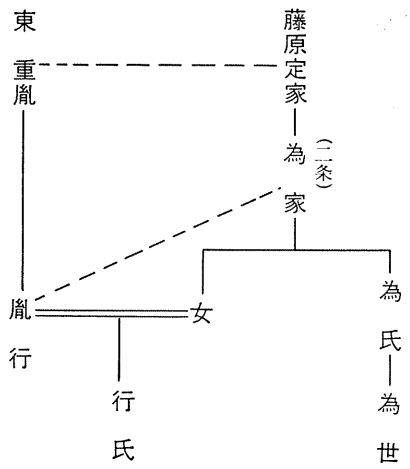
天文九年（一五四〇）、越前の朝倉勢が大挙して郡上郡に侵入し、篠脇城下に来襲した。時の城主常慶は、白目堀と称するこの城独特の堅堀を利用して、寡勢を以てよく敵の大軍を迎撃し敗退させた。朝倉勢は翌十年にも再び来襲を企てたが、常慶は安養寺勢力の助力を得て油坂峠（白鳥町）に敵を迎え撃ち領外へ放逐して事なきを得た。この二度の合戦に鑑みたのか、天文十年、常慶は八幡の赤目山城をとりたててこれに移った。以後、篠脇城は廃城となり今日に至っている。

郡上東氏の全盛期は常縁の時代までで、戦国期の永禄二年（一五五九）には東氏と庶流の遠藤氏が対立するに及び、苅安城（美並村）の遠藤盛数は赤目山城に東常慶・常堯父子を攻め落し、ここに名門東氏は滅亡するに至っ

たのである。その後、遠藤氏は郡上八幡城を築いて本拠となし、郡上郡一円二万七〇〇〇石を領有したが、天正十一年（一五八三）織田信孝が秀吉に叛乱した際、織田方に属したため同十五年に加茂郡小原城一万三〇〇〇石へ転封となり、関ヶ原合戦後、再び八幡城主に復した。しかし、元禄五年（一六九二）城主常久が早世したため嗣子胤親は常陸・下野国内一万石に減封、同十一年には近江国三上藩主となり、明治に至り子孫は子爵に列したといわれる。

(3) 『東家十三代和歌集』の作品抄

第8図 二条家と東氏の関係

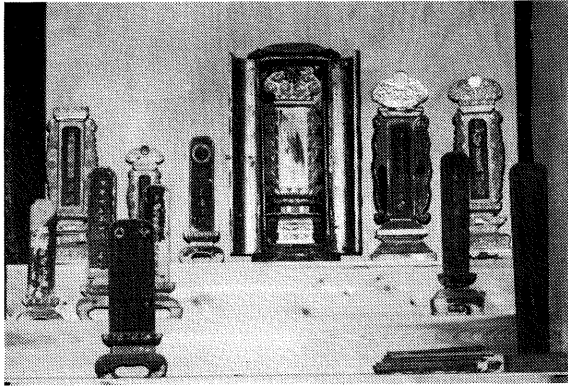


(---は師弟関係)

中世の東氏はまた和歌の名門でもあった。「東氏遠藤家譜」によれば、郡上東氏の初代たる胤行は、和歌の師範家藤原為家（二条家の先祖）の女婿であり、そのために為家に師事し、歌道の奥儀を伝授されたのである。中世歌道の主流は、俊成—定家—為家を結ぶ伝統にあり、以後、二条・京極・冷泉の三家に分れた。東氏の系譜はこの正統派に深く結ばれていた。すなわち、父の重胤は定家に師事し、胤行は為家の門弟と称せられている。しかも胤行が為家の女を娶ることによって、二条家と姻戚関係を生じた。歌道の師範家と二重の関係を結ぶことにより、東氏は中世歌道の正統に並行すべき運命に置かれたのである（第8図参照）。

始祖胤行以後、郡上東氏は代々和歌をたしなみ、『統後撰集』など歴代勅撰和歌集の撰者となっている。この勅撰入集ということは、歌人にとって最高の名誉であった。郡上東氏の作品は、胤行が『統後撰集』、

行氏は『統拾遺集』、時常は『統千載集』、氏村は『新後拾遺集』、常頭は『新統古今集』、師氏・益之もまた『新後拾遺集』にそれぞれ収載されている。これら二条派の撰者になる勅撰集には、胤行以下、氏数に至る東氏八代九人がすべて勅撰作者の光榮に浴し、一門の入集歌は実に七二首に及んでいる。その中でも益之が著名で、飛鳥井雅世・今川了俊・細川堯孝・僧正徹らと交わり、応永二十九年（一四三二）、將軍の歌会に一三人の一人として出席し、秀歌をたたえられている。



東氏累代の位牌（乗性寺安置）

かかる名譽は、ただ二条家の親類縁者というだけで得られるものではなく、二条派歌道を信奉し、常に作家としてたゆまぬ努力精進がなくてはならない。東家の歴代はかかる信奉と努力を惜しまなかった。このことが、やがて和歌の名門にふさわしく、勅撰作者一門の輝かしい伝統を築きあげたのである。ここでは『東家十三代和歌集』（東家代々首）を中心に、素違以下、常和に至る十三代の代表的作品を一首ずつ抄出して、東氏歴代の文学活動について概観してみたい（第9図参照）。

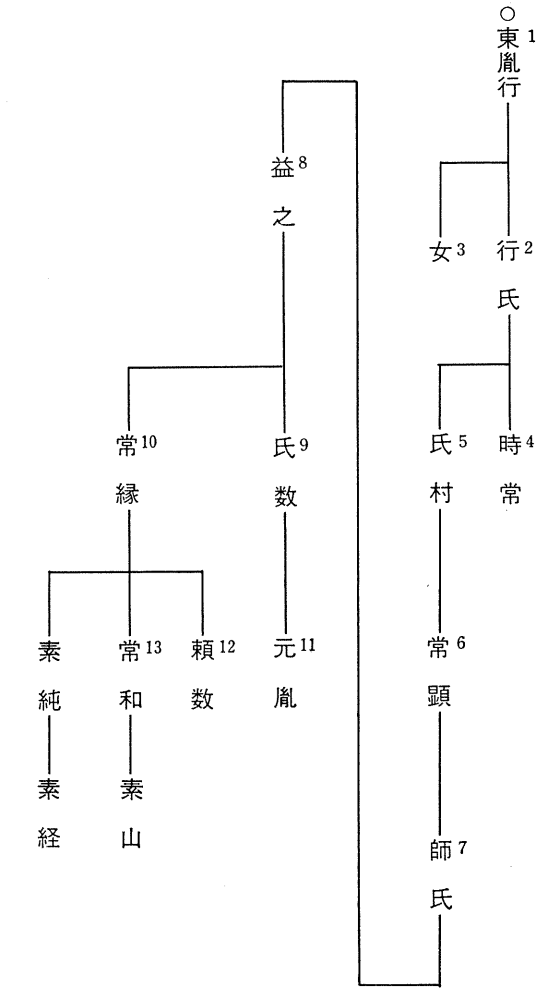
① 素違法師（『統古今集』）

さをじかのいる野のすすきうら枯れて

たまくら寒き秋のよの月

素違法師は、東胤行の道名で、東六郎と称し中務丞に任ぜられた。文武兼備の士として將軍実朝に仕え、信任があつく且恩顧にあずかり、和歌を

第9図 東家十三代和歌集作者系譜（谷川篤試案）



頂戴する（前項参照）。

山田庄加領の後、美濃

へ移り住み苅安乗性寺

を開基、晩年ここに住

すといわれる。弘長三

年（一二六三）七月二

十六日卒。法名素暹。

② 行氏（『統拾遺集』）

ちぎりしは末もとほ

らぬ忘れ水

たのむやあさき心

なるらん

行氏は素暹の子で、郡上東氏の第二代阿千葉に住した。東六郎を称し、左衛門尉に任ぜられ、宗尊親王に仕える。正中二年（一二三五）六月十一日卒。法名素道。

③ 胤行女（『新統古今集』）

恋ひしぬといひてもへぬる年月の

命や人にうたがはるらん



胤行女は『東氏遠藤家譜』に「母大納言為家卿女」とあるのみで、生没年とも不詳。

④ 時常 (『統千載集』)

捨てはてん後こそ人に世のうさを

いはでいとひし身ともしられぬ

時常は行氏の子で、郡上東氏第三代、阿千葉に住した。東六郎を称し、中務丞に任ぜられる。正和元年(一一三二)四月三日卒。法名素阿。

⑤ 氏村 (『新後拾遺集』)

あくるをぞ待つべかりける横雲の

みねより出するほととぎすかな

氏村は行氏の子で、郡上東氏第四代、阿千葉より篠脇に城を移しこれに住した。下野守に任ぜられ、後醍醐天皇の御代、武者所に和歌を献ずる。その歌は「なる神の音はそこともなかりけりくもれるかたやゆふ立の空」とある。また、郷土の古社たる東大社の境内には、「遙なる波路隔てて漕ぐ舟はゆくともみえず遠ざかりつつ」との氏村の歌碑がある。氏村の本領帰還については史料的に不明であるが、郡上東氏と東庄との関係を伝える作品として注目される。永和三年(一一七七)九月四日卒。法号素源。

⑥ 常頭 (『新統古今集』)

うちなびくすゑ葉をかけてはし鷹の

とや野のあさち霜むすぶなり

常頭は氏村の子で、郡上東氏第五代、篠脇に住した。勇猛果敢な武将で、中務丞・下野守に任ぜられる。康永四年

(二三四五) 八月、天竜寺供養のとき將軍尊氏に供奉した。応永元年(一三九四)十月三日卒。法号伍阿。

⑦ 師氏 (『新後拾遺集』)

なつ山の青葉にまじりさく花や

春におくるるこずゑ成るらん

師氏は常頭の子にして、郡上東氏第六代、篠脇に住した。長身で鬚がよく、堂々たる武将で、鹿苑院義満に仕え、中務丞・下総守(下野守とも)に任ぜられる(木蛇寺墳記)。和歌を嗜み、清敵正徹は師氏の歌を「理のうへを美しく遊ばしけるとみまゐらせしなり」(『野州聞書』)と評している。応永三十三年(一四二六)十月十二日卒。法号素泉。

⑧ 素明法師 (『新統古今集』)

なほざりにながむべしやはわすられで

物おもふ頃のゆふぐれの空

素明法師は師氏の子で、名は胤綱、諱を益之といった。はじめ同族たる東素統の養子となったが、宗家を継ぐ者がなく、そのため生家へかえり郡上東氏第七代となり、下野守に任ぜられる。幕府に出仕、京都の堀川邸に在ったので、事実上、郡上には嫡子氏数を残し、所領を守らせていた。益之は和歌にすぐれ、晩年には格物居士あるいは鉄壁と号した(木蛇寺墳記)。永享十二年(一四四〇)、籠城一味の沙汰により周防へ流され、大内氏へ預けの身となる。その折の歌に「数ふれば六十路あまりの老の坂つれてぞのぼれ山の端の月」とあり、大内氏を介してこの歌を奉り赦免され、帰途につくが急死している。嘉吉元年(一四四二)四月三日、享年六十六歳。法号素明。

⑨ 氏数 (『新統古今集』)

帰り見る雲のいづこかそれならん  
しらず月日のふる郷の空

氏数は益之の嫡男で、郡上東氏第八代にして、篠脇に住した。下野守に任ぜられる。和歌を嗜み、堂上歌人との交りも深く、嘉吉三年（一四四三）、前摂政家歌合には、大納言資広・中将教房・入道為盛・前摂政女房等と同席、秀歌の勝負を競っている。応仁二年（一四六八）、斎藤妙椿の攻略にあい、城は戦火に焼かれ、領地は悉く押領された。

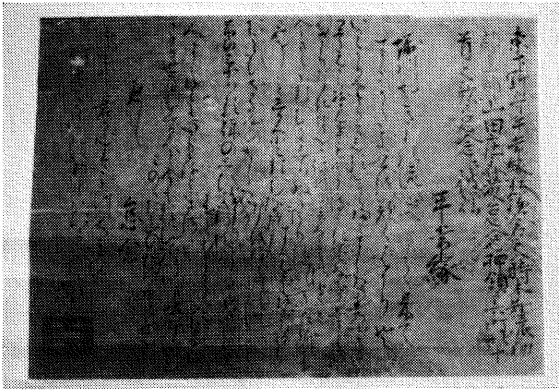
文明三年（一四七一）五月八日卒。法名素玄。素欣は道号。

⑩ 常縁

東路や都のそらのこひしさに  
ふけてながむるよなよな月

常縁は益之の五男で、人生の大半を都で過した。名門の武士ではあったが、文雅の道に志が深く、歌道に精進、宝徳二年（一四五〇）法印堯孝の弟子となり、二条派を継ぐ。康正二年（一四五六）、幕命によって宗家千葉氏の内紛鎮定のため関東へ出征、応仁二年には上洛、和歌一〇首にて妙椿より城を返還させる。文明元年（一四六九）、篠脇城・妙見社を再建して、兄の氏数に代り、郡上東氏第九代の城主となる（星王院鐘銘）。文明三年、宗祇に古今伝授。同十二年（一四八〇）、後土御門上皇の勅詔を拜して上洛、近衛政家・三条公敦・將軍義尚等の歌道師範となり、東山において古今集を伝授する（東山伝授）。郷土地方に伝来する常縁の作品としては、東

東常縁和歌切紙（慈恩寺所蔵）





大社に所蔵される歌稿六首（切紙）があり、常縁在総時の詠歌であつたものと推測される。文明十六年（二四八四）三月十六日卒。

⑪ 元胤

軒ちかく馴れてぞおもふ鶯うぐいすの

ふるすのたにの春のさむしさ

待 花

よをすてゝすむ身と人の問やせん  
花さかぬ今日のみよしのゝおく

聞 戀

いひわひてつらき心のありとたに  
またきゝあへすぬるゝ袖哉

松上藤

くれて行春よりほかは年へても  
色にはいてぬまつの藤なみ

五月雨

見るまゝに猶かきくもり入あひの  
かねよりくるゝ五月雨の空

見 戀

なにはえやあしさをわけて立つしほの  
見るめに思ひますよなるらん

水 鳥

思ひしりぬすむよのほどををしかも  
たかせのなみにうきしつむとは

元胤は氏数の嫡男にして、郡上東氏第一〇代、篠脇に住した。下野守に任ぜられ、宝徳四年（一四五二）二月、二条派堯孝の弟子となる。享祿元年（一五二八）八月十日卒。法名素通。

⑫ 縁頼（頼数）

世をうしとかたらぬ人はなけれども

身にくらべてやうらやまれぬる

頼数は常縁の子で、左近将監・宮内少輔に任ぜられる。明応四年（一四九五）六月下旬、弟素純とともに、宗祇より古今伝授を受ける（返し伝授）。天文十二年（一五四三）正月二十一日卒。

⑬ 常和

出づる日は花の匂ひにかすみつつ

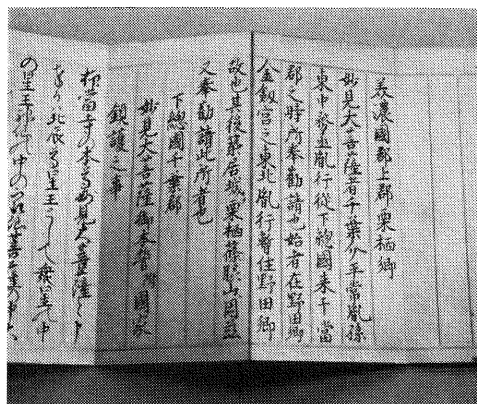
桜ぞ春のひかりなりけり

常和は常縁の子で、兵庫頭・大和守に任ぜられ、文亀元年（一五〇二）七月、従弟氏胤に古今伝授する（『京大本古今集』）。没年不詳。

## 2 栗栖郷妙見社の星祭

### (1) 七日祭と妙見縁起

栗栖川の溪谷に鎮座する明建神社は、郡上東氏の守護神として人々の崇敬が厚く、往古から毎年七月七日には例祭である「七日祭」ななひまつりが盛大に催されてきた。この山里の夏祭は、妙見信仰における星祭の一種で、その神事は(1)神前の



妙見縁起書（明建神社所蔵）

儀、(2)神輿の渡御、(3)野祭と無礼講によって構成されるが、奉仕者の分担する祭礼諸役は「宮座制」によって世襲される。特に野祭に奉納される「神踊り」は、その諸役が父子相伝の秘技であり、中世的田楽の伝統をよく継承しているといわれる。また、明建神社の奉仕者組織である「宮座」は、大祓宜である栗飯原家を中核として、遠藤・日置・土松・尾藤・滝日など中世以来の上席者（草分百姓）によって占有され、庶子分家や新参の家筋の者の参加は今日でも許されていない。これは東氏治世以来の伝統で、中世の家臣団組織がそのまま近世村落を形成したことを示すもので、この奉仕者組織と七日祭には中世千葉氏の妙見信仰の様態（古式）が色濃く継承されているものと考えられる。

まず、妙見社勧請の経過であるが、東胤行は美濃移住の際、千葉氏累代の守護神たる金剛授寺の妙見菩薩を勧請したと伝承される。以下、若干の関係史料をあげて、栗栖郷妙見社の創建経過について考察してみたい。

### ① 妙見縁起書（明建神社文書）

美濃国郡上郡栗栖郷妙見大菩薩者、千葉介平常胤孫東中務丞胤行、従下総国来于当郷之時、所奉勧請也。始者在野田郷金劍宮之東北、胤行暫住野田郷故也。其後築居城ヲ栗栖郷篠脇山ニ、因茲又奉勧請此所者也。

### ② 元禄五年称宜口上書（明建神社文書）

一、濃州郡上郡栗栖郷牧村妙見大菩薩之社者、往昔、千葉介平常胤孫東中務丞胤行、建曆年中、従下総国当郡江被来之時、初而被勧請社也。年数四百八十年余ニ成申候、其ヨ以来東家代々之郡主之鎮守ニ而御座候（以下略）。

③妙見社由緒書（粟飯原文書）

妙見大菩薩当郡へ為来給、建曆元未年、東中務丞胤行入部之節、先祖千葉氏累代之氏神ニ而、千葉郷金剛授寺妙見御神保并御縁起壹通、御太刀ニ腰（中略）御供神主粟飯原文次郎常定、下役土松彦太郎、殿様御家老神祇取斗役殖生太郎左衛門尉高師当郡へ供奉仕、最初へ劍村ニ仮ニ神殿を立、阿千葉之妙見与申、暫之間御鎮座被成、其後久留主郷篠脇山ニ居城築、則城下牧村江取立、宮居相定、時ニ建長三年也（以下略）。

④東家系図（乗性寺文書）

一、妙見宮下総千葉を御勸請之節、最初内ヶ谷村之内金山与云所江御鎮座有之、下総六人之頭ニ村人六人差添来り、半年程ニして劍村阿千葉江御移り、此所元妙見与云、夫々久留栖牧村篠脇城之麓ニ御鎮座（以下略）。

以上、四点の史料はいずれも近世の地方文書で、その記載内容は明建神社・粟飯原家・乗性寺の伝承であり、厳密な意味において史実とは認めがたいが、妙見社の勸請経過を知る上で重要な内容を含んでいるものと考えられる。これらの伝承を整理してみると、(1)栗栖郷妙見社の由緒は、建曆元年（一一二一）東胤行の郡上入部に始まり、下総千葉庄池田郷の金剛授寺からの勸請であること。(2)山田庄内における妙見の遷宮経路は、野田郷内谷村金谷―劍郷阿千葉―栗栖郷牧村の順で、篠脇城下への鎮座は建長三年（一一五二）であること。(3)金剛授寺から勸請の際、粟飯原常定はじめ土松・殖生など六名の供奉と、池田郷の村人六名が、妙見尊像・妙見縁起・神劍二腰を奉持して山田庄へ移り住んだこと。以上、中世における妙見社の勸請経過を知ることができ、特に承久年間（一一二九―一一三二）以前に胤行が郡上へ入部したとする伝承や、妙見社の勸請に際して奉仕者の集団が移住した事実には注目すべきである。

一方、妙見社祭礼の発祥であるが、明建神社の所蔵する「栗栖郷妙見大菩薩縁起」は、つぎのごとく記している。

良文七代常重に及て大治二年（一一二七）七月十六日より生まれり。大船を車の上に作り、千葉の郷中を渡りて、妙見寺大門

の大庭に至て、彼船の上にて舞拍をなせり。天福元年（一一三三）七月廿日、結城の御船始められ、其儀式始の船のごとし。神輿は七月十六日飯屋へミゆきありて、同廿二日帰座し給ふ（以下略）。

この記事は、千葉市の栄福寺が所蔵する「千葉妙見大縁起」と同文であり、「千学集抄」にも同様の記載がある。したがって栗栖郷妙見社の「七日祭」は、千葉妙見社の祭礼である「誑々祭」（別称太鼓祭・裸祭）とは深い関係にあり、妙見社祭礼の古式を伝承しているものと考察される。

さて七日祭は、七五〇年前、下総在国中の東氏が海上妙見社へ奉納した神事であるとも伝えられるが、その祭礼内容や諸役の分担が史料的に確認できるのは十七世紀以降である。つぎに粟飯原家が所蔵する元禄六年（一六九三）の文書を紹介してみたい。

毎年七月七日国家安全祭礼執行之儀式

一ニ神酒、二ニ御供五色、三ニ篠ちまぎ、

同月七日午刻ニ神移仕御輿渡申次第

一番ニ白幣祢宜、二番ニほこ小祢宜、三番ニ弓矢、四番ニ御輿、五番ニ音頭役人杵振笛役人太鼓役、六番ニ獅子頭、七番ニ篠葉踊役人八人也

右之通、帰り杉ト申処ニ丁余り御輿ヲ渡申候 其後大門鳥居ノ内へ御輿ヲカキ移、野祭御座候 又三寸ヲトリ、御輿カキ役の者四人神踊仕候 杵振ト申事ヲ神事仕、其後獅子舞有之候 扱て相済申得而御輿ヲ拝殿へ納申候 以上

元禄六癸酉年六月廿二日



田中儀左衛門様 年寄 市 兵 衛<sup>㊟</sup>  
祢宜 太郎右衛門<sup>㊟</sup>

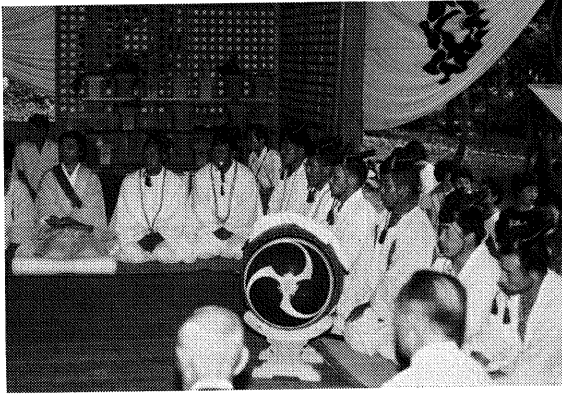
これは郡上藩奉行所への提出文書の案文であるが、以降、寛政六年（一七九四）〜慶応二年（一八六〇）まで、同文のものが約三〇通保存されており、元禄六年以降その祭礼内容は全く変化していない。さて、縁起書にみられる妙見

寺祭礼の由緒と七日祭との関係は不明であるが、仮説的に(1)大船の郷中引廻しと神輿渡御、(2)大門内での舞拍と野祭りの神踊・杵振・獅子舞など、祭礼形態の上で類似点があることを指摘しておきたい。

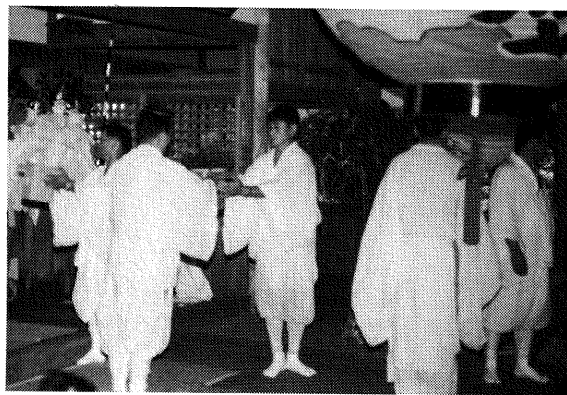
## (2) 祭礼諸役に分担

この七日祭の奉仕者は大祢宜以下、諸役を含めて一九名であるが、そのほとんどが世襲の「宮座制」で、往古から現在に至るまで座格（席順）が守り続けられている。諸役の家に忌があれば、一族外から代人をたて、役分を教えて奉仕を依頼するのが慣例であった。また、諸役世襲家の本家に男子がなければ分家、分家にもなければ他家へ頼み、男子が生まれると再び世襲家が役を継承するなど、中世武士団の物領制のごとき奉仕の体制をとっている。

奉仕者は、例祭執行の一週間前から「潔斎」の生活にはいり、飲酒・肉



七日祭の奉仕者



奉仕者による供饌

食を断ち妻子との臥所も別にして、神事は極めて厳肅に執行される。なお、神輿担役の四名の奉仕者は、隣接する落部村の氏子が年番で参加するが、この奉仕者の参加がなければ神輿の渡御は中止される。この祭礼の内容は、神事・神輿渡御・野祭・直会（無礼講）によって構成されるが、以下、内容別に具体的に紹介してみたい。

① 神 事

△奉仕者▽ 祭礼日の早朝、奉仕者は栗巢川の溪谷で「禊ぎ」をし、心身を清浄にして集まり、神事は正午から三時ごろまで厳肅に執行される。

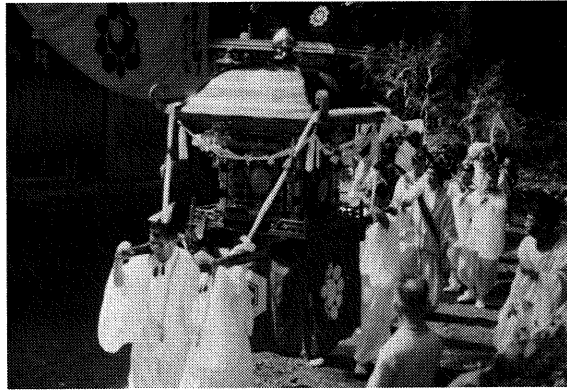
△供饌と撤饌▽ 幣殿の供物棚と拜殿の供物控棚との間に奉仕者は二列に並び、笛と太鼓による「妙見囃子」に合せて手送りにて供饌し、神前での儀式が終了すると同様にして撤饌する。

△神前の儀▽ 子称宜が開式の祝詞を奏上して儀式が始まり、大称宜・献幣使の祝詞奏上に続いて、関係者一同が玉串を奉納して神前の儀は終了す

る。  
△神移の儀▽ 大称宜は祝を従えて本殿へすすみ、神移の祝詞を奏上した後、本殿内神前にある大幣を奉げ、拜殿にある神輿へと移して、神移りの儀は終了する。

② 神輿渡御

社殿内での神事が終了すると、やがて「帰り杉」とよばれる参道の大杉の下まで、奉仕者一同による神輿の渡御が



神輿渡御

行われる。まず、拝殿の周囲を三回廻って、次いで堅大門、横大門を経て、約三〇〇メートル先の大杉のもとまで往復するのであるが、その間に蚊張獅子と篠葉踊子の少年たちが参道を走り廻る。この渡御行列は東氏入部の行列を模したものであると伝承され、諸役は父子相伝の世襲であり、その陣容と世襲家はつぎの如くである。

△先導▽一名 この露払は無帽で、九曜紋入の麻の袴、白足袋に紙緒草履をはき、手に青竹の杖をつく（遠藤家）。

△幣持▽三名 黒の立烏帽子に白丁（直垂・狩衣）、白足袋に紙緒草履をはき、手に大幣を奉持する。この役は大称宜・子称

宜・祝が担当し、大幣は毎年一枚つつ新しい白幣を加えてゆく（粟飯原家、滝日家、尾藤家）。

△弓取▽二名 紋付きの羽織・袴を着用 白足袋に紙緒草履をはき、肩

に木弓を担ぐ（日置家）。

△神輿担手▽四人 侍烏帽子に白狩衣を着用（落部区民の年番）。



露払と大幣

△呼び役▽ 一名 侍烏帽子に白狩衣を着用し、手に白扇を持ち、神輿の横で行列の音頭をとる（尾藤家）。

△杵振▽ 一名 淡茶色の狩衣着用。肩に白色の杵を担ぐ（土松家）。

△笛吹▽ 一名 侍烏帽子・白麻狩衣を着用し、笛は太笛を使用する（日置家）。

△太鼓▽ 三名 打手一人、担手二人、ともに白麻狩衣を着用。左三巴紋入りの胴太鼓を白紐で吊り、荷棒を通して

担ぐ（土松家・尾藤家・遠藤家）。

△鼻高▽ 一名 白の切紙で髪・鬚をつけた猿田彦面（天狗）をつけ、白麻狩衣を着用、手に白扇を持つ（土松家）。

△獅子▽ 四名 白の切紙で作ったタテ髪をつけた獅子頭、胴部は紺地のカヤを使用（滝日家、日置家、土松家）。

△給仕▽ 一名 ゆかたに白袴をつけ、白足袋・紙緒草履をはき、供物の準備や神酒・篠ちまぎの配布をする（土松家）。

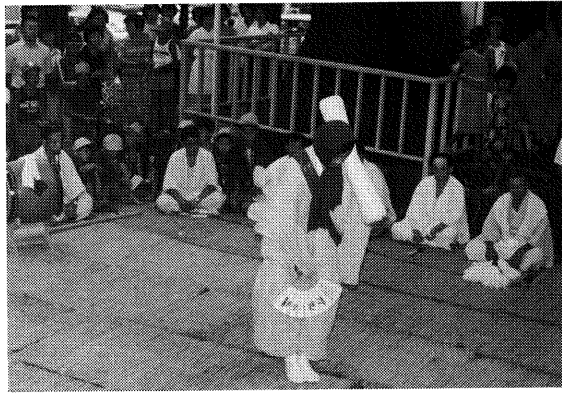
以上一九名の諸役の後方に、区内の少年八名からなる篠葉踊子（まきのは）が続き、白幣のついた若竹の枝をかざして紋張獅子を追い廻す。このとき、呼び役が「神の妙見なる竹の林、ポーンポ」と大声で叫ぶと、踊子の少年たちは「サーンヨッ、ポーンポ」と唱和して、参道せましと走り廻る。社標の大杉のもとで折り返して、また同様の所作をくり返しつつ行列は帰路を辿る。

### ③ 野 祭

神輿渡御の行列は、帰途、堅大門の鳥居内の広場で休憩をとるが、やがて野祭となる。休憩の間を利用して、給仕が参詣の人々に神酒や饌米・篠ちまぎを配る。一方、広場では野祭がすすみ、次の順序で田楽が奉納される。

△神前の舞▽ 神輿の担手四名の者が各々算木（ヒンザサラ）を手に持ち、神輿に向かって神前の舞を奉納する。

△杵振りの舞▽ 杵振りが腰にさげた茶色の麻布でほおかむりをして、杵を担いで立ち出で、神前に餅をつく所作な



野祭杵振舞

どして杵振りの舞を奉納する。

△獅子起こしの舞▽ まず鼻高が白扇を振りながら登場、やがて獅子が立ち出で、鼻高が獅子起こしの舞を奉納する。

かくして野祭が終了すると、再び行列を整えて拝殿へ帰り、神輿内の大幣を本殿の神前へ移して、すべての神事を終了する。

④ 直 会（無礼講）

神事が終ると宮座製の座格から解放され、神酒・神饌をおろしていただく、無礼講の直会なまひの酒宴が始まる。この直会は大祓宜である粟飯原家が主催するが、奉仕者の妻女たちが早朝から馳走作りをして、宴は夕刻まで続くのである。厳しい七日間の潔斎を経てきた奉仕者にとって、この直会は楽しい解斎の一刻であるとともに、妙見神の加護を祈念する重要な酒宴でもある。

また、神事・直会に使用される神酒は、この神社特有の濁酒で、祭礼の一週間前から大祓宜自らが醸造するのが慣例であるが、篠ちまきと同様に往古より無病息災の妙薬として氏子や参詣の人々に珍重がられてきたものである。

(3) 中世の宮座制と田楽

以上、本項では岐阜県大和村明建神社の例祭「七日祭」を中心に、中世東氏の美濃移住と守護神である妙見社の勸

請について紹介してきた。栗栖郷妙見社の由緒は、承久三年の東胤行の郡上入部に始まるが、七日祭も東氏が房総地方から伝えた祭礼であるといわれ、中世の妙見信仰における「星祭」の一種であったものと考えられる。

その神事は、神前の儀・神輿渡御・野祭・直会によって構成されるが、祭礼奉仕者が分担する諸役は「宮座制」による父子相伝の世襲である。とくに注目されるのは、野祭に奉納される「神踊り」である。神前の舞や杵振りの舞・獅子起こしの舞など、中世的田楽の承譜に連なるものと考察される。この七日祭は、中世的な妙見寺祭礼の古式を現在に伝承する貴重な事例であるが、果たして『妙見縁起』等にみられる千葉妙見社の祭礼様式を伝えるものであるか否かについては、今後とも民俗学的方法論によって検討されなければならないであろう。この七日祭の場合、その祭祀組織（奉仕体制）が世襲制であり、かつまた厳格な「宮座制」によって運営されていることは、中世東国の惣領制武士団の伝統を祭礼の中に継承するものと考えられる。したがって、この祭礼様式を考える場合、神事と野祭とを分離する必要があり、野祭の「田楽」奉納は美濃移住後に付加されたものと考察される。

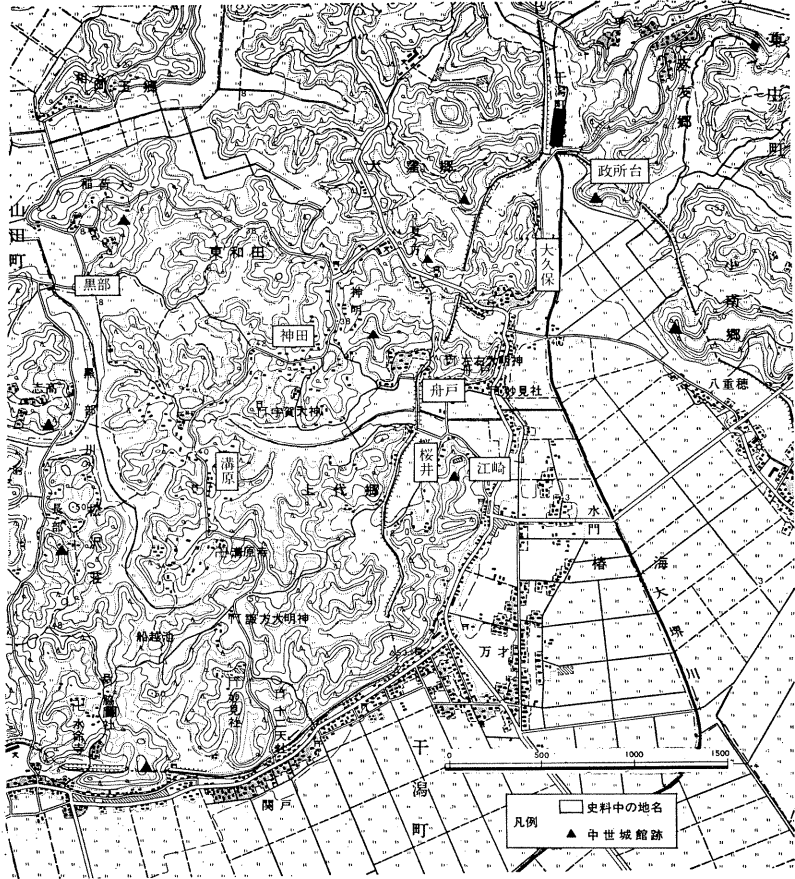
### 第三節 東庄上代郷の土地と農民

#### (一) 鎌倉末期の下総東庄

承久三年（一二二二）、東胤行に美濃山田庄が加領されると、新恩地には長子行氏が派遣され、本領たる下総東庄は次子泰行へと相伝された（『東氏遠藤家譜』）。『千葉大系図』によれば、胤行の長子として泰行を載せ、行氏を第三子としている。いずれにしても、十三世紀以降、東氏本宗は下総を去って美濃へと移り住むが、鎌倉に在った胤行自身も正嘉元年（一二五七）には郡上の山里へと退隠している。その後の郡上東氏については、すでに触れたごとく、歌道を中心として大きな発展をとげ、京都の政治・文化と深く結ばれていったのである。

一方、東庄を伝領した泰行は、道号を行暹といい図書助に任ぜられ、頼経・頼嗣・宗尊親王と三代の將軍に仕えた。この泰行は、須賀山あるいは森山に住したものと推測されるが、治績の詳細については全く不明である。泰行の後、行長・胤長と継いでいるが、とくに胤長は東次郎と称し丹波守に任ぜられ、元弘二年（一一三三）九月、護良親王の吉野挙兵の際、北条高時の下知によって出陣し奮戦している（『千葉大系図』）。

また、胤行次男の義行は、東四郎を称して、將軍頼嗣・宗尊親王に仕えた。この義行は樺海縁辺の村々を所領したものの如くで、その子息たる六郎盛義は東庄上代郷を知行していたが、元享元年（一一三一）には上代郷（第10図参照）の三分一が没収され、金沢称名寺（横浜市）の寺領となっている。盛義の没後、子息の弥六郎胤義・同重義らは、寺領



第10図 東庄上代郷付近要図

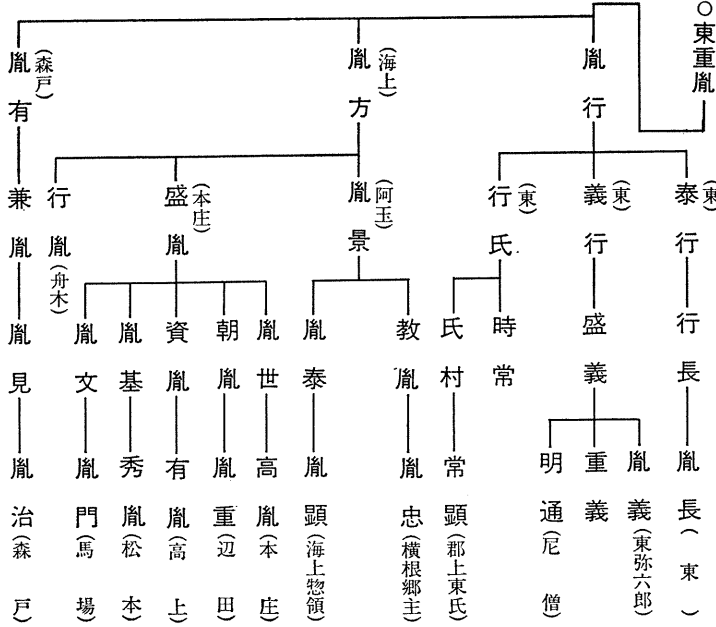
に押入り濫妨をはたらき、あるいは代官の住宅を焼き払い、あるいは下地横領を企てるなど、失われた所領の回復に「一所懸命」であった（金沢文庫文書）。

また、海上胤方の嫡子胤景は、弥次郎と称し左衛門尉に任ぜられ、將軍宗尊親王に仕えて、東庄内の阿玉郷（小見川町阿玉台）を知行していた。胤景の嫡子胤泰は、六郎左衛門尉といい「海上惣領」を称しており、一方、次子の教胤は「横根郷主」として三崎庄南部の経営にあたっている。

また、海上胤方の次子盛



第11図 鎌倉末期の東氏と海上氏



胤は、東七郎を称して左衛門尉に任ぜられ、道号を妙覚とい

った。『千葉大系図』によれば、「盛胤。有<sub>レ</sub>由胤行養<sub>レ</sub>之。

六郎行氏為<sub>レ</sub>弟。(中略)居于下総国東庄小南沼闕城、勵武

勇、子孫繁栄也。」とあって、東胤行の養子となって東庄

小南郷の沼闕城(東庄町小南字城山)に居領したことが知ら

れる。その後、盛胤は三崎庄本城郷(銚子市)へ移って「本

庄殿」とよばれ、その子息たちは辺田・松本・高上(高神)・

馬場など銚子半島の村々に割拠していった。この盛胤は正

安元年(二二九九)に没するが、その遺領は粟野郷・小南

郷・本城郷にわたり百余町に及んだ。以下、断片的ではあ

るが若干の関係史料をあげて、盛胤遺領の伝領経過につい

て概観してみたい。

〔千葉大系図〕

①正和二年所領安堵状(円福寺文書)

橋庄<sup>号東</sup>粟野郷内田肆拾<sup>欠</sup>

三崎庄<sup>号海</sup>上庄本庄内田陸拾町

浜長崎地頭職事<sup>家</sup>

右任亡父左衛門尉平盛胤

正安元年 連券状 任此状一期之後可  
七月日 配分之由者載之

并同自筆状守先例可令領掌之状依仰下知状如件

正和二年四月廿五日

(北条熙時)  
相模守平朝臣判

② 永徳二年鎌倉府奉行某奉書(黃梅院文書)

下総国東庄小南郷事、(料)為<sub>(所)</sub>、自當年拾ヶ年、所被預置也、於有限年貢者、可被致共沙汰之状、依執達如件、

永徳二年閏正月廿八日

沙弥(花押)

(昌文)  
文都開禪師

③ 永徳三年鎌倉御所氏満寺領寄進状(東慶寺文書)

寄進 勝福寺

下総国東庄小南郷事

右、為天下安全、武運長久、所寄附之状、如件、

永徳三年十二月廿日

(足利氏満)  
左兵衛督源朝臣(花押)

まず①の文書は、正和二年(二二二二)に出された北条氏(熙時)の所領安堵状である。名宛人は不明であるが盛胤嫡男の七郎太郎胤世であると推定される。盛胤の遺領は、(1)東庄粟野郷内田地三〇町余、(2)三崎庄本庄内田地六〇町余、(3)浜長塚地頭職である。このうち(1)の粟野郷は胤世・高胤・秀胤と相伝された。とくに秀胤は弥八郎といい、掃

部介に任ぜられ、「栗野郷主」として活躍している（『松蘿館本千葉系図』）。また『千字集』によれば「海上庄は三郷也。舟木郷千貫、縫根郷千貫、本庄郷千貫、以上三千貫の所を海上庄と云ふ。（中略）本庄郷に住するゆゑ本庄殿と申す也。此時海上三郷第一の人と請はれしと云々。」とある。文中、縫根郷とあるのは横根郷の同音異字と考えられる。海上庄の中心地たる本庄郷に割拠した盛胤系の人々が最も有力であったことが知られる。

『千葉大系図』によれば、胤行の養子となった盛胤は、一時、東庄の小南郷に居領したと伝えられる。しかし、その後の伝領経過は全く不明で、②と③の史料によって十四世紀末に小南郷が鎌倉の勝福寺へ寄進されたことを知るのみである。まず②によれば、永徳二年（一三八二）小南郷は勝福寺の料所として約一〇年間預け置かれることが決定され、さらに③では翌三年には鎌倉御所たる足利氏満によって寺領として正式に寄進されたことが知られる。

以上、限られた範囲ではあったが、鎌倉末期における下総東庄の在地状況を概観してきた。東氏本宗の美濃への移住とともに、海上系庶子家の分立が著しく、幕府の地方支配の強化とも相まって、泰氏系東氏による庄内一円の掌握は次第に困難なものになっていった。すでに触れたが、元亨元年（一三三二）には東盛義の根本所領たる東庄上代郷の没収事件がおこり、その結果、上代郷の下地は分割され三分一を金沢称名寺が知行することになった。この事件は、北条氏得宗による東国御家人弾圧の一環であったと考えられ、名門たる千葉氏以下、有力御家人の在地支配を分断する政治的意図を含むものであると推測される。ここでは、鎌倉末期の在地状況を整理した上で、東氏所領の没収・分割の過程をたどりながら、東庄上代郷の土地と農民についての考察をすすめてみたい。

## (一) 東氏所領の没収と金沢称名寺

中世の下総東庄は、千葉県の東北部、下利根川筋に営まれた二位大納言領の荘園であるが、その荘域は現在の東庄町とほぼ一致する。東庄町は、最近の町村合併により笹川町と橘・東城・神代の三か村を合併して誕生したが、町の北辺を利根川とその支流黒部川が東流しており、中世以前は香取浦沿海の地であった。南部は千漉町に接して、江戸期における湖沼干拓以前は、棒海と称する内海に接していた。したがって、中世の東庄は東総台地の先端に程近く、最も細くくびれた地域を占めていたことが推定され、軍事上における要衝の地であった。

さて、東庄の南側に展開した棒海は、下総東部の海上・匝瑳・香取の三郡にまたがり、周辺一二キロにおよぶ湖沼であった。棒海東辺の洪積台地は中世の三崎庄で、沼地の北西部から西南部にかけては、複雑に入り組んだ谷地を形成しながら、四〇メートル前後の洪積台地が連なり、中世には北西部が東庄、西南部が匝瑳庄であった。また、棒海の南部には九十九里平野が展開し、各所に荒涼たる湘漉地（湿地帯）が横たわり、太平洋の怒濤の寄せる砂浜に達する。

中世を通じて棒海縁辺の台地農村には、中小の土豪群が蟠踞したが、特に三崎・東庄は海上・東両氏の勢力下にあった。十四世紀前葉、棒海の北辺では上代郷かじらを本貫とする東六郎盛義が活躍するが、当時、すでに東庄内における支配権は義行系の一族が掌握していたことが知られる（金沢文庫文書）。東盛義は、東庄上代郷の根本領主であるとともに、因幡国千土師郷、奥州賀都庄内阿那夜野村、および上総国周東郡内（木更津市・君津市）にも所領を得ていた。ところが、元亨元年（一二三二）六月、盛義の所領が没収され、分割されて金沢称名寺（横浜市）へとあてがわれること

第1表 両総地方の称名寺領

寺 領 名	初見史料	所領面積		伝来事情
		田	畠	
下総国 下河辺庄下方村	永仁二年(1-9)	三五・二	町	北条実時寄進地
下河辺庄山口郷内	正和四年(3285)	一〇・七		尼某寄進地
東庄上代郷内	元亨元年(3308)	一七・三		常陸国北郡の替地
下方毛呂郷	元亨元年(1-47)	八・八		山川曉尊寄進地
幸嶋郡上方郷稲毛村	元亨三年(2-910)	一・〇		僧益濟からの買得地
下河辺庄赤岩郷	正慶元年(1-113)			金沢貞将寄進地
大須賀保柴村	応安四年(3569)			大須賀憲宗寄進地
上総国 高梁庄内	元応二年(3386)	三・五		伝来不明
周東郡内諸村	元亨元年(3308)	七・一	九・五	常陸国北郡の替地
畦蒜庄永吉郷	正中二年(3347)	三・五	〇・六	平胤連からの買得地
土宇郷内	嘉暦三年(3361)			伝来不明
市西郡新堀郷	建武五年(3468)	八・三	三・二	伝来不明
久保郷	暦応二年(3472)	一四・四	一〇・〇	加賀野海郷の替地
金田保高柳村	康暦二年(2-234)	一一・一		加賀野海郷の替地
佐貫郷内	〃	〃	〃	

〔注〕初見史料欄の( )印は金沢文庫文書の整理番号を示すものである。

物は、東京湾・利根水系の舟運を利用して、武蔵国六浦庄の金沢まで漕送されていた(小笠原長和『中世の東京湾』)。

になった。鎌倉期の金沢称名寺は、檀越金沢氏(北条氏一門)の積極的な後援によって、各地に広大な寺領荘園を経営していた(金沢文庫文書)。

房総地方における称名寺領は第1表の如くであるが、下総国では下河辺庄・殖生庄山口郷・毛呂郷・大須賀保、それに東庄上代郷の郷村が寄進され、澁谷・真源・恵観などの寺僧が頻繁に往来している(小笠原長和「武州金沢称名寺と房総の諸寺」)。一方、上総国では高梁・畦蒜両庄の郷村が寄進され、市西郡新堀郷、天羽郡佐貫郷、それに東氏所領の周東郡内諸村が称名寺領となっている(第1表参照)。これら寺領からの貢納

さて、東庄上代郷の村々が、金沢称名寺領として鎌倉幕府により寄進されたのは元亨元年六月廿二日のことである。金沢文庫文書の「鎌倉將軍家寄進状案」によれば、常陸国北郡内の寄進地の替として、小笠原彦二郎入道（道円）の知行分とともに称名寺にあてがわれたとある。

奉寄 称名寺

小笠原彦二郎入道知行分父道阿跡  
相伝分

并東六郎盛義所領参分壹事

右、為常陸国北郡内寄進地之替、所被宛行也者、依仰奉寄状如件

元亨元年六月廿二日

相模守（北条高時  
平朝臣）（御判）

前武蔵守（金沢貞徳）平朝臣（御判）

この「北郡内寄進地之替」とは、一時称名寺領であった常陸国内村々の領有権をめぐる問題であるが、以下の事情によるものであった。従来、多気義幹の所領であった同国筑波郡が、建久四年（一一九三）の義朝処罰の際、常陸大丞たる馬場資幹に給与され、やがて幕府に没収される。これが北条氏領（金沢貞徳）となり、南殿（北条熙時）に伝えられ、その死後、称名寺へ寄進されたものである。しかし、資幹の子孫である経幹が、その由緒を論じて訴訟をくり返したので、幕府は寺領となった筑波北郡を本給主に返給し、称名寺にはその替地を与えることになった。その替地とされたのが小笠原氏の知行分と、東盛義の所領三分一であった。

この東氏所領の称名寺への分割あてがいの背景であるが、金沢文庫文書の「塩飽新右近入道注文」などには、「上

代郷被取公三ヶ年（中略）東六郎盛義被召所領度々事」とみえ、また「蓮一申状」には「（前略）送知行年序之処、依盛義罪科、所領三分一、盛義被取召之、被寄進称名寺之処」と記されている。これによって、東氏所領の分割は、盛義の何らかの罪科による処置であることが知られ、文保二年（一一三二）以降、富部近江権守を引付奉行人として、元応元年（一一三九）・正中元年（一一三四）の三次にわたり所領を召上げられている。この盛義の罪科については不明であるが、当時、北条得宗家による私領拡大が進行しつつあり、東氏の所領没収も得宗による東国御家人弾圧への一過程であったものと推測される。

元亨二年（一一三三）二月二十九日、上代郷内の東氏知行分が三分二と三分一に分割される。三分二は在地領主たる盛義の知行が認められ、三分一は称名寺領と定められた。しかし、表高の中に含まれる別相伝の地と沽却分（こぎやくぶん）と称する分については、調査の上、寺家に分付されることになった。その際、目録が作成されるが、上代郷の下地を三分に分ち、そのうち寺家雑掌が任意に一分を選びとる方法がとられた。「所領配分」の文書を作成した主体が地頭側にあつたため、元亨二年に提供された東氏の所領は「盛義か所領三分一、纔九丁三反大、為千葉介御使、打渡候之間、北郡八三所ニ五十余丁にて候程ニ、四分之一ニも不及候之間」（真施）なので、寺家側は幕府に再度替地の寄附を申し出ている。

東盛義の所領構成は第2表のごとくであるが、元亨二年段階の寺領九丁三段大は上代郷内三分一のみで、さらに嘉暦元年（一一三六）上総国周東郡内諸村、元徳元年（一一三九）には因幡国千土師郷の所領打渡が実施された。東庄上代郷の元亨二年打渡後の配分状況は、つぎのような状況であったものと推定される。

### 東盛義知行分 三九町〇反六〇歩（推定）

第2表 東盛義所領の村々

A群 下総国東庄上代郷	
①黒部村(東庄町稻荷入)	田地一〇・二町
②さくら井(干潟町桜井)	
③大窪(東庄町大久保)	
④江崎(江ヶ崎)	
⑤舟戸(東庄町舟戸)	田地一七・二町
⑥神田(神田)	
⑦溝原寺(干潟町溝原)	
⑧はたかや(現在地不明)	
⑨熊野( "	
B群 上総国周東郡内	
①畑沢村(木更津市畑沢)	田地一〇町・畠地一五町
②馬込村(馬込)	田地三町・畠地三町
③くぼ(窪)	
④小浜(小浜)	田地六町
⑤桜井(桜井)	田地五町・畠地四町
⑥子安村(君津市子安)	田地八町・畠地一八町
⑦靱山(靱山)	
⑧深井(深井)	
⑨小糸(小糸)	
⑩胡麻窪(福岡)	
⑪宮原(現在地不明)	
⑫千坂( "	

内 沽却分 二二町八反六〇歩(推定)

実質知行分 一六町二反

称名寺知行分 三四町〇反小

内 別相伝 一二町七反小

内 沽却分 一二町

実質知行分 九町三反

別田 一六町

総田数(守護使定胤注進) 八九町一反半

土地分割に際しては「於上田者減田数、至下田者増田数、分三之処」という配慮がなされ、別相伝・沽却分については寺家側に給与されることになった。称名寺知行地の別相伝・沽却分は二四町七反小を占め、実際に打渡された下地は九町三反で、元徳元年(二三九)の得分注文でも知行地四三町七反に対して打渡分は一〇町七反に過ぎなかった。

このとき、盛義代官の「所領配分渡状案」には「一所、江崎原野片田在之除穴定」とみえ、この江崎原野についてはさらに



C群 その他

①因幡国千土師郷東方上村 田地二〇町

②奥州賀都庄内阿那夜野村 田地 七町

(金沢文庫文書)

「次江崎者、被付壹分方、入海浦并小田坪々等者、所被付貳分方也」とあって、江崎の地は称名寺がとり、入海浦と小田(零細な散在田)は盛義分とされた。この入海浦とは「樺海」をさすものと考えられ、旭市の市街地から北方二キロメートル程の地に江ヶ崎の村落が現存するが、この江ヶ崎の地が称名寺領江崎とすれば樺海の対岸までも東庄上代郷に入り、鎌倉末期すでに湖岸各地に耕地が点在していたことが考えられる(小笠原長和「樺海周辺の中世文化」)。ところで、この上代郷の田地と在家ざいけについて、海上中務入道理一の息女で尼蓮一なる女性が、正和三年(一二三二)以降、右の沽却安堵の地とされたもので、東氏三分一没収地と混ぜられ、称名寺に寄進されたとして幕府に愁訴している。右の理一入道は、舟木中務丞行胤のことであり、盛義の父義行とは従兄弟にあたるが、上代郷の支配関係はかなり複雑であったことが知られる。

元亨二年(一二三二)以降、下地のすべてが寺領化されたのではなく、また同時に打渡されたものでもない。元徳二年(一二三〇)、土地打渡をめぐる紛議は、寺家側が(1)別相伝・沽却分の解決、(2)隠田・増田の処分を主張して訴訟事件に発展、幕府は(1)東氏が沽却分とする土地は元亨二年以降のもので無効であること、(2)隠田・増田は東氏の所領であることを裁決して、その三分一を寺家に引渡すよう下知したのである。また、盛義女(尼明通)が継承した別相伝一二町七反小の土地は、明通が相伝の由緒を論じて分割・打渡を拒んだので、嘉暦四年(一二三二)寺家が和与用途二五貫文を支払って解決している。

一方、上総国周東郡内の諸村については、盛義が異議を唱えて土地打渡が実現せず、数度の訴訟を経て、嘉暦四年に至って実施された。寺家側は、元亨元年以降、八年間の未進年貢を請求して、訴訟となり、盛義は寺家得分の代償として同郡内子安村を打渡すことで解決した。罪科没収という処罰に際して、東盛義は所領減少を極力食い止めよう

とし、あるいは譲渡とし、あるいは沽却と称して、子息・親類縁者と同心、幕府・寺家側の追求を逃れようとした。

この東氏所領をめぐる訴訟事件は、元弘三年（二三三三）一旦解決したが、足利尊氏御教書には「寺領上総国波多沢（中略）胡麻窪等事、被下諭旨之処、東弥六以下輩致濫妨云々」とみえ、東盛義の子息である弥六郎胤義の寺領侵略が窺える。さらに、南北朝の争乱期の時代になると、旧領主側の寺領侵略が甚しく、建武二年（二三三五）の周東郡内では守護代の伊勢弾正 忠宗継が伊北三郎常信らを現地に派遣して、押領された下地を寺家雑掌に引渡している。東胤義は、守護使が去ると寺家代官の住宅を焼払うなどの濫妨をはたらき、再び下地を押領、無理な訴訟を繰返すなどしている。東庄上代郷でも東胤義の狼藉が甚しく、康永二年（二三四三）八月四日、室町幕府は、称名寺雑掌の左衛門尉光信の訴訟を受けて、下総国の守護であった千葉介貞胤に対し、上代郷・大窪寺・毛呂郷などにおける東弥六（胤義）・同七郎（重義）らの濫妨を停止、これらの下地を光信に引渡すように命じている。

胤義たち兄弟は、父盛義が没収された所領の全面的恢復を企図していたが、鎌倉幕府の滅亡はその絶好の機会となり、東庄上代郷・上総国周東郡内の旧領のみならず、はるか遠くはなれた毛呂郷（茨城県結城）まで一気に侵入したのである（『結城市史』中世篇）。こうした東胤義兄弟のはげしい侵略を受けた雑掌光信は、これを幕府に訴訟して、彼らを寺領から排除しようとした。幕府がこれを受理、守護千葉氏に下知したのが八月四日であり、ところが千葉介貞胤が幕命を守護使に伝達したのは八か月ほど遅れた翌年四月十二日のことであった。この間、南朝方の拠点であった常陸国の関城・大宝城で南北両軍の決戦があって、下総国内でも争乱が激化していたため、伝達が延引したものと推測される。その後、幕命を奉じた貞胤の代官が寺領に入部、胤義たちに濫妨停止を下知するが、東氏は依然として上代郷・毛呂郷などの寺領への侵入・狼藉をくり返した。たまりかねた雑掌光信は、再度、幕府に訴訟するが、その後、この一連の紛争がどのように展開したのか明らかでない。いずれにしても、鎌倉武士の「一所懸命」の所領に対する

執着の姿を如実に示す事件であり、かつて郷土を開拓し守りぬいた根本領主たちの実態を鮮烈に描き出している。

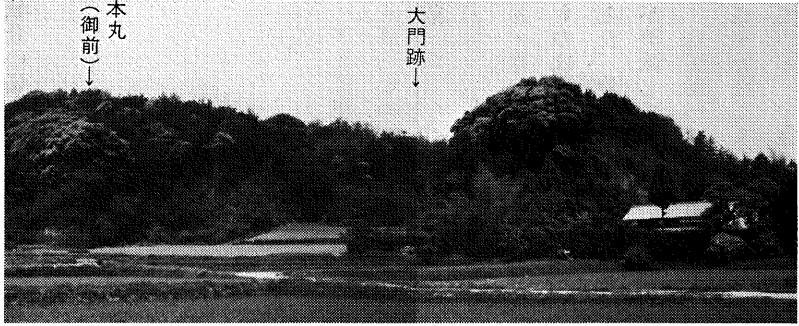
### (三) 東庄上代郷の内部構成

#### 1 集落と耕地

##### (1) 集落景観の復元

下総東庄は千葉六党である東氏一族の名字の地で、東六郎胤頼は同庄三十三郷と三崎庄一円を領し、その根城は上代郷内の前掛城であったと伝承される。この東庄上代郷の範囲について、わらおかりようすけ 邨岡良弼は大久保、溝原、関戸、舟戸、万歳、桜井、和田、神田などを郷域にあげている。いずれも樺海北岸の台地の縁辺部に点在する村々である(『日本地理志料』)。史料的には、(1)東盛義知行地||神田・クツなへ・熊野・フナへ(舟戸)・ヲろやツ・江崎・アハチ・さくら井・ウつほ、(2)称名寺知行地||黒部村・大佐古・大窪・はたかやに整理できるが、現在まで集落名として継承されたものは少ない。中世においては、本来、自然村落を直接的に媒介としない耕地片(名)の集積としての「村」が存在した。集落と耕地の統一体としての「村落」体制が確立してくる過程においては、村落としての実態を備えない村名が消滅してしまい、近世の幕藩村(現在の大字)へと継承されない場合が多い。

樺海北岸に臨む下総台地東端部では、標高四〇メートル前後の平坦な台地面の崖下に比高二〇〜三〇メートルの急傾斜をなして、樹枝状の浸蝕谷が奥深く入りこみ、そこには低湿な谷田が開かれ、典型的な「谷津田」やつた地帯が展開している。中世の集落景観は、浸蝕谷の奥部に水田が開け、舌状の台地上には集落(疎塊村)が点在し、周辺に小規模



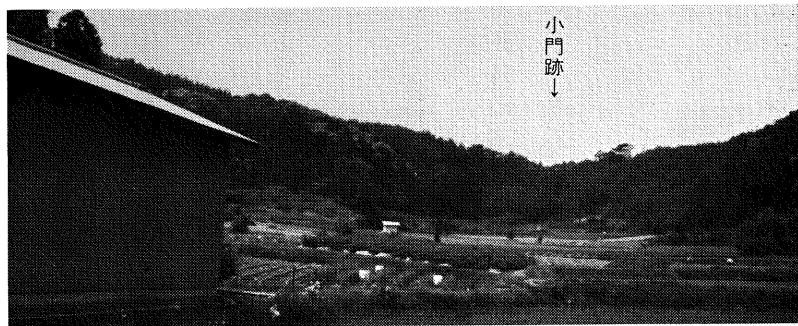
( 干 潟 町 )

な畠地があるほかは林野が広がっていたと考察される。中世の上代郷は、棒海に注ぐ大堺川とその支流によって開析された舟戸・溝原・桜井の谷々を中樞域としており、浸蝕谷の開口部には中世城館が位置を占め、付近には左右大明神・妙見社（字妙見台にある千葉神社の石祠）なども鎮座している。

中世土豪の開発は、丘陵・台地の縁辺部や浸蝕谷（谷戸）の出口部を占拠することから始められ、谷の出口部は自然の災害を受けにくく、しかも飲料水・用水を得やすいため農業も比較的集約化して生産性も高かった。これを占拠することは、山野利用から肥料・薪・用水などの占有が可能であ



谷津田遠望（中世の上代郷溝原村）



小門跡↓

跡 井 城 榎

り、谷側面や平野部の棚田経営・後背湿地経営を従属させ、散布する農民を駆使できる前提条件をはらんでいた。小河川を中心に展開する溪谷平野の両側には、(1)長谷・茄子谷・広谷・木戸谷など「谷」地名、(2)稻荷入・木屋の入・千蔵入・和田入など「入」地名が分布しており、いずれも台地の傾斜部に接した狭隘な土地で、現況は棚田・棚畠として利用されている。これらは片田・小田坪とよばれる中世の耕地と理解され、谷地の先端部(谷頭)は井戸谷・大笠井・下井戸・姫ノ井などの字名をもつ湧水地・湿润地で、谷津田の灌漑源であった。

また中世の土豪層は、一族や郎党をひきいる地侍であると同時に、自己の家族や若干の隷属者(下人・所従)を役使して大農的経営を行う豪農的性格をも有していた。これらの土豪屋敷は、土塁や濠で囲まれて防禦的な性格を有し、内部には居住用の家屋、納屋・土蔵・馬小屋など付属建築物のほか、隷属者の住居や自家用の菜園が存在することもあった。この屋敷の外側には隷属者や農民の住家が密集し、門田・門島・正作・佃・内作などとよばれる手作地(直営地)が、一般農民の耕地とともに展開していた。

上代郷内には和田城、桜井城など、中世の城館跡が存在するが、桜井城跡(千瀬町桜井)は「豪族屋敷村」の姿を具体的に示している。この遺跡は多郭雑形の台地上の館跡で、土塁・空堀・曲輪などの遺構は、やや鮮明さに欠けるが、半島状台地の先端部には面積五〇アール程の居住区があって、付近には御門・大門・家

内・返堀などの字名が分布している。桜井地区の現在の集落は江崎・家中内・稻荷入にかけて展開していて、中世には「かきねの入道かやしき」として記録され、屋敷内には一二字の下人の住居が存在した。これが現在の家中内にあるもので、門田・門島は家中内下・荅丁町・谷津・作下方面にかけて展開していたものと推定される。また、付近の台地上には「古屋敷」の字名が存在するが、香取社領小野村と同様に近世初頭にはいり集落移動があったことも予測される。木村礎・高島緑雄両氏の研究によれば、香取社領の場合、寛文・延宝期に村落の移動が確認され、湧水・井戸に規制されていた中世の「塊状村」は、近世の本百姓Ⅱ小農の確立にともない山麓に下るが、それは激増する小農層の屋敷地を確保するための移動であった(『耕地と集落の歴史―香取社領村落の中世と近世―』)。

(2) 内部構成の検討

① 耕地(田地) 中世の荘園・公領制村落の内部は、基本的には田・畠・在家・山野河海から成り立っており、とくに田地には「みよ名」が定められ、年貢・公事など基本的収奪のための賦課基準が置かれていた。東庄上代郷の場合、元亨二年の「所領注文案」の檢注使定胤の注進によれば、同郷の総田数は八九町一反半で、称名寺知行部分は三四町小(分米二三・一石、准布代錢二貫五五三文)と指示している。実際には東氏私領(二五町五反)から九町三反(約三六%)が分割宛行され、東氏の地頭職は田地一七町二反・小田坪四〇筆、在家一九字、山野三分一、入海浦一円(樺海)の範囲となった。一方、

第3表 元亨2年以後の所領構成

	東氏所領	称名寺領
	町反	町反
耕地合計	17.2.000	10.2.000
除田		
{ 社寺関係	6.3.000	
{ 手作	6.000	
{ 代官給		2.000
{ 百姓屋敷		3.000
所当田		
{ 名田	10.3.000	9.7.000
{ 散田	小田坪40筆	
在家	19字	8字
山野	山一分方	江崎原野・山
海浦	一円知行	

第4表 中世上代郷の耕地と在家

知行別	史料中の地名	現在地(推定)	在家	
東氏所領	フナヘ	香取郡東庄町舟戸		
	さくら井	〃 千鴻町桜井	○	
	江崎	〃 〃 桜井字江崎	○	
	アハチ	〃 〃 溝原字栗路		
	熊野	〃 〃 〃 字馬場		
	小田	〃 〃 〃 字小田		
	神田	左右大明神 雷 天宮 法王 諏訪大明神 十二天 新泉権現 溝原寺	〃 東庄町舟戸	
			〃 千鴻町溝原字天神台	
			〃 〃 〃 字天宮	
			〃 〃 〃 字法王台	
			〃 〃 〃 字諏方山	
			〃 〃 〃 字十二天	
			〃 〃 〃 字馬場	
〃 〃 〃 東栄寺				
称名寺領	黒部村	〃 千鴻町溝原字黒部	○	
	江崎	〃 〃 桜井字江崎		
	大佐古	〃 〃 〃 字大仏		
	はたかや	〃 〃 〃 字仏ヶ谷	○	
	大窪	〃 東庄町大久保		

称名寺は「上代郷・大窪寺田三分一地頭職」を得て、田地一〇町二反、在家一〇字(九字)、山野(江崎)を知行することとなった。

また、同郷の除田(給免田)の状況をみると、神仏田が一社一寺で六町三反を占め、東氏の手作地(佃)六反、称名寺代官の給田二反、百姓等屋敷(寺領九字)三反であり、所当田(定田)は東氏知行地Ⅱ名田一〇町三反、散田四〇筆(田数不明)、称名寺知行地Ⅱ名田九町七反であった。所当田は名主(有力農民)に配分され、東氏知行地では領作名主九名、自作名主一〇名が名田一〇町九反を分割し、さらに作人二四名が借耕していた。また、小田坪は小規模な散田であり、田数は明確ではないが、筆数四〇を数え、自作名主や作人が四斗〜二升の所当米を支払って借耕していた。

② 在家 中世上代郷の村落は、谷ごとくに耕地と屋敷が結合した「在家」が分布する

散村形態を示していたと考えられ、自作名主や作人層は、領主から住家Ⅱ在家を借りていた。従来、在家は領主の所有する家屋であって、住居・建築の資力のない下人的な隷属者が借りる形であり、やがて屋敷付属の畠地を含めて在家と称されるようになった。また「東庄上代郷内田拾貳町在家拾字」「郷内沾却田壹町在家壹字」など、在家は耕地(田地)とセットで売買・譲渡の対象となつたのである。

東庄上代郷の在家は、元亨二年(一二三二)段階で東氏私領一九字、称名寺領九字、東氏沾却地二三字の合計四十一字が検出され、元徳期(一二三九～三二)の「屋敷注文」では一十一字、黒部村の在家注文では二〇字が確認できる。在家役は(1)夫役、(2)畠地の所出物、(3)非農業的生産物(薪炭、鮎など)などが賦課され、こうした生産物収取によって屋敷内の免租の畠地を掌握し、分業・生産活動を統制したのである。

一方、下人・所従の居住する在家は、その主の在家であり、また自らの屋敷内にあると認められた在家はその人の所有に帰すが、この場合、すでに公在家・本在家ではありえない。例えば元徳期の上代郷内では、在家は「屋敷」とよばれ、かきねの入道の屋敷は一十一字あって、それぞれ作人が附されており、かきね入道の下人的隷属農民であつたものと考えられる。

③ 山野・海浦 荘園内における山野海浦は、単に農業経営との関連(用水・草木採取)、あるいは漁撈、狩猟の場としてだけではなく、製塩、木器生産、炭焼、製陶など手工業の展開する場であり、中世社会の脈管組織としての役割を担っていたのである。上代郷では、原則的には山野は寺家に帰属し、海浦は東氏の領分であつた。

まず山野であるが、東氏知行地は「一、山一分方外、先例のごとく」、称名寺領では「一所、江崎原野・片田これあり、一所、山大佐古に堺を立てはじめ、両方田波多堀々クロへ」という状況であつた。中世の在地領主は狩場、禁野など山野を独占して、上代郷内でも佐藤山、玄蕃山など地頭の立山・立野の存在が窺われる。また江崎・八崎向沼方面の



原野は寺家の支配となり、部分的に小規模な開墾地（片田）があつて、堀々々用水溝などの土木工事が実施されていた。

つぎに海浦は東氏の所有となり「入海浦可為一円知行」の状態であつた。この入海浦湖（榑海）は、やがて国分孫五郎泰朝の所有となるが、賦課の対象は網・船のみで労働には夫役が課せられたと考えられる。

### (3) 黒部村の年貢

称名寺領の郷内黒部村は、東庄の西辺を北流し、利根川にそそぐ黒部川上流域の、稻荷入付近に展開した中世村落であるが、その土地構成と年貢は第5表の如くであつた。元亨三年（一二三三）の「検見目録」によれば、黒部村の総田数は一〇町四反半で、給免田（除田）は代官給分一反半・百姓屋敷三反であり、所当田一〇町のうち、損田二町六反半四〇歩、得田七町三反小二〇歩という状況であつた。また同村の在家は黒部・はたかやに合計一二字あり、黒部にはうつほ入道・かうしん房・そうしん房・因幡・五郎太郎入道・性仙の在家六字があつた。一方、同村の寺家代官としては、源光俊（元亨三年）以下、左衛門尉光信（正中二年）、同光行（康永八年）、通泉（明德三年）などが確認される。称名寺領の場合、その多くが寺僧を代官として派遣したものの如くである。黒部村においては元亨三年以降、光俊―光信―光行と三代にわたる在地の俗人が代官となっている。それぞれ源姓の左衛門尉を称する地侍であつた。とくに左衛門尉光信は、称名寺雑掌として毛呂郷をめぐる紛争にも関与しており、単に黒部村の代官のみでなく、広く寺領全体にわたる役分をもつ者であつたと推測される。

さて、黒部村の年貢についてのべよう。籾納の九斗代（反当たり）であり、得田の分籾状況をみると、元亨二年〇七〇石二斗三升、同三年〇六六石五升、正中二年〇五四石九斗五升で、やや漸減傾向を示している。その背景には不

第5表 上代郷黒部村の構成と年貢

	元亨2年(1322)	元亨3年(1323)	正中2年(1325)
耕地合計	町反 10.2.000	町反 10.4.180	町反 10.4.180
代官給	2.000	1.180	1.180
百姓等屋敷	3.000	3.100	3.000
残	9.7.000	10.0.000	10.0.000
損得	田 (1.7.000)	(2.6.400)	(3.8.340)
	田 (8.0.000)	(7.3.200)	(6.1.020)
分	石斗 87.2.00	石斗 90.0.00	石斗
	田 (16.9.70)	(23.9.50)	—
損得	田 ① (70.2.30)	(66.0.50)	54.9.50
	田 —	—	③ 27.4.75
分	—	—	③ 27.4.75
年	② 粃68.6.30	—	④ 正米19.5.185

注①逃亡跡(大夫五郎御家) 1石6斗を含む。

②国納粃58石4斗9升(内23石4斗8升新高)と寺家運上(10石1斗5升)の代銭7貫文。

③分米は粃1斗・5升宛(50%)。

④船積6石5斗6合5勺。

作・損亡・逃散など生産の荒廢があつたものと考えられる。寺領の年貢収取の形態をみると、元亨二年段階では国納分五八石四斗八升余が粃納、寺家運上分一〇石一斗五升余が錢納(代銭七貫文)であつた。これに対して正中二年には、農民から粃で納められた年貢五四石九斗五升を、荘官の手で米にかえられ分米二七石四斗七升五合(粃一斗別五升宛)を寺庫に納めている。また、明徳四年の「通泉押書」には領家御年貢合六貫文と記され、一方、「寺領散田目録」には斗代が錢価で表示されている。これらの史料によつて、黒部村の年貢納入が、粃納↓米納↓錢納と推移してゆく過程を具体的に捉えることができる。

## 2 農民層の存在形態

### (1) 名主と在家

中世的農村社会は、在地領主―農民關係を基軸として形成され、そこに存在した人々、名主以下の諸階層は中世特有の身分制秩序に編成されていた。東庄上代郷の場合、元亨二年「知行配分注進状案」、同年「所領配分渡状案」、元徳□年「屋敷注文」を整理することで、耕地と在家の一端が窺え、同郷の内部構造を捉える上で参考となる(第6表参照)。これによると、東盛義所領内では記載人員七〇名中、領作名主二〇名(うち社寺一二)、自作名主一〇名、作人二四名、在家三九字が確認され、莊園領主の直屬田である「小田坪」(散田)を借耕する小百姓は作人二二名中、一五名前後であった。

元亨二年段階の東庄内には、東盛義(根本領主)・源左衛門尉光俊(寺家代官)以下、原井四郎有時・矢多田六郎左衛門尉康氏・国分弥五郎泰朝、あるいは秋元・息津(志)・木内・豊田などの武士がそれぞれ名主職などの得分を保持していた。さらに村落に居住する農民層は、在地領主の支配のもとに、名主・作人・小百姓・下人などの諸階層によって構成されていた。以下、列記的になるが在地諸階層について概観し、同郷における土地の保有状況を検討してみたい。

① 領作名主 名主層は、年貢・夫役の收取単位としての名田の管理者ともいべき性質のもので、耕地の主要部分を直接経営していた莊園村落の中心階層であった。東氏所領内の名主は、領作名主九名、自作名主一〇名が確認され、領作名主は社寺とともに名主職かじし加地子得分とくぶんのみの在地領主的存在であった。

名田保有一町以上の領作名主は、(1)在地武士し那智(一町五反)・国分(二町五反)・大須賀(二町)、(2)僧侶し願正

第6表 上代郷の耕地と在家〔A〕

氏名	名主職	作職	耕地合計	小田年貢	在家		
	反	反	反	斗	(元亨2)	(元亨3)	(元徳)
願正	10.000		10.000				
大須賀	10.000		10.000				
青阿分	5.000		5.000				
国分	15.000		15.000				
那智	15.000		15.000				
鳩山	4.000		4.000				
江崎	6.000		4.000				
青左近	5.000		5.000	3.4			
靱山分	5.000		5.000				
孫四郎		3.120	3.120				
正願		3.120	3.120	6.0	○		
弥四郎		3.120	3.120				○
孫平次		2.000	2.000				
孫仲太		5.000	5.000		○		
四郎太郎	3.000		3.000				
四郎次郎		5.000	5.000				
四郎五郎	4.240		4.240	2.3			
又五郎		2.000	2.000				
次郎太郎		5.000	5.000				
三郎太郎		19.000	19.000		○	○	
三郎四郎		5.000	5.000				○
藤四郎		5.000	5.000				
又次郎	3.120	5.000	8.120	2.6	○		
丞二郎		5.000	5.000			○	
孫七郎		6.000	6.000				
助三郎		5.000	5.000	0.7			
武三郎	3.000		3.000				○
菅谷	3.000		3.000		○		
彦太郎	2.000		2.000	7.8	○		
仲九郎	2.000		2.000				
平太郎	4.000		4.000				
行智	3.000	2.000	5.000	0.2	○		
七郎二郎	2.000		2.000				
七郎三郎		2.000	2.000			○	
宮仕		8.000	8.000				
佐藤律師		5.000	5.000				
祝		11.000	11.000				
大天三郎		2.000	2.000				
うつぼ入道		10.000	10.000				

第二章 中世

第6表 上代郷の耕地と在家 [B]

氏名	小田年貢	在	家
又三郎	斗 1.0	(元亨2)	(元徳)
彦二郎		○	
手作		○	
松本	0.7	○	
三郎五郎入道	3.0	○	
桜井		○	
別当四郎	1.1	○	○
あかふ入道	0.2	○	
平二		○	
楽住	0.6	○	
弥八郎入道		○	
和田		○	
孫五郎入道	0.4		
セトノ	0.3		
平太郎	0.2		
幡摩法橋	0.2		
五郎太郎	3.0		
平次郎	0.8		
稲毛太郎	3.0		
竹裏	0.2		
孫五郎入道			○
仏共天	0.4		
与後房			○
又太郎			○
弥三郎二郎入道			○
三郎二郎入道			○
二入道			○
ことう入道			○
源次大内			○
さかし入道内			○

(一町)で、耕地合計七町五反で名田の七二・八%を占める。一方、社寺は諏訪大明神(一町一反)・溝原寺(一町四反)・香取王子社(一町)などで、神田の合計は六町三反であり、東氏所領の三六・六%を占め、それぞれ作人に分耕させていた。

② 自作名主 自作名主は、年貢・夫役徴収の納入の責任を負う基礎単位という形式的側面においては領作名主と共通しているが、農民的、自作名主はその多くが保有名田五反以下であった。自作名主一〇名中、八名までが名田二〜四反の小名主で、あと二名は(1)又次郎二名主職三反小・作職さくしき五反(国分名田)、(2)行智二名主職三反・作職二反

第7表 神田の耕成と作人

寺社名	面積	作人
神明宮	8.000 <sup>反</sup>	宮仕郎
大明神	2.000	七郎三郎
大雷宮	2.000	孫仲太郎
大々妙法	2.000	四郎二郎
十王	5.000	佐藤律師
諏訪大明神	2.000	行智郎
散供田	2.000	彦太郎
香取王子社	11.000	はうり(祝)
〃	2.000	大夫三郎
〃	7.000	うつぼ入道
〃	3.000	〃
新溝	3.000	〃
泉権現寺	14.000	〃
計	63.000	

(2) 作人・小百姓

領作名主(土豪層)は、自家に隷属する奴婢に手作地(佃)を耕作させ直接経営すると共に、保有名田の一部を下人名主よりも経営規模が大きく、耕地一町以上の作人は三郎太郎(一町九反)・諏訪大明神祝(一町九反)・うつぼ入道(二町)の三名で、実際には富農的存在であった。これらの作人層は作職の買得によって経営規模を拡大し、やがて名主的成長をとげていったものと考えられる。作人層は単に下人・所従など隷属農民だけでなく、複数の名主の土地を借耕するなど、かなり自由民的側面を持っていた。一方、郷内に点在する小田坪(散田)は領主の直轄的性質をもつもので、小田坪四〇筆(田数不詳・年貢三石八斗)は作人二三名によって分耕され、小田坪のみの者は約一五名で、こ

(法王神田)のように自作兼小作であった。  
 ③ 在 家 東氏私領では在家三九字が確認されるが、元亨二年段階の二七字の構成をみると、(1)名主職・作職を有するもの〃一三字(名主)、(2)小田坪のみのもの〃五字(小百姓)、(3)耕地を有しないもの〃九字(非農業民の在家?)という状況である。特に(3)は海民・山民などの非農業民の在家と推定され、田畠耕作をせず流動的な生活・生産を営むこれらの人々を、その根拠地である家屋を通して掌握し、公事収取をより確実なものとしたと理解される。

第8表 上代郷の土地と農民

	面積 (構成比)	小田借耕	在 家					
耕地等合計	17.200 (100%) <sup>町</sup>	22名	27宇					
除田	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">社寺関係(11)</td> <td rowspan="2">}</td> <td>6.300</td> <td rowspan="2">(40.2)</td> </tr> <tr> <td>0.600</td> </tr> </table>	社寺関係(11)	}	6.300	(40.2)	0.600	7名	13宇
社寺関係(11)	}			6.300		(40.2)		
		0.600						
名田	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">領作名主(9)</td> <td rowspan="2">}</td> <td>7.500</td> <td rowspan="2">(59.8)</td> </tr> <tr> <td>2.800</td> </tr> </table>	領作名主(9)	}	7.500	(59.8)	2.800		
領作名主(9)	}			7.500		(59.8)		
		2.800						
作 人 (24)		15名	5宇					
小百姓 (15)								
非農業民 (9)				9宇				

第9表 農民の階層構成

規模区分	存在形態		作人層
	領 作	自 作	
10 ~ 20 <sup>反</sup>	4	0	4
5 ~ 10	4	0	11
4 ~ 5	1	2	0
3 ~ 4	0	5	4
2 ~ 3	0	3	5
計	9	10	24

れが小百姓＝名子(脇の者)に相当する。

(3) 下 人

在地領主も名主も下人とよばれる私的隷属民を所有することが多い。上代郷の場合、かきねの入道は屋敷内には在家一宇があり、それらはアワチ二宇・さくら井六宇・ウツは一宇、その他二宇といった状況であった。この在家内には下人・所従などが配置され、手作地(佃)などの耕作に従事していたと推定される。

構造は(1)支配関係の変容、(2)生産様式の発展、(3)新開耕地の増大、(4)自然的条件の変化、(5)民衆意識の変化など、基礎条件の推移によって大きく変化し、かなり流動的なものであったと理解される。

## 第四節 中世後期の東総地方

### (一) 下総千葉氏の分裂と東常縁

#### 1 室町幕府と下総守護

建武三年（一三三三）、足利尊氏は京都の室町に幕府をひらき武家政権を樹立するが、中央政治と地方武士を二分した南北朝両集団の対立は明德三年（一三九二）まで続いて、応永年間（一三九四～一四二七）三代將軍義満のとき、ようやく幕府の体制が整ったのである。室町幕府の仕組みは、將軍の補佐役として管領をおき、細川・畠山・斯波しばの三氏から任命し、これにつぐ侍所の長官（所司）は、赤松・山名・一色・京極の四家から出ることにした。まさに室町幕府は有力守護大名の連合政権の観があった。

一方、東国では鎌倉に関東管領が設置され、幕府に準ずる職制が設けられていた。はじめに管領職に任ぜられたのは足利基氏である。そのあとをうけて氏満・満兼と継ぎ、やがて満兼の時代に公方を称するに至った。その有力家臣としては、下総の千葉氏をはじめ、長沼・結城・佐竹・小野・那須・宇都宮などがいたが、これらの部将をもって「関東八家」と称し、幕府の「国持衆」に擬したりもした。

南北朝の動乱以降、室町時代を通じて最も成長したのは守護である。半済法はんぜいほうや守護請（荘園の年貢を請負うこと）な



どの合法的手段によって、領国内の年貢を<sup>よくりゅう</sup>抑留し、各地の荘園を侵略しつつ私領の拡大をはかり、国内の地頭・荘官を被官として組織するなど、強大な勢力を得る者が少くなかった。一方においては、幕府の要職を占め、このために室町幕府は守護大名の寄合世帯とまでいわれている。守護大名の強大化は、幕府にとって必ずしもよろこぶべき現象ではなく、このため有力な守護大名を抑えることで精一杯であったともいえる。

第10表 室町時代の下総国守護職

氏名	在職期間
千葉介貞胤	暦応四年（一三四一）～観応二年（一三五二）
千葉介氏胤	文和二年（一三五三）～貞治四年（一三六四）
千葉介満胤	貞治四年（一三六五）～応永十二年（一四〇五）
修理大夫兼胤	応永廿四年（一四一七）～永享元年（一四二九）
千葉介胤直	永享十二年（一四四〇）～
千葉介胤将	文安四年（一四四七）～

（高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』）

るまで仁木義直（義寛）と交代で伊賀国守護職に補任されている。一方、千葉介氏胤は、観応二年（一三五二）以降、高師冬から伊賀国の守護職を継承し、さらに文和元年には上総国守護職に補せられ、また同二年から貞治四年（一三六五）まで下総国の守護職を兼務した。氏胤は応永二十一年（一四一四）まで上総の守護職を保持するが、その間、下総の守護職は貞治四年以降、千葉介満胤が継ぎ、さらに修理大夫兼胤へと継承されたのである。このように十四〜十五世紀の千葉氏は、本領下総をはじめ上総・伊賀・遠江など諸国の守護職に補任され、室町幕府とりわけ関東管領足利氏の有力家臣として活躍したのである。

さて、室町時代における下総の守護職は、第10表

のごとく、ほとんど千葉氏によって占められていた。下総国の場合、治承四年（一一八〇）以降、元弘三年（一一三三）の鎌倉幕府の滅亡まで千葉氏が守護職を独占、さらに暦応四年（一三四一）には千葉介貞胤が守護職を継承し、貞和二年（一三四六）には遠江国守護職に補任されている。また貞胤は、建武三年（一三三六）以降、暦応二年（一三三九）にいた

## 2 千葉介満胤と香取神宮領

十四世紀、下総国内における千葉氏の動向は、寺社など荘園領主との所領をめぐる対立が顕著となる。とくに古代以来の由緒をもつ香取神宮（佐原市）との対立は著しく、段木一行氏の研究によれば、建永二年（一二〇七）以降、守

護千葉氏は香取神領のほぼ全域を支配下におき、神宮側からの検注を拒否し、地頭屋敷のみならず城郭をも構えていたといわれる（東国における領主制の形成『法政史学』18）。「香取文書」によれば、当時、神宮領一三郷のうち九郷が守護方に奪われ、海夫役や神崎河関などの関務も対捍（たいか）（責務を拒否すること）されている。さらに地頭は、神領内の有力農民（下級神官）を自己の支配下に組み入れ、これらの神官所領は「逃亡跡田畠在家」と称して押領するに至った。

貞治七年（応安元年・一三六八）、千葉氏の有力庶家たる海上長胤は、つぎのような「施行状」を神宮の最高神官たる大中臣長房に対して発給している。

香取大称宜長房申中村入道生阿等押領地事、御神領之条、文書明白也、然早任老父淨心所為之旨、上裁落居之門、無残所、沙汰付下地於社家也、仍奉婦座神輿、付公私可令祈禱精誠、給之状如件、



香取神宮拝殿（佐原市）

貞治七年三月八日

平長胤（花押）

この「施行状」は、前守護代たる海上淨心（胤方）に代って四郎長胤が発給したもので、千葉介満胤の家人たる中村入道生阿が押領した下地を社家に還付し、公私祈禱精誠を命じている。さらに長胤は千田庄多部郷内の田地一町余を神宮に寄進しているが、これについて当庄の地頭代中村氏が守護千葉氏の權威をかさに神領を押領したことの滅罪行為であるとしている。その後も香取神宮と中村氏の相論（争論のこと）は続き、生阿嫡男の中村式部丞胤幹は、神領田畠数十町を押領し、多勢の下人を率いて神宮境内に乱入して社殿に放火、神人などが神輿を運び出すところに矢を射かけ神人を殺傷、八龍神の木像を切り碎くなど狼藉のかぎりを尽したのである。

応安七年（一三七四）、相論の激化とともに、神輿の鎌倉動座という事件が発生した。そこで幕府は安富道轍、山名智兼を下向させ、事件解明にのり出したが、中村胤朝は守護職たる千葉介満胤を後盾として、鎌倉府使者の神領入部を武力をもって拒否したのである。同年六月二十四日付の「安富道轍注進状」は「去十七日、苳彼所遵行の処、千葉介満胤の代官たる円城寺式部丞以下の輩、彼の所々を馳ふさぎ（中略）次に満胤の家人たる内山中務丞、一城と称す、遵行の時、多勢を卒いて、是非なく使者を打とるの間、打渡あたわず候（以下略）」と、匝瑳北条庄飯高郷（八日市場市）付近の内山中務丞の濫妨を報告している。この事件に際して、鎌倉府は安富・山名両氏を派遣するとともに、東次郎左衛門入道以下、国分・木内・大須賀・那智の諸氏に、「すみやかに一族を相催して、合力を加え可」の旨を下知している。以下、東氏関係の文書を掲げて、事件の経過を追ってみたい（香取文書）。

① 鎌倉府執事奉書写

下総国香取神輿御帰座事、可致警固之状、依仰執達如件、

応安七年四月廿五日

沙弥（在判）

東次郎左衛門入道殿

② 鎌倉府執事奉書写

下総国香取社警固事、先立、神輿御帰座時被仰了、所詮神領靜謐之程、可被致警固之状、依仰執達如件、

応安七年六月五日

沙弥（在判）

東次郎左衛門入道殿

③ 鎌倉府執事奉書

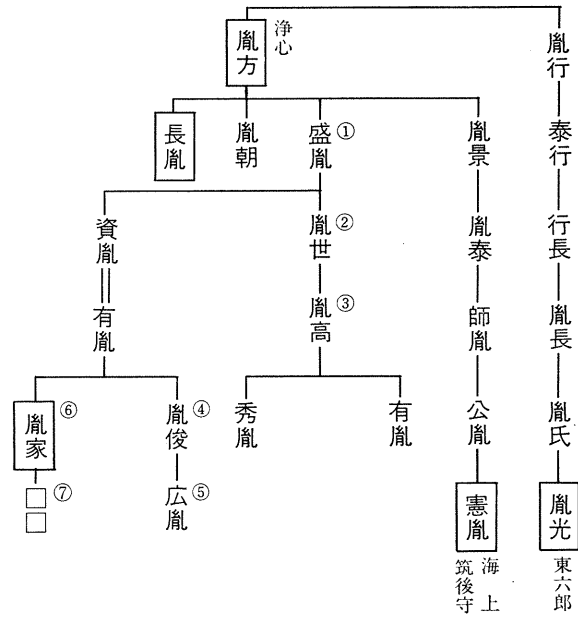
下総国香取社人長房等申神領等事、退千葉介押領、可沙汰付長房等之由、所被仰兩使也、早相催一族、可加合力、若無沙汰者、可其咎之状、依仰執達如件、

応安七年八月九日

沙弥（在判）

東次郎左衛門入道殿

まず①の四月二十五日、東氏以下、国分・大須賀・木内の諸氏に対して、鎌倉府は神輿の帰座を執行することを下知、さらに②の六月五日、神輿帰座後の神宮ならびに神領の警固を命じて、一応の解決をみた。さらに、神領の返付を見するために、鎌倉から安富・山名兩名が下向したが、円城寺・内山らの妨害にあつて神領に入部することができなかつた。そこで③の八月九日、東氏以下、千葉氏族たる一名の部将に、千葉介満胤の押領を退け、大柵宜長房



第12図 東・海上略系譜 (神代本『千葉大系圖』)

に貢租権を返させるよう、山名・安富と共に一族を引き連れ協力するよう命じた。これによって、千葉介満胤も鎌倉府の下知に服従し、十月十四日、代官の円城寺式部丞に命じて社家に押領した田嶋・海夫役の「避状」を発給、一切の下知を遵行することを誓約している。

さて、千葉介満胤の押領事件の解決に活躍した東次郎左衛門入道であるが、『千葉大系圖』によれば、東庄栗野郷にいた盛胤系の東胤家にあたる。盛胤嫡孫の下野守胤高を経て、左馬介胤俊へと家督が相続され、さらに七郎広胤と継いで、次郎左衛門入道胤家に至る。父の七郎左衛門尉有胤は、叔父の高上弥七資胤(理慶)の養子となったので、小南郷・栗野郷の東家

は胤家の兄胤俊が継承した。東胤家は幼名を幸満丸といい、長じて東次郎を称して、左衛門尉に任ぜられた。晩年は入道して、千葉介満胤の後見役として活躍した。貞治四年(一二三六)、満胤は六歳で守護職に補任されるが、幼少であったという理由で、將軍家は御教書をもって、庶家・家臣層のうち有力者に満胤の補佐が命じられた。『千葉大系圖』によれば、氏族中の補佐役は東胤家以下、粟飯原詮胤、相馬胤望、大須賀宗正、国分胤詮、木内胤繼、鐔木胤元などの人々であった。また、家人としては円城寺政氏以下、中村胤幹・内山・深志・那智・神崎等の人々であり、香

取社領相論の際、満胤はわずか十三歳の少年であった。

さて、この相論で注目されるのは、香取神宮に所屬する「海夫」の存在であり、千葉氏族がこれを押領した事実である。この海夫とは、一種の船舶の入港税であるものと理解され、応安七年（一二七四）九月、鎌倉府はすぐさま神宮へ厳密に沙汰するように千葉介以下、東、海上、木内、国分、神崎、多田、粟飯原などに命じている。現存する安富道轍の「奉書」中、東六郎、同次郎左衛門入道、海上筑後八郎入道宛の文書をつぎに示した（香取文書）。

下総国香取社大祢宜長房申当国津宮津以下浦々海夫事、注文一通遣之、度々彼仰之処、不事行云々、甚不可然、所詮云知行分、云庶子等分、厳密可被致其沙汰、若猶及異儀者、可有殊沙汰由候也、仍執達如件

応安七年九月廿七日

智兼（在判）

東六郎殿

道轍（在判）

東次郎左衛門入道殿

海上筑後八郎入道殿

まず次郎左衛門入道は前述のごとく東胤家であり、六郎は泰行系の東胤光と推定され、また筑後八郎入道は胤景系の海上惣領たる筑後守憲胤であるものと考えられる。ともに東氏の流れをくむ人々で、それぞれに香取浦の要津を押領支配していたものとみられる。また文中に「注文一通遣之」とみえて、『香取文書』にも同時代のものと思われる第11表 下総海夫注文

津	知行分氏名
いひぬまかうやの津	いひぬま

「下総国海夫注文」が存在し、その内容は第11表のごとく整理できる。さて、この海夫の津は、利根川の河口たる飯沼から神崎まで分布しており、東庄町域では石出・今泉・笹川の津があげられている。この津の知行分

かきねの津	うなかみ
野しりの津	海上
もりとの津	もりと
ささもとの津	ささもと
しふかわの津	海上
いしでの津	石出
。いまいすみの津	今泉
。さつさかわの津	東六郎
おみかわの津	粟飯原彦二郎
たとかうやの津	大蔵
そはたかの津	大蔵
えちこうちの津	大蔵
すくい津	中村三郎左衛門
はつかわの津	内山中務
よこすかの津	内山中務
ま(つ)のみやの津	中村式部
しの原の津	けつさわ
いとにはの津	中村式部
さわらの津	国分与一
せきとの津	木内
いわかさぎの津	国分三郎
なかすの津	神崎
かうかさぎの津	

(香取文書)

と記されている氏名であるが、大体、三区の系統で捉えることができ、千葉氏の押領と支配の実態を知ることができる。すなわち、第一グループは東および海上・森戸・木内・石出など東氏庶流と国分氏、それに粟飯原、神崎などの千葉氏庶流、第二グループは中村・内山など千葉介満胤の家臣団、第三グループは飯沼・篠本・今泉などその地名を名字とするおそらく在地武士と思われる者たちである。ここで注目されるのは、東氏庶流や国分・神崎など利根川沿岸に所領をもつ六党およびその分族の中に、粟飯原・中村・内山など満胤家臣の知行分が混在する事実である。前節の上代郷における土地と農民の分析でも指摘したが、千葉本宗家の支配体制(家臣団)が六党といわれる諸家の知行地の中に割り込む形で編成されるに至った事実は、十四世紀以降の守護大名千葉氏の所領に対する支配形態をさぐる上で重要であろう。もちろん、これら限られた史料だけで速断はできないが、千葉本宗家の守護領国制のもと、東氏以下、海上・木内および国分・大須賀など東総地方の在地領主層の関係はかなり密接なものとなったことは予想される。この海夫注文には「いしでの津」、「いまいすみの津」、「さつさかわの津」など東庄町の要津が載せられており、南北朝の時代、東・海上の支配のもと、石出・今泉・笹川が内海の寄港地として、漁民聚落Ⅱ海上労働者の拠点が存在した事実を示していることは重要である。

## 3 関東の争乱と千葉氏

## (1) 上杉禅秀の叛乱

足利満兼の没後、その子の持氏が「関東公方」となり、管領には上杉憲定が就任、持氏を補佐した。応永十八年（一四一一）、憲定が管領の職を辞すと、上杉朝宗（犬懸）の子氏憲が管領となり、入道して禅秀と号した。この上杉禅秀の叛乱は、応永二十三年（一四一六）に勃発するが、これは上杉氏の内紛と將軍家の継嗣問題、関東公方持氏と叔父満隆との対立が直接の原因であった。

「鎌倉大草紙」によれば、公方持氏は近臣の讒言ざんげんによって禅秀家人の所領を没収したので、禅秀は持氏を諫めるが相容れなかった。このため、禅秀はしばらく出仕せず、ついに辞職したのである。持氏はもとより禅秀に好感をもっていなかったので、この辞職をすみやかに受理、禅秀と反目の立場にあった山内憲定の子憲基を管領にした。一方、京都では、兄義持に代って將軍になろうと企てていた義嗣が、関東のこのような形勢に眼をつけ、持氏に対して不満をもつ叔父満隆と禅秀に叛乱の誘いをかけて、東西に事を起そうと計画をすすめていた。

この義嗣の誘いを容れた禅秀は、満隆にすすめて拳兵するが、この時、禅秀の姻戚である千葉介満胤と子息の修理大夫兼胤をはじめ、多くの豪族や国人こくじんが参加、関東地方は一時内乱状態となった。鎌倉府を掌握して勝利を得た禅秀は、満隆の養子である持仲を公方として、自らはその管領となった。これを伝聞した將軍義持は、東国、北国に対して出動を命じて、山名・今川両氏をして持氏を援助、持氏は鎌倉に攻め入った。禅秀軍の士気はくずれ、持氏側に走る部将も多く、応永二十四年（一四一七）、禅秀は鶴ヶ岡八幡宮の別当坊（鎌倉市雪下）で自殺し、持氏は鎌倉府へと帰



還して事件は一応落着した。

## (2) 永享の乱と結城合戦

上杉禪秀の叛乱で幕府の援助を得た関東公方持氏は、將軍の継嗣問題をめぐって、今度は幕府に反抗した。

永享元年（一四一九）、足利義教が六代將軍になると、かねて幕府と不和であった持氏は義教に反抗、これを戒める管領の上杉憲実とも不和となり、憲実は本国上野に籠居するに至った。永享十年（一四三八）、持氏は憲実追討の兵をあげるが、これを機に將軍義教は持氏討伐を決し、今川・武田・小笠原の諸氏に出兵を下知して、箱根足柄に持氏軍を破った。持氏は鎌倉を退き、剃髪して謹慎したが義教は許さず、翌年二月、憲実に持氏の居所（永安寺）を囲ませたので、持氏は自殺し果てるに至った。いわゆる「永享の乱」である。

永享十二年正月、結城氏朝は下総の結城に拠って持氏の遺児（安王・春王）を奉じて挙兵した。このとき、結城氏は千葉介胤直・馬加康胤・上杉持朝に攻められて敗退し、安王・春王は捕えられて京都への護送中、美濃の垂水たるみで斬首された。この「結城合戦」の際、安王丸に与力して討死した里見家基の子義実は、関東公方の再興の希望を胸に秘め、安房の地にのがれて房総里見氏の基礎を固めたのである。

この後、関東の実権は上杉氏に移るが、憲実は幕府と相談の結果、持氏の遺児永寿丸（成氏）を関東公方として、管領には憲実の子憲忠が補任され、里見義実・千葉胤直・武田信長などがこれを援助する体制であった。やがて、成長した足利成氏は、父持氏と上杉氏の関係を知り、ついに憲実を殺害した。ここに成氏は、千葉・里見・武田の勢力を背景に上杉氏と敢然と対立、幕府は上杉氏を援助したので、関東の地は再び乱れたのである。

## (3) 千葉氏の分裂と馬加胤

永享の乱後、関東各地で戦乱が展開される。当時の千葉氏は、鎌倉府の中に隠然たる勢力を保持していたものの、その実態は領国内の有力土豪Ⅱ国人層の連合勢力としての性格をおび始めていた。千葉介満胤には三子があり、家督は修理大夫兼胤が継ぎ、次子の康胤は常陸大掾家の養子となっていた。また、三男の胤隆は小弓城（千葉市南生実）に拠って原氏を称し、惣領兼胤の重臣となっていた。

『千学集抄』によれば、次子の康胤は「初め常陸大掾殿の養子に為らせ給ひ、後歸りて、馬加まがわらに屋形造りをなされ移らせ給ふ。馬加にて其の儘千葉まきの御家を御継ぎなされし也」と記され、下総に帰国した康胤は馬加城（千葉市幕張町）の城主となり、馬加氏を称して分家したことが知られる。やがて、猪鼻城いのばな（千葉市亥鼻町）の千葉介は兼胤の死後、長子の胤直へと移ったのである。

当時、関東の情勢は、下総古河に拠った公方成氏と管領の上杉房顕の二大勢力が対立し、房総地方でも両陣営が一触即発の危機をはらんでいた。千葉介胤直は、宿老である円城寺尚任の意見に従い上杉氏に協力していたが、叔父の馬加康胤は、千葉氏の重臣たる原氏とともに古河公方に加担していた。享徳四年（康正元年・一四五五）三月、武蔵の分倍河原なばの合戦で公方側が勝利すると、その余勢をかって馬加・原の連合軍は、夜陰に乗じて猪鼻城の胤直・宣胤父子を急襲したのである。不意を討たれた胤直は、上杉氏の援軍を求めるともできず、香取の山間部の千田庄（多古町）へと敗走した。胤直・宣胤父子は、在地の旧臣に守護され勢力を回復するが、八月中旬、馬加氏は全力をあげて千田庄を包囲、胤直の本拠たる多胡たこ・志摩（島）の両城を攻撃したのである。八月十二日、防戦も空しく両城は陥落し、胤直・宣胤父子は自殺、ここに鎌倉以来の千葉氏本宗は絶えるに至った。

この千葉介胤直の最期の地は、千田庄の土橋山東禪寺（多古町寺作）の境内阿弥陀堂と伝えられ、その遺骸は同寺

別当の頭覺院によって火葬に付され、千葉庄内の大日寺に納骨されたと伝承される。現在、東禪庵寺の南方基地には、「千葉介胤直公墓」と称される大型の五輪塔が残されている。一方、子息宣胤の廟所については不明である。

本家を滅亡させた馬加康胤は、嫡子胤持に千葉介の名跡を継がせ、原氏とともに足利成氏の一勢力となった。一方、上杉氏は胤直の甥にあたる実胤・自胤の兄弟を国府台城（市川市）に入れて、猪鼻城奪還の機会を窺うことになる。以後、千葉氏とその庶流は二派に分裂して相争うのであるが、この馬加氏の叛乱は、古代末期の開発領主の系譜に連なる千葉氏一門の内部矛盾の総決算でもあり、両総地方における惣領制武士団の崩壊点でもあった。

#### 4 東常縁の関東下向

康正元年（一四五五）千葉氏内紛の際、將軍義政は幕下の近臣で千葉一族である東常縁を関東に下向させ、馬加康胤を討って猪鼻城を回復させようと図った。東常縁は、美濃山田庄（岐阜県郡上郡大和村）の領主で、宝徳三年（一四五二）に下野守に任ぜられた。当時の下野守は有名無実で、名譽上の称号に過ぎず、常縁は京都に在って幕府の勤番衆として出仕、時には公方の歌筵にも列していた。

『鎌倉大草紙』によれば、宗家復興の御教書を奉じた常縁は、「一家の輩やからを催し」て美濃の精鋭三万余の兵を率いて、旗下の部将浜春利とともに本領たる下総国東庄に向かった。下総到着の日時は不明であるが、東庄に入部した常縁は、香取王子社（現在の東大社）に一首の和歌を献じて戦勝を祈願している。

静かなる世にまた立ちやかへらなむ

神と君とのめくみ尽せず

かくて常縁は「一族并に国人に相触れければ」、国分・大須賀・相馬以下、将士が集結したので、同年十一月十三日、馬加城へと攻め寄せたのである。馬加康胤・原胤房は城から打って出て一日一夜防ぎ戦ったが、ついに打ち負けて千葉へと退却した。勝に乗じた常縁は諸兵を励まして、千葉付近の諸城砦を席卷した。しかし、千葉本城の守りは堅く、これを抜くに至らず、戦況は全く膠着状態に陥った。そこで常縁は本領たる東庄に留まり、浜春利を東金城（東金市御殿山）に常駐させ、国府台城の千葉実胤と呼応して敵と対峙した。

一方、古河公方こがくぼうの成氏は、翌二年正月、国府台城を総攻撃する。一方、千葉実胤は築田氏のために敗れて、武蔵の石浜城（東京都台東区内）へと退却した。また、上杉氏の援兵を得た常縁は、上総に退却した千葉城の馬加康胤を攻

め、同年二月、上総八幡（市原市）で康胤を敗死させるに至った。

しかし、騎虎の勢に乗じた古河勢は、たちまちに下総の諸城砦を席卷して、常縁は敵の囲中に辛うじて自城を保つに過ぎなかった。

『常縁集』中には当時の心境を伝えるつぎの二首が収められている。

あづま路や都のそらの恋しさに更てながむる夜な／＼の月

をろかなる身を知りながら世の中の思ひにたえぬ事ぞうらむる

長禄元年（一四五七）六月、幕府は戦況打開のため、渋川義鏡を「探題」として武蔵国に派遣、常縁を援助するが、東関東の武士たちは依然古河に拠った成氏を支持していた。『鎌倉大草紙』によれば、「京都より渋川殿探題にて下向あり。武蔵・相模の兵を集め、京の常縁、両総州の兵共を下知したれども、東国の兵共猶以て成氏



東常縁画像（乗性寺所蔵）



東常縁夫人の墓（大和村木蛇寺跡）

に背く者なし」の状況で、両総では常縁がいくら下知しても、成氏に離叛する者はなかった。このような東国の政治状況を案じた將軍義政は、弟の政知を伊豆国堀越に下向させ、南関東の兵を指揮して治安維持にあたらせた。これ以後、古河（成氏）と堀越（政知）の両公方は激しく対立、関東の争乱はいつ果てるとも見えなかった。この東国の戦乱の中で、常縁の下総在陣も、すでに一〇年余の星霜を超えたのである。

## 5 常縁と宗祇の「古今伝授」

東常縁の下総在陣中、京都の政治状況は刻々と悪化の一途をたどり、ついに「応仁の乱」が勃発した。応仁二年（一四六八）九月、常縁の所領内でも兵乱がおこり、土岐氏の守護代たる齋藤妙椿が美濃山田庄を占領するに至った。『濃飛兩國通史』によれば、東氏の当主氏は篠脇城を固守、

防戦一昼夜に及んだが、ついに落城して氏数は気良領へと脱出したと伝承される。  
下総の陣中でこの悲報に接した常縁は、非常に悲しみ、亡父（益之）の追善供養の席上で、つぎの一首を詠じている。

あるが内に斯る世をしもみたりけり人の昔の猶も恋しき

將軍の御教書を奉じて東国遠征中、父祖九代の居城が侵略され、他人のために奪われたのは無念に堪えなかった。

しみじみ、生きて見る落城の悲しみをこめて詠じた一首である。この常縁の心境を察した上総東金城の浜春利は、京都への文通の序ついでに、この和歌を兄の浜康慶へ書送った。歌人でもあった康慶は、すこぶる感動し、歌好む人々に語り伝えた。これを伝聞した斎藤妙椿は、「自分も歌道をたしなむ者、もし常縁が歌を詠んで送ってくれば、所領を元のごとく返えず」と申し送った。常縁はさっそく和歌一〇首をつくり、妙椿のもとへ届けた。そのうちの一首に「吾が世経むしるべと今も頼む哉かな、みののお山の松の千歳ちとせを」とあり、妙椿はこの返歌を「言の葉に君か心はみづくきの、行末とをらば跡はたがはし」と詠んでいる。この妙椿の雅量によって、押領された常縁の所領は返還されるが、武士が血であがなう所領争奪の乱世にあって、歌道に親しむ二人にのみ通ずるゆかしいエピソードである。

文明元年（一四六九）二月、常縁は約一三年余におよぶ両総平定を中止して上洛するが、東庄内には子息の縁数（頼数）がとどまり治安維持にあたった。同年五月、常縁は美濃の加納城（岐阜市）で妙椿と会見して、郡上の所領を受けとっている。

東常縁はもう一つの物語で有名である。文明三年（一四七一）、常縁は篠脇城内において、京都の連歌師宗祇に歌道の奥儀を伝授している。いわゆる古今伝授であるが、この歌学の引継ぎは秘伝とされ、その場合、『古今和歌集』の解釈が中心とされた。二条家の歌学の正統は細川堯孝が伝え、常縁はこの堯孝に師事して、その跡を継承していた。

当時、京都ではこの伝授者が絶えていたので、宗祇は美濃の山間に常縁をたずねて、前後二回にわたり古今伝授を受けている。常縁はこのとき、口伝の条目を添えて、貫之つらゆき以後の歌道の伝統血脈を与えている。この伝授は世に切紙伝授とされるが、宗祇から三条西実隆をへて細川幽斎ゆうさいに伝えられる。この篠脇城内における伝授は、宗祇によって「古今和歌集両度聞書」（『古今和歌集』抄）として整理され、二条家の歌学の正統が後世に伝えられた。

この常縁と宗祇の「古今伝授」の古跡は、篠脇城下と郡上八幡の吉田川畔に現存、今日まで中世歌道のゆかしさを



栗栖郷妙見社（大和村）



第13図 宗祇清水と八幡山城



白雲水の碑（宗祇清水碓）



宗祇清水  
（郡上八幡町）

伝えている。郡上郡大和村は、緑豊かな奥美濃の山間集落であるが、牧部落の明建神社（妙見）の大鳥居近く、樹齢数百年の大杉に囲まれ、師弟の連歌碑がある。

花さかりところも神のみやまかな（常）  
桜にはほふ峯のさかき葉（宗）

また、城下町（八幡町）の中央を貫流する小駄良川と吉田川の交差する付近、宮ヶ瀬の大橋を本町方向へ渡りきつて、石畳の坂道を下ると宗祇清水（白雲水）の古跡がある。かつて、伝授を受け帰途についた宗祇を送った常縁が、送別の歌を詠んだ場所である。その傍らに師弟連吟の歌碑がある。

もみじ葉の流るる滝田白雲の花のみよしの思ひ忘るな

応仁の乱による京都の荒廃の中で、時の文化がこの山深い郡上の地方武士によって守られたことは意義深いものがある。文明十二年（一四八〇）の夏、常縁は後土御門天皇の勅命によって上京、公家や將軍義尚よしひさに和歌を指導している。このように、常縁は天下の歌道を再興し、東氏の名声は全国になりひびいたのである。

## （二） 戦国の動乱と東庄地方

### 1 戦国期房総の概観

戦国時代といえば、応仁・文明の乱から、永禄十一年（一五六八）の織田信長の上洛まで、約一〇〇年間をさすのが一般的である。しかし、後北条氏の支配下にあった関東地方ではやや異なり、本稿においては、天正十八年（一五九〇）の小田原敗滅までを戦国時代として捉えてみた。戦国郷土の武士と城郭を描くにあたって、まず房総三国にお



第12表 房総地方の戦国大名

上総	正木氏(大多喜)	時綱	義時	時茂	憲時	時堯
	武田氏(万里谷)	道信	宗信	吉信	清信	豊信
安房	里見氏(白浜)	義通	実堯	義堯	義弘	義頼
下総	千葉氏(佐倉)	勝胤	昌胤	利胤	親胤	胤富
	足利氏(古河)	成氏	政氏	高基	晴氏	義氏
	結城氏(結城)	成朝	氏広	政朝	政勝	晴朝

ける群雄割拠の状態について触れ、戦国時代の全体像について考えてみたい。

最初に、房総半島の戦国大名についてみると、第12表のごとく整理できるが、本表では応仁・文明(十四〜十五世紀)から天正末年(十六世紀)までの期間を漠然ととり、各家ごとに五代の世系を示した。

世系は必ずしも父子の相続関係ではなく、父の早死による孫の嗣立や養子の相続をも含み、また各家の五世代の長さは一様ではない。一方、居城地名および歴代人名については、その主なもの一つだけを示した。

まず下総においては、鎌倉期以降の名族たる千葉氏、古河公方たる足利氏、さらに結城氏があげられ、とくに千葉氏の一門は分裂の連続で凋落の一途をたどっていた。千葉氏の衰退とともに、反面では原氏の優勢が目目され、後には原氏の家宰であった小金城(松戸市)の高城氏が現れて実権を掌握した。

また、上総においては、甲斐守護たる武田信満の次子信長が上杉氏の守護代として入国し、在地の土豪層を組織して勢力をたくわえ、やがて庁南・真里谷の両武田の祖となった。そのほか、大多喜・勝浦の両城に拠った正木氏や万喜城の土岐氏などがあり、さらには土気・東金の両酒井氏が勢力を得ていた。

一方、安房においては、新興勢力たる里見氏が着々と勢力をたくわえ、関東における一方の雄となった。すなわち、結城合戦で敗死した里見家基の子義実は、関東公方たる足利氏の再興を胸に秘めて、武蔵・相模を経て安房へとのがれた。やがて、安西・金余かなまろ・丸・東条の諸氏を抑えて安房一国を征服、数代のうち房総南部に勢力をひろめ、有

力な戦国大名に発展していった。

すでに紹介したごとく、十三世紀以降、千葉氏の歴史は分裂と衰退の連続であった。千葉氏の場合、鎌倉以来の伝統的武士団であったため、惣領制を基本とする領土支配の性格がつよく、庶子家の支配する土地は狭少なものであった。このため、一族の分立とともに相伝する土地は分割され、戦国期には多くは土豪化への運命をたどったのである。さらに、九州千葉氏の分立や、馬加氏の叛乱など、一族間が二分されることが度々あり、そのたびに地縁的・血縁的な結合関係が弱体化していったのである。

文明年間（一四六九〜八六）上杉氏に攻撃され、臼井城（佐倉市）の敗滅以後、まったく不振となり、かえって家臣の原氏が主家をしのぐ有様であった。この原氏の一門である生実城（千葉市）の胤隆は、しばしば真里谷城（木更津市）の武田信保と兵火をまじえたが、永正十四年（一五二七）、古河公方高基の弟義明を奉じた信保の軍に降伏した。原氏にかわって生実城に入部した足利義明は、里見氏の援助を得て「小弓御所」と自称、関東経営に活躍していた北条氏と対立するにいたった。

この小弓公方義明の台頭を恐れた古河公方晴氏（高基の子）は、小田原の北条氏綱に生実城の討伐を下知、天文七年（一五三八）十月、いわゆる「国府台前役」が展開された。この合戦で義明は敗死して、里見義堯は安房へと退却、北条氏は上総中島（木更津市）まで侵入したのである。この義明の敗滅によって、里見氏は安房一国にとじこめられ、その勢力は大きく後退していった。

その後、土氣・東金の両酒井氏は、義実以来の里見氏との同盟関係を断絶、北条氏に属するようになった。両酒井氏はばかりでなく、両総地方の諸将の多くは北条方となつて、再び北上しようと試みる里見氏と、上総南部を舞台に攻防戦を展開する。里見氏の両総侵略は、義堯の時代がもっとも激烈であったが、その子義弘の時代になると旗下の正

木氏を九十九里沿岸や海上・香取地方まで侵入させ、北条氏に与力する千葉氏の背後を脅かすまでに勢力を回復していた。しかし、永祿七年（一五六四）の「国府台後役」において北条氏康に敗北すると、房総の勢力は一変したのである。

また、越後の長尾景虎（上杉謙信）が、北条氏討伐の兵を進めると、北条氏の関東支配にも微妙な変化があらわれた。すくなくとも、房総を主たる舞台とした里見・上杉・北条・武田の戦国大名の攻防は、ある時は上杉・北条が同盟し、里見・武田が同調してこれに対抗、あるときは上杉・里見の連合軍に北条・武田が協力して対立するなど、まさに変転の激しい戦国時代であった。やがて、天正十八年（一五九〇）の小田原城の落城とともに、房総地方の諸城砦も豊臣軍にたちまち平定され、新しい時代を迎えることになった。このような政治・軍事の動向を背景に、戦国期の郷土地方の村々では、群小土豪層が地域的興亡を展開しつつ、やがては夏草の夢の跡へと消えていったのである。

## 2 戦国東総地方の在地動向

### (1) 正木氏の北総侵攻

国府台後役のあと、北条氏の勢力が両総一円に伸展したので、里見氏の方では家臣団の内部に動揺を起すに至った。永祿八年（一五六五）、里見氏の有力被官たる勝浦城の正木時忠は、子息を人質として小田原に差出し、北条氏に属して公然と叛乱を起こした。

この正木時忠は、大多喜城の大膳亮時綱の三男で、永祿三年（一五六〇）以降、九十九里の平野部を侵略、海上・香取二郡へと切りこみ、利根川南岸の小見川城を陥れてこれを拠点としていた。香取文書によれば、「於三房州正木左

近大夫下総国にきり出候て、永祿三年かのへさる極月より同九年ひのへとら七月七日まで、小見川相根塚を城にとり七年の間、國中乱入なか／＼無<sub>三</sub>申許一候。」と見えて、正木勢は香取神領をはじめとして東総の各地を劫掠した。また、時忠の長子時通も勇者で、非常に乱暴をはたらき、ついには常陸の神島かしま(鹿島)までも乱入している。香取文書にみるごとく、時忠父子は永祿三年から七年間も下総東部を侵略したが、もちろん、勝浦から海上に至る九十九里平野の一带を占領していたと推測される。

国府台後役を経て、正木氏は里見氏から離叛、上総一宮を攻めて正木憲時を討ち玉前神社たまきを焼きはらい、さらに夷隅地方に乱入するなど暴威を振った。時に永祿八年(一五六五)七月、正木時忠は大挙して東総地方に再攻するが、『海上郡誌』はつぎのごとく記している。

永祿九年里見義弘の家臣正木時忠下総を侵す。海上城(海上郡椎柴村)見広城(同郡鶴巻村)伊達城(同郡豊岡村)中島城(同郡船木村)共に陥落す。猿田神社亦兵火に係る(後略)

また『香取郡誌』は「夏方原古戦場」と題する合戦伝承を載せ、東庄地方における正木勢と在地武士の戦闘を紹介しているが、以下、その全文を引用してみたい。

夏方原古戦場——神代村和田区に、夏方の字名を存す。今、尋常高等小学校敷地に属し、余は山林たり。蓋し往時は此近傍の地を概称せしものならむ。世俗、夏方戦記なるものを伝ふ。其書杜撰にして、必ずしも信すべからざるも、一二又取るべきものなきに非るを以て、此に略記す。曰く、里見義弘の威を房総に奮ふや、其将正木左近をして本郡地方を徇へしむ。時に上代胤正(掃部助)和田城主たり。米井城主木内氏と共に志を通じ、以て里見氏に抗す。義弘怒り左近をして米井を攻めしめ、自ら将として和田を攻む。胤正庶子、花香勝乘(源之進)及び其臣菅谷清次(市之進)、山崎某、野崎某、渡辺某、共に柵を構へて堅守す。幾何もなくして義弘来り攻む。勝乘、清次等固より武勇を以て聞ゆ。軍に臨む毎に縦横奮戦、当るところ敵なし。

義弘、軍の利なきを知り、将に引還らんとす。清次、岡の上より之を嘲罵す。義弘忿怒、再び城を攻め、大に夏方原に戦ふ。

胤正等力尽き皆戦死す（以下略）。

『香取郡誌』と『海上郡誌』は、ともに出典を詳かにしておらず、前者はわずかに「夏方戦記」なる稗史軍記の類を挙げている。もとより正史とは信じ難いが、騎虎に乗じて攻めこんだ正木勢は、海上・見広・伊達・中島など三崎庄内の城郭を攻め、猿田神社など社寺に放火し、侵略の限りを尽した。これに対して、東庄上代郷の村々では、上代胤正以下、木内・花香・菅谷・山崎などの在地武士が抵抗戦を展開するが、ついには敗走して村々は正木勢によって押領された。まさに、史実と伝説とが混交しており、正史とするにはやや抵抗もあるが、正木勢の北総侵略が伝承されたことは注目すべき事実である。

つぎに、当時の在地の実態を伝える史料としては、「原文書」(『千葉県史料』(県外文書篇)中の千葉介胤富判物があげられるが、以下、その二点を紹介したい。

①千葉胤富判物(断簡)

尚々、太田箕庵などに足弱杯とり候由とらせ申さるべく候、其外の儀は申すに及ばず候、重て仰せ出され候、仍て横根・三川・野中の百姓足弱とらせ申され、其上なを彼の郷中に出家なるとも、一円指置さるべく候、殊に塩釜に於ては、塩など焼かせ申さるまじく候、自然、その営み致し候はん釜をば打破り、放火尤もつとに候、郷中開に候と号し、間道など掘切り候一理までにて踞候者、仰せ付られ候書出の衆を御折檻ちかかんなされべく候、大方に存ぜられ候ては、叶かたまじく候、先日、御断のごとく、長禪寺ばかり指置き申し候、其の外の法師原まで（以下後欠）

②千葉胤富判物

塩荷より五文役の事、去る一乱の内、塩釜に懸け、毎月所務、其の礼証をもつて、須賀中の地下人等佗言候歟、相心得尤に候、

但、塩荷所々へ漏れ行く儀、中野源左衛門尉一人の仕置に成ざり候の条、前々の如く、其方手代をも同前に申付べく候、是併、塩舟の出役ならば地摺の役等ために候、若し異儀に及ぶ者これあらば、搦捕かつかとえ被露とげべく也、仍如件。

永禄八年乙丑七月廿日

胤富（花押）

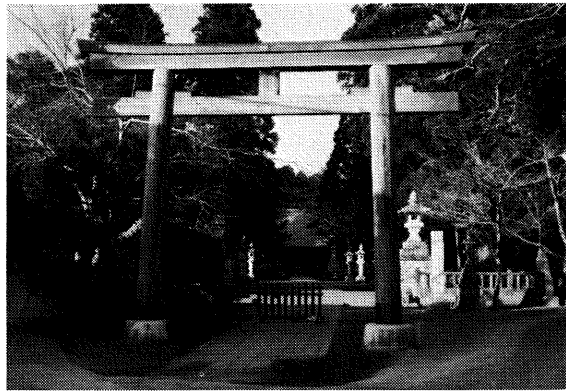
石毛大和入道殿

原大炊助殿

まず①の文中、横根・三川・野中はいずれも旭市・飯岡町に属する九十九里浜北端の漁村で、最前線の戦場となつたものと理解される。合戦に際して、老幼婦女子など「足弱あしよろ」の者は避難が命ぜられ、塩焼の業は禁止されて、禁を破る者があれば塩釜を打破り放火せよと下知している。また、長禅寺を除き他の出家共は全部退去せよとあるが、この寺院は真言宗の中本寺で、金剛山長禅寺として旭市野中地区に現存する。また、②の判物は海上郡須賀郷の塩荷役のことで、各塩釜は役錢五文のほかに、「塩舟之出役」や「地摺の役」など、一種の交通税が賦課されていた。文中に「去る一乱の内」とあるのは、正木時忠の侵略をさすものと理解され、断続的に起る戦乱の中で、農漁民の生活は悲惨なものであった。また、城主の下知によって各地に転戦する在地武士達も、不安定な生活を強いられ、その負担は常に過重なものであった。

## (2) 香取王子社と遠藤慶隆

永禄期（二五八〜六九）、東総地方は正木氏侵攻の渦中にあつて、東氏ゆかりの香取王子社（現在の東大社）も兵火にかかったものか、同四年正月、海上家の有力者たる本庄氏によって再興造営が下知されている。この香取王子社は、東庄の東北部を占める丘陵上に鎮座、中世には東氏の崇敬が篤く、東庄三十三郷が祭儀を奉仕していた。以下、



東大社鳥居（東庄町宮本）

東大社所蔵の海上氏の印判状を紹介してみたい。

此度王子大明神御（造）そう營の事、御手宛の外入用の分三十三（郷）この氏子村々の大小

を以、ひふんなくわり立、おさめらるへく候、仍而如件

（鶴丸）  
（黒印影）永祿四年かのととり

正月七日

役人衆奉之

東之庄  
村々 年寄中

〔旭市史〕三卷）

この印判状に役人衆の氏名は記載されていないが、その印章によって海上氏家臣による文書の発給であることが理解される。海上氏の印章について、『千学集抄』に「海上の紋は、むかしは九曜にて、小紋は鶴の丸也。

（中略）海上は丸鶴也、庶子は鶴舞也。」とみえて、この東大社の丸鶴の印判状は海上家の有力者たる本庄氏の発給であることが知られる。この文書によれば、王子社の造営は東庄三十三郷が負担し、氏子村々が造営料を割当てられて、海上氏（本庄）が奉行となり造営工事が実施されたであろう

ことが推測される。

この王子社の由緒については、別稿で詳細に検討されているが、その沿革は古代にまでさかのぼり、海上国造以来、平安初期まで「他田日奉部直」一族の勢力とも関連があったものと考えられる。鎌倉期以降、王子社は「東庄鎮守惣社」とも別称され、その古代的権威は東氏によって継承されて、東庄一円に広大な社領を経営、上代郷内にも神田一町余が営まれていた。

康正元年（二四五五）以降、常縁の関東下向とともに、王子社と美濃の東氏本宗との関係も復活したらしく、永禄五年（一五六二）十月、遠藤慶隆によって王子社へ田銭が寄進された。

此度之任御祈念

田銭之□□

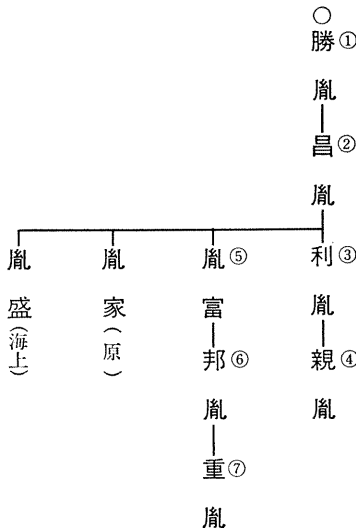
王子大明神、大宮（権現）こんけん、かみ八幡（上）、於末代（寄進）にきしん申候、為後日如此。

永禄五年壬戌拾月吉日

小仙丸（花押）

新六郎

（王子社大祿宣）  
権守□□



第13図 千葉介繼承略譜『千葉大系図』

この寄進状は、東庄町の郡光嗣家文書であるが、藤田清雄氏によって岐阜県の大和村史編纂委員会に紹介され、遠藤但馬守慶隆の発給文書であることが判明した。同村在住の日置吾朗家が所蔵する「東家系図」によれば、慶隆は幼名を新六郎といひ、寄進状に記された永禄五年十月は、慶隆が父盛教に死別して家督を相続した月である。新六郎慶隆が祈願することがあって、父祖の旧領たる東庄の王子社以下、大宮権現・加見八幡に田銭を寄進するとの文意である。連署の小仙丸なる人物について、



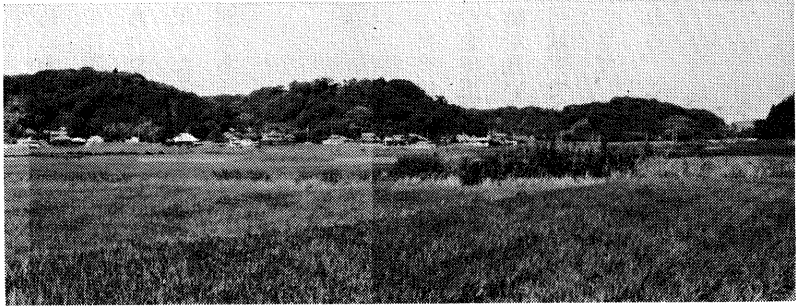
ては不詳であるが、下総東氏の惣領筋の者と推定され、天正十二年（一五八四）千葉法阿弥とともに大般若経を王子社に奉納した東小六郎胤清あたりに比定できる。また、王子社とともに田銭を寄進された大宮権現・加見八幡については不明であるが、一括して権守殿とあるので、王子社の太郎称宜たる郡権守（左京光信）の系譜に連なる有力神社であったものと考察される。いづれにしても、戦国の乱世、正木氏侵攻の渦中であって、遠く美濃国郡上領から東国のもてたる東庄まで、若き遠藤慶隆が宮本郷の王子社に参詣したことは、一連の東家の歴史を考える上で注目される事柄である。

### (3) 千葉介胤富と森山城

中世後期、千葉氏は一族の分裂によって衰退し、戦国末には北条氏の被官的地位にまで没落するが、掉尾の勇を振ったのは千葉介胤富であった。『千葉大系図』によると、胤富は千葉介昌胤の二男で（第13図参照）、母は上総国長柄郡の金田正信の女、大永七年（一五二七）正月十五日の誕生とされる。同腹の兄利胤は、天文十五年（一五四六）、昌胤の跡を継いで千葉介となり、また舎弟の胤家は原四郎と称し、原豊前守胤吉の養子となり天正年中（一五七三〜九一）小弓城主であった。一方、次弟の胤盛は東流の海上山城守の養子となり孫四郎と称した。

さて、胤富は父昌胤から下総東部の所領を分与され、香取浦の辺境たる森山城（小見川町岡飯田）に居領したといわれる。この間の事情について『千葉大系図』は次のごとく記している。

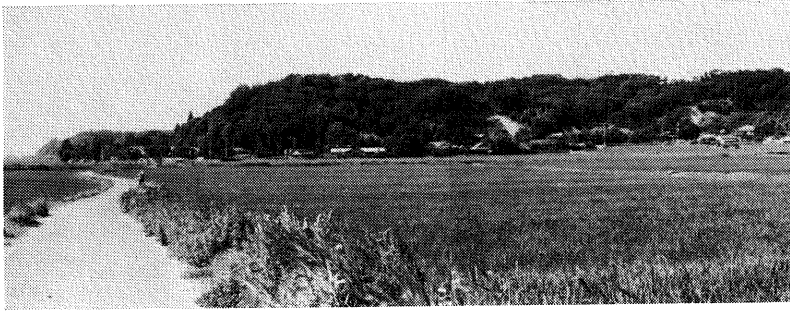
父昌胤、当国須賀山城を破り、森山城を築き、胤富を遣して之に居らしむ。郡境の守衛となす。或は房州の敵を窺ひ、或は常州の讐を討つ。氏族・家臣・麾下等を指揮して、城下に軒を列ね交代せしめ焉。又、通性芳泰（胤富妻）の菩提のため、同所に通性山芳泰禅寺を建立すと云々。（以下略）



(小見川町)

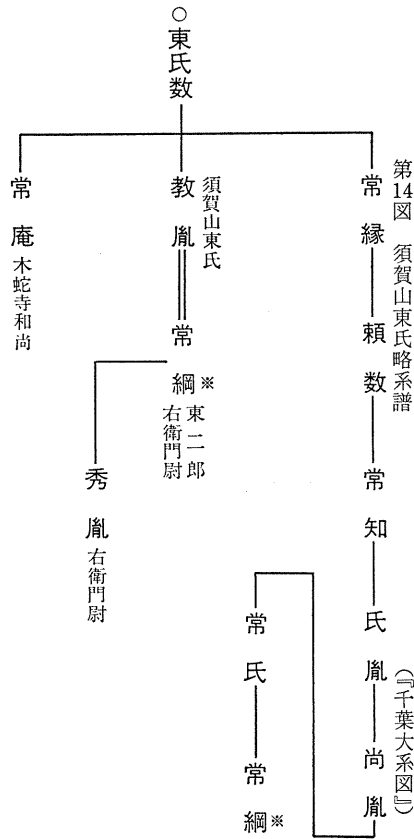
これによれば、千葉介昌胤は東氏の根城たる須賀山城（東庄町）を廢して森山に築城、庶子の胤富を派遣して辺境の警備にあたらせたとある。文中に「房州の敵を窺ひ」とあるのは、当時、東総一帯を制圧していた正木氏への警戒であり、また「常州の讐を討つ」とは香取浦沿に南下を画索していた常陸佐竹氏に対する防禦であったと理解される。

この森山城は、建保六年（一二二八）東胤頼の築城と伝えられる古城で、城跡の地勢は東西に約一〇町といわれる細長い半島状台地である。三方を險崖に囲まれた要害山は、香取地方における城砦の巨擘である。丘陵頂上の平坦部はことごとく耕圃で、山麓への傾斜部はおおむね山林である。この森山城跡は、その占地形態および囲郭状況からみて、隣接する須賀山城跡と一括的に捉える必要があり、当時の東氏の勢力を知る上で貴重な遺跡である。その囲郭状況をみると、虎口（大手）を東方に構え、竜谷（要害）・古城・仲城・三城などの曲輪があり、一郭ごとに空堀・土塁の址線が確認され、仲城の中間に堀切で郭を二分して「庁南堀」と称したとも伝承される。いわゆる連郭式の戦国期丘陵式城郭であるが、遺跡東側の大六天社は大手門址と伝えられ、竜谷付近の山麓にも大門や小門の古地名が残っている。明らかに戦国末期の城郭形態であるが、東胤頼時代の台地上館城から胤富時代の丘陵式城郭へと、歴史の流れとともに次第に改良・拡張の作事が加えられていったものと考えられる。



景 遠 跡 城 山 森

第14図 須賀山東氏略系譜



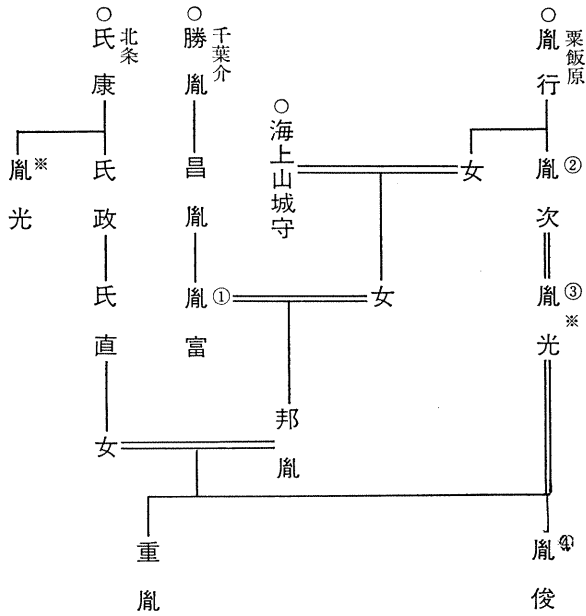
さて、千葉介昌胤の領国支配の政策による胤富の入城とはいえ、須賀山あるいは森山の城郭には、根本領主たる東氏の一族が居領していた筈である(第14図参照)。『千葉大系図』によれば、康正元年(一四五五)以降、東常縁の舎弟たる二郎教胤の一族が須賀山城に居領していたとされ、胤富入城の当時は、教胤の跡を継いだ郡上系の東二郎右衛門尉常綱が在城していた。そこで、当然のごとく、城地引渡の拒否事件がおこり、旧城主の東常綱は千葉介に攻められていた。以下、『千葉大系図』の注記によって、事件の経過を概観してみたい。

常綱、教胤の跡を継ぎ、下総須賀山城に居領す。千葉介胤富、いまだ介に仕まつらざるの時、須賀山城へ移らんと欲し、旧城主に強談す云々。時に常綱、これに応せず、故に当

城は政落さる。常綱二子あるも、流浪となる也。付。時の人請ふ、初めの城を古地、今の城を引地と号す。乃ち森山城是也と。

この記事は胤富の注記とともに、東氏から胤富への城主交替が政策的に強行されたことを物語るもので、これに抵抗した常綱一族は弾圧され、左衛門尉秀胤など子息二人は浪々の身となったと伝えられる。

その間、千葉介は利胤を経て親胤へと継承されるが、弘治三年（一五五七）親胤が逆臣のために弑せられると、一族家臣の推挙によって叔父である胤富が千葉介を相続するに至った。やがて、胤富は森山城から佐倉の本城に移るが、森山城へは小見川城（小見川町分郷）の粟飯原源公入道（胤次）が入部した（第15図参照）。この粟飯原氏は、南朝の一勢力であった千葉介貞胤の弟氏光を祖とし、佐原市の西辺で利根川南岸に展開する大戸庄を中心に、利根川下流域に一族が蟠居していた。森山城主となった粟飯原氏は、胤次以後、胤光・胤俊と継ぐが、『千葉大系図』には「胤光、実は北条氏康の九男也。天文十六年、胤光七歳にて源公の養子となりて継嗣」「胤俊、実は千葉介邦胤の次男なり。小門の若子と称す。天正十六年、光胤の養子となりて、東庄森山城に居領」とある。また、粟飯原胤次の妹という女性は「海上山城守妻、千葉介胤富（中略）岡里和泉守妻等母也」とあるので、芳泰寺開



第15図 森山城主継承略譜 (『千葉大系図』にて復元)

族家臣の推挙によって叔父である胤富が千葉介を相続するに至った。やがて、胤富は森山城から佐倉の本城に移るが、森山城へは小見川城（小見川町分郷）の粟飯原源公入道（胤次）が入部した（第15図参照）。この粟飯原氏は、南朝の一勢力であった千葉介貞胤の弟氏光を祖とし、佐原市の西辺で利根川南岸に展開する大戸庄を中心に、利根川下流域に一族が蟠居していた。森山城主となった粟飯原氏は、胤次以後、胤光・胤俊と継ぐが、『千葉大系図』には「胤光、実は北条氏康の九男也。天文十六年、胤光七歳にて源公の養子となりて継嗣」「胤俊、実は千葉介邦胤の次男なり。小門の若子と称す。天正十六年、光胤の養子となりて、東庄森山城に居領」とある。また、粟飯原胤次の妹という女性は「海上山城守妻、千葉介胤富（中略）岡里和泉守妻等母也」とあるので、芳泰寺開



芳泰寺山門（小見川町）

基の通性芳泰（胤富妻）は胤次の姪にあたる。この芳泰寺は、小見川町岡飯田字寺谷に現存する曹洞宗の寺院で、東・海上氏の系図を伝蔵し、境内には東胤頼夫妻の墓塔と伝えられる二基の五輪塔が現存する。いずれにしても、森山城を接点として、千葉介胤富は粟飯原・海上など利根川下流域の千葉支族の士豪層や、北条氏との因縁も浅からざるものがあつたと推測される。

このような経過を経て、十六世紀中葉、東庄の在地支配は大きく衰退し、千葉介胤富の直轄所領のごとき状態となつて、森山城の粟飯原氏を中心に海上・原・石毛などの代官が庄内一円に活躍する。以下、『原氏関係文書』をテキストとして、断片的ではあるが戦国末期における東庄の在地状況を概観してみたい。まず注目されるのは千葉介胤富の船舶政策である。北方に霞ヶ浦・水郷の旧香取浦をひかえた利根川の下流部に蟠居する千葉系の在地領主にとって、船舶の統制は重要な政治的課題であり、また戦略の上からも重要な存在であつた。すなわち、合戦時には行動の迅速さは至上命令であり、その遅怠を許さぬので、船舶の徴発もまた時日の遷延を好まず、円滑かつ迅速に執行することが要求された。『原氏関係文書』中にも船舶の徴発とその運用を指示した胤富の判物があるので、つぎに東庄関係のものを紹介してみたい。

①舟ひかせ申へき衆

一、本ちやうよりしもを(城)は実城より小門衆(上代)かしろの弓衆をくはへて、

一、ほりの内より舟木まで、にしくるわ衆(飯)いい田衆、

一、もりとよりで、新宮まで、大六天くるわの衆、  
(森戸)

きたる廿七日二舟ともを、大小ともにとらせ申すへく候、

九月廿三日

胤富(花押)

海上藏人殿

石毛大和守殿

②殊に御出候へん三日前に、舟を悉くひかせられへく候、損候舟にいたるまで、のこさずあけさせられ候へく候、檢使ニ者善十郎を仰せ付られ候、とかくに御出の儀いかにも隠蜜(實)專一に候、此趣風聞等、必ず向へ舟を引せべくの間、所詮有べからず候、目出度追て仰せ出さるべく候、恐々謹言、

菊月廿三日

胤富(花押)

海上藏人殿

石毛大和守殿

いずれも年代は不詳であるが、代官たる海上・石毛に宛てた胤富の判物で、東庄内の浦々の船舶徴発に関する下知である。まず①では、本城・実城・上代・堀之内・舟木・森戸・新宮・大六天曲輪(森山)など、東庄内の浦々からの船舶の調達を命じている。ここで注目されるのは、小門衆・上代衆・西曲輪衆・飯田衆・大六天曲輪衆など、浦々の浦付漁民が「衆」として把握されている点で、その背後には海上・飯田・上代・粟飯原といった在地領主の存在が

予想される。これらの多くは香取社に付属した「海夫」の人々であったと考えられ、流域別に衆として編成されたものと考察される。また「本城より下をば実城より小門衆上代衆を加へて」の文中には、飯沼・本城―実城（粟野）―上代・小門（須賀山）の順路が描け、海上氏が樺湖を経て利根本流に至る谷地のクリークを利用しての漕航ルートが想定される。また②では、出陣の三日前に舟を悉く徴発、破損船に至るまで調達するように下知され、検使者を任命した。出発は秘密裡に実施された。その後の史料で「常陸地江舟乗始」とあるので、この船舶の徴発は佐竹討伐戦のためと考えられ、郷土の水上労働者（舟運・漁業）が多数動員されたのである。

つぎに注目されるのが、下総分国内における千葉氏の伝馬制度である。戦国時代、諸大名は領内支配と軍隊輸送の必要から、本城から国境の支城に至るまで、主要幹線路に宿駅を設け、伝馬を常備して伝令・飛脚あるいは軍需物資の輸送にあてた。北条氏の場合、永祿元年（一五五八）氏康は小田原から下総に至る諸宿に下知して、大須賀式部丞のために伝馬を出させ（大須賀文書）、上総東金本漸寺所蔵の「一里一銭」の伝馬手形、白井から高野山への登僧に対する「乗懸馬」の通行手形などを交付している。つぎに示す胤富判物は千葉氏の伝馬制度の存在を実証する唯一のもので、しかも森山―佐倉―武蔵に至る伝馬ルートの存在を想定させる。

追而そなたより伝馬の儀無用の由、嶋田図書介ニことへられ候べく候、さて又東徳寺と薬師堂之伝馬をは催促いたし、図書助めしつれ参候べく候、かの二疋之伝馬もこしらへ候、兵糧をのほせ申べき分、兵庫助にことへられ候へく候（以下略）

八月廿八日

胤富（花押）

この胤富の判物は宛名を欠くが、森山城に在番した海上氏に宛てたものと推定され、その文意は「其方より伝馬を仕立る必要はない旨を嶋田図書助に連絡せよ。しかし、東徳寺と薬師堂用の伝馬を催促して、図書助を召連れて参着

せよ。かの二疋の伝馬も準備してあるが、これは兵糧ひょうりょうを輸送するのに使用するものなので、円城寺兵庫助に連絡せよ。」とあるが、本城佐倉と支城の森山までの伝馬が整備されていたことが知られる。当時の交通路線を知る史料としては、「谷本文書」〔『千葉県史料』〕中の慶長七年（一六〇二）の「伝馬手形」がある。これは東総産の「御用柑子蜜柑」輸送人足のためのもので、その順路は以下の如くであった。

- ① 森山岡飯田 ② 府馬（山田町） ③ 大寺（八日市場市） ④ 多古（多古町） ⑤ 佐倉（佐倉市） ⑥ 臼井（佐倉市） ⑦ 大和田（八千代市） ⑧ 舟橋（船橋市） ⑨ 八幡（市川市） ⑩ 市川（市川市） ⑪ 葛西（江戸川区） ⑫ 浅草（台東区） ⑬ 江戸小伝馬町（中央区）

伝馬の路線はほぼ東西に下総台地を貫くもので、戦国期の路線を受継いだものと推定される。すなわち、千葉氏の本城佐倉を中心として、西側は原氏のいる臼井を経て、船橋・市川・葛西・江戸方面、東方は多古・府馬を経て支城森山に達する間に、伝馬による輸送連絡があったものと想定される。また「東徳寺と薬師堂之伝馬をば催促」とあるが、東徳寺は東庄町大久保字入宿に現存する曹洞宗の寺院で、東氏とは因縁が深く元亨期（一二三二―一三三）の上代郷相論には「大窪寺」として登場する。一方、薬師堂とは東庄町須賀山字根方に現存する真言宗東福寺と推定され、森山城主との関係が深く、天正六年（一五七八）十月、千葉介邦胤は海上山城守・原若狭守とともに「灌頂会」を催している〔「東福寺文書」〕。

さらに注目されるのは、永祿期（一五五八―一五六）を中心とする森山城時代の胤富の寄進状・宛行状で、東庄・三崎庄関係の文書を紹介してみたい。



①千葉胤富判物（海上八幡文書）

海上郡堀内村の御年貢錢之内三百疋宛、当所八幡宮に進納奉るところなれば、早く毎年此分請取申すべくの旨、如件。

永禄八年乙丑九月廿六日

胤富（花押）

当社々務代

②千葉胤富判物（千葉寺文書）

千葉家代々の御本尊大悲閣へ、胤富寿命長遠、弓箭まゆやの冥加、殊者、年来立願地海上郷永代寄進奉るの状、依て如件。

永禄十一年戊辰六月十七日

胤富（花押）

呈 沙門亮海院主

③千葉胤富判物（原文書）

（前略）

一、大炊助十五貫文

是者、於東本領一ヶ所、ならび山田の村、世上故相違候替地、以て時分御失念あるべからず候、先ず此分下さる也、

（以下略）

永禄十二年己巳二月六日

胤富（花押）

まず①と②は、海上八幡宮と千葉寺へ長寿延命・武運長久を祈願しての寺社領寄進であり、③は山口代官（山林管理）を任命した判物である。とくに③では、「世上」すなわち乱世であるので、原氏の本領たる東庄・山田村が敵に占領されたものか、不十分ながら替地を与えるとしている。このことよって、森山城在番の原氏に対して東庄内の一

部郷村、府馬領の山田村が宛行されていたことが知られ、戦国動乱の下に混迷を続ける千葉領の一端を示すものである。

### 3 小田原合戦と房総平定

天正十八年（一五九〇）の豊臣秀吉による「小田原征伐」は、ひろく関東の歴史に、はかり知れぬ大きな波動をまきおこした。当時、北条氏の支配下にあった両総地方では、千葉氏など在地勢力の一部は、手勢を率いて小田原に参陣籠城した。すなわち、北条氏の動員令に応じて両総から赴いた諸豪は、千葉介重胤の佐倉衆以下、原胤義（白井）・押田胤定（八日市場）・酒井康治（土匂）・酒井重治（同）・酒井政辰（東金）・土岐頼春（万喜）・千葉将胤（成東）・井田胤徳（坂田）などの人々であった。

一方、秀吉側ではかなり早くから情報把握に努力していたらしく、その結果を関東進出の直前に配下の部將に回覧したようで、その写本が毛利家文書に収載されている（『大日本古文書』所収）。現在、氏政・氏直ら北条氏一門とその家臣らの兵力を明記した「北条家人数付」と、関東八箇国の諸城主名とその兵力を連記した「関八州城之覚」とが伝存しており、ともにひとつの根本史料として評価されている。この文書によれば、豊臣方が小田原派兵に際して探索した北条氏の兵力は総勢三万四二五〇騎（五三か城）であり、両総の兵力は一万二五〇騎であった。ちなみに、これらのうち千葉介三〇〇〇騎、原大炊介二五〇〇騎、長南武田氏一五〇〇騎、万喜土岐氏一五〇〇騎などが注目される（第13表参照）。

この小田原合戦は九州征伐後の秀吉にとって、関東最大の勢力たる後北条氏を打倒して、全国統一の総仕上げをす

第13表 下総国における在り地領主<小田原合戦時>

城名	城主名	城兵数	現在地
佐倉	千葉介重胤	3000騎	印旛郡酒々井町本佐倉
大井	井田刑部大輔胤徳	150〃	〃 栄町安食台
小井	原大炊介胤次	2500〃	佐倉市臼井台
鍋木	高城下野守胤則	700〃	松戸市大谷口
矢作	鍋木駿河守胤家	300〃	香取郡干潟町鍋木
川谷	国分五郎胤信	150〃	佐原市本矢作
守	豊嶋左衛門尉明重	100〃	茨城県北相馬郡利根町
	相馬小次郎治胤	100〃	〃 〃 守谷町

(大日本古文書『毛利文書』により作成)

るための軍事行動であった。天正十八年四月上旬、秀吉は西国・北陸・東海の諸大名を動員して、北条氏政・氏直父子を小田原城に包囲攻撃した。圧倒的な豊臣軍の物量戦術・包囲作戦には、長期の籠城持久戦も効果なく、七月五日、氏政は城を出て自殺し、氏直は紀州高野山へ閉居となり、関東の覇者北条氏はあえなく没落した。その結果、関東はもとより奥羽までも平定され、ここに秀吉は全国統一を完成したのである。

さて、小田原城包囲の態勢が整った四月下旬、秀吉は家康と相談して、別動隊を出して武蔵・両総方面の北条方の諸城を攻略することを決めた。すなわち、秀吉の麾下の浅野長吉(長政)・木村重茲の一隊と、家康の家臣である本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉らの一隊とを派遣するに至った。四月二十二日以降、江戸城を収めた両軍は、諸城を攻略しつつ、両総地方へと兵を進めた。

『房総治乱記』や『関八州古戦録』などの記録によれば、下総・上総の一带はたちまちにして徳川方の派遣軍の蕭々するところとなり、「家康公の御威光には、一日の中に五十の城落さる」という状況であった。さらに『家忠日記』や『当代記』、あるいは『千葉臼井家譜』などによれば、家康麾下の内藤家長・酒井家次も平定作戦に加わり、五月上旬、家長は原胤成の臼井城、家次は千葉氏の本拠佐倉城を攻略している。

さて、浅野・木村両将が率いる豊臣軍の進路であるが、四月二十九日、武蔵の浦和郷(埼玉県)を経て下総の葛西二十三郷(東京都)・野田庄十一郷(野田市)に移り、さらに五月上旬には下総万福寺(松戸市)・印東庄本佐倉十二郷

(酒々井町)・大戸庄六箇村(佐原市)・匝瑳庄見徳寺(八日市場市)に禁制を下し鎮圧していった。五月二十日、秀吉は常陸の鹿嶋宮に転戦中の浅野・木村両将に対して作戦の変更を告知、豊臣軍は岩槻城(埼玉県)を経て、北条氏邦の鉢形城(埼玉県)へと進撃していった。

房総地方に現存する豊臣軍の禁制は、第14表のごとく整理されるが、写本も含めて約一〇通が確認され、豊臣軍がきわめて短期間のうちに両総地方を席卷したことが知られる。すなわち、四月下旬、野田・松戸地方に進んだ豊臣軍は、印東(佐倉市)・大戸(佐原市)・匝瑳(八日市場市)など郷土地方の城郭を制圧、さらに六月以降、七月までにはほぼ上総一円を占領したのである。ここでは『浅野家文書』所収の禁制を紹介し、その条々について考察してみた

第14表 両総地方の秀吉禁制

日付	布告地	史料所在地
4・1	野田庄内十六郷 下総国万福寺	野田市・興風会図書館
5・1	印東庄本桜十二郷	松戸市・万福寺
5・2	大戸庄六箇村	佐倉市・勝胤寺
5・5	下総大須賀分領	佐原市・大戸神社
5・5	匝瑳庄見徳寺	『浅野家文書』所収
5・5	常陸国鹿嶋宮	八日市場市・見徳寺
6・6	一宮観明寺并門前	茨城県・鹿島神宮
6・6	庄南三途台長福寺	一宮町・観明寺
7・7	周東神野寺	長南町・長福寿寺
7・7	真里谷真如寺	君津市・神野寺
7・7		木更津市・真如寺

い。

禁制 下総国大須賀分領

一、当手軍勢乱妨狼籍之事

一、放火之事

一、地下人・百姓に対し非分申懸るの儀、并に表毛刈取の事

右条々、堅く停止せしめ諭、若し違犯の族これあるに於ては、厳科に処すべく者也

天正拾八年五月日

浅野彈正少弼(花押)

木村常陸介(花押)

この禁制は、まず(1)派遣軍兵士の地下人ちかびに対する乱暴行為と(2)放火を禁止、さらに(3)地下人・百姓等への強要および農作物を奪うことを禁止している。

小田原敗滅と両総平定後、在地における旧領主層は、城郭・所領を接収され他国に逃散したり、あるいは旧領内に蟄居していた。一方、佐倉城の千葉介重胤は助命されたものの、徳川方の酒井家次によって城郭とすべての所領を没収され、零落して江戸に在ったが、寛永十年(一六三三)病没したと伝られる。

関東の政治状況が安定すると、旧領主層の中には召出されて旗本に列する者も現われ、『寛政重修諸家譜』の中には、海上胤保・湯浅清量・笹本忠省など、九曜・十曜を家紋とする東総地方の千葉庶流の人々が散見する。また、下総小金城(松戸市)の高城胤則はじめ、押田正吉(八日市場城主)・酒井重治(土気城主)・酒井政重(東金城主)など、旧領主層も旗本に列している。一方では在地のまま新封領主の支配体制の末端に組織された者もあり、上総坂田城(横芝町)の井田胤徳は徳川家康の第五子である武田信吉(佐倉三方石)に仕官、その代官的存在であったが文禄元年(一五九二)段階まで、旧領村々(八日市場領)に対する年貢収納権を保持していた。東庄地方においても、旧領主層や在地武士はさまざまに近世的対応を経て、各村落の草分百姓となるが、中には旧来の主従関係を維持して豪農的成長をとげる者もあった。

### (三) 中世の城館跡と伝承

城といった場合、一般には天守を備えた華麗・豪荘な近世城郭を思い浮かべる人が多いが、中世におけるそれは領主の館やふたを指すことが多い。

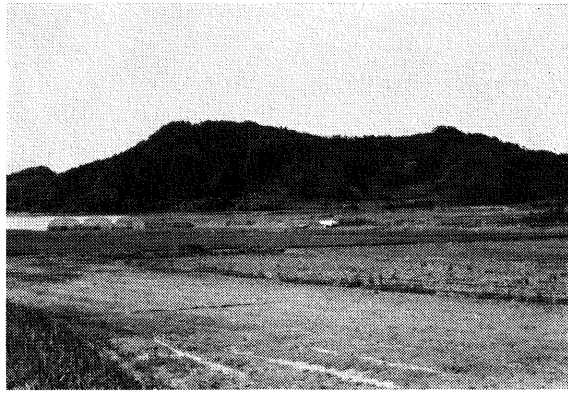
その館は戦時における敵の来襲に備え、いろいろな防禦的施設を設けている。すなわち、水堀・空堀・土塁・石垣・櫓等である。

また平時には山麓の居館に住み、戦時敵の来襲を受けた場合には山頂の城に拠って戦うこともある(根古屋)。ここでは中世の城郭について、ごく簡単に説明する。

- ① 城を構成する施設としては、前記のほか、必要に応じ、のろし台・虎口・馬出等がある。
- ② 城は築いた場所により、山城・平山城・平城等に分けられるが、中世城郭の場合は山城に含まれるものが多い。
- ③ 城域はいくつかの郭(曲輪)に分けられ、本丸・二の丸・三の丸あるいは〇〇出丸・〇〇郭などと呼ばれる。
- ④ 郭の配置・構成により、単郭式・輪(円)郭式・連郭式・梯郭式等に分けられる。

## 1 大友城

古代東国の叛乱伝説を秘める大友城跡は、大友地区の字政所台・遠所台に所在、遺跡は標高約五〇メートルの半島状丘陵上にあって、遺跡地の現況は畑地・山林である。遺構は東西約一〇〇メートル、南北約三〇〇メートルの範囲で、囲郭型式は直線連郭であり、土塁の一部と空堀・腰郭が残っている。山上の平坦部は開墾され耕地化されている



大友城跡遠景

ので遺構は不鮮明であるが、付近には鍛冶屋敷・判之前・旗口・兵岬などの名称ものこり、本丸(遠所台)・二の丸(政所台)へ続く土橋状のくびれ部など城郭としての全体的な条件は整っている。

この城郭の正史は全く不明である。古代末期の平忠常の叛乱伝説はすでに紹介したが、政所台の最西端に佇む「政所台墳墓供養塔」には、村岡五郎良文以下、城主であった忠常・常将・常長・常兼の四代の法号が刻まれている。『千葉家臣記』によれば、天正年間(一五七三〜九二)、大友忠信および孫三郎なる者がいたといわれるが、その他については不明である。

## 2 栗野城

東流海上氏の分流たる栗野一族の居城栗野城は、栗野地区の字城之腰に所在、遺跡は標高約三〇メートルの台地先端にあつて、遺跡地の現況は畑地・山林である。遺構は東西約八〇メートル、南北約二三〇メートルの範囲で、囲郭型式は単郭の不規則雑形であり、土塁の一部と空堀址が確認される。この栗野城は、大友城の南方約二キロメートルに位置し、西側には旧椿海が一望できる。

『千葉家臣記』によれば、東掃部助秀胤の子である栗野弥七郎胤香の砦として、大友城南方の防備にあたっていたと伝えられる。現在、遺跡は畑地として利用されているが、その表土中には多量の土師器破片が含まれており、付近

に三基の墳丘も所在して古代文化の繁栄を今に伝えている。

### 3 今泉砦（別称要害山）

香取浦海夫衆たる今泉氏の本拠と推測される今泉砦は、東今泉地区の字大堀に所在、遺跡は標高四九メートルの台地



青馬砦の居館跡（上）と空堀跡（下）

上にあつて、遺跡地の現況は畑地・山林である。かつて遺構は東西約二〇〇メートル、南北約二〇〇メートル、単郭雑形であつたが、昭和四十六年以降、土砂採取のために半壊状態となり、現在は土塁の一部を残すのみである。口碑によれば戦国期には今泉九郎兵衛尉の居城と伝えられる（『香取郡誌』）。



## 4 青馬館

中世「青馬牧」に由緒をもつ青馬館は、青馬地区の字八幡に所在、遺跡は北方に旧桁沼の湾入低地に続く谷地の最奥部の台地端（標高四五メートル）にあつて、遺跡地の現況は山林・宅地である。遺構は東西・南北とも約一〇〇メートルを測つて、囲郭型式は単郭の不規則雑形であり、方形をなす土塁が残存する。明らかに台上方形館であるが、付近には野馬井戸・高込木戸たかこめんどなど馬牧に関連する地名が分布、また四塚と称される馬見台も存在するので、牧士の居館とも推測される。城主としては千葉家臣たる青馬主計・同弾正・小林外記らが伝えられる（『香取郡誌』）。

## 5 鹿野戸砦（別称竜神山）

鹿野戸砦は、笹川地区の字鹿野戸に所在、遺跡は標高四五メートルの台地上にあつたが、終戦後の砂鉄採取や昭和四十八年以降の宅地造成のために破壊され原形をとどめない。『香取郡誌』などの記載では、台地先端に物見台・砦曲輪があつたと推定され、遺構の範囲は東西約一〇〇メートル、南北五〇メートルを測る。歴代城主は不明であるが、近くにある真言宗慶滝寺（妙幢院）の寺伝によれば、貞応年間（一二二二～二四）東胤頼の孫にあたる左衛門尉胤景が開基したといわれ、鹿野戸砦も東氏関係の城郭であつたものと推定される。一方、神崎出羽守の居城であつたとする伝承もある（『千葉家臣記』）。

## 6 須賀山城



須賀山城跡遠景

東氏本宗の居城たる須賀山城は、笹川地区（根方）の字龍ヶ谷に所在、標高五五・二メートルの半島状台地の全体が遺跡で、現況は畑地・山林である。この城跡の場合、本来は隣接する森山城（小見川町）と一括して捉えなければ

ならないが、一応、独立した遺跡としてみると、東西一五〇メートル、南北一二〇メートルを測る範囲である。囲郭型式は多郭雑形で、遺構は空堀と土塁の一部を残している。台地の緩斜面に字大門があつて、大手虎口の跡と推定され、本丸跡は通称「ジジミ台」であるといわれる。西の台との間には完全な形で空堀が保存され、反面、台地上の平坦部は完全に耕地化されており、曲輪内遺構の推定は困難である。

この須賀山城は、東胤頼の築城と伝承され、建保六年（一二二八）森山築城とともに一時は廃城となるが、その後、郡上東氏の教頼および常綱が居城し、千葉介胤富の入口とともに破却された。

7 沼闕城ぬまかけ（別称小南城）

盛胤系東氏の居城たる沼闕城は、小南地区の字城山に所在、遺跡は標高

五〇メートルの半島状丘陵のほぼ全体を占拠し、現況は畑地・宅地・寺院である。遺構は東西四〇〇メートル、南北二〇〇メートルを測るが、囲郭型式は福聚寺を中心とする多郭雑形であり、土塁・空堀の一部が残っている。とくに二の丸跡は土砂採取で完全に破壊され、最近では「県民の森」の運動場として利用されている。

## 8 羽計砦

香取浦海夫衆たる石出氏に關連する羽計砦は、羽計地区の字要害に所在、遺跡は直下に旧桁沼の灣入低地をのぞみ、標高約五〇メートルの半島状台地の先端に位置を占め、現況は畑地と山林である。遺構は東西一五〇メートル、南北一〇〇メートルの範囲であるが、曲輪周縁に土塁・空堀が存在したが農耕のため破壊、現状では全く遺構をとどめない。『千葉大系図』によれば、千葉介胤政の第五子たる遠山方信胤の孫胤朝は、東庄郡郷を領して石出城を築いたといわれるが、この石出城は羽計砦であったと伝えられる（『香取郡誌』）。また一説には、戦国時代、羽場<sup>はばかり</sup>狩彦四郎なる武士が在城したとも傳承されるが、その正史は全く不明である。

## 9 和田砦

夏方原合戦の伝説をもつ和田砦は、東和田地区の字登城に所在、遺跡は標高五〇メートルの半島状台地上にあつて、現況は畑地と一部が山林である。遺構は東西一二〇メートル、南北一〇〇メートルを測る単郭雑形であるが、中央部はやや基壇状をなすものの、空堀の一部を除いて全く遺構をとどめない。『夏方合戦記』などによれば、戦国時

代、上代胤正なる武士が居城したといわれ、正木氏との合戦伝説はすでに紹介したごとくである。

## 10 その他の城跡

以上、中世東庄地方における中世城郭と伝承について紹介したが、いずれも東氏および在地武士が割拠した戦国期の丘陵式城郭であった。このほか、中世の居館形態としては、低地方形館（堀之内）と要害山とがある。前者の館跡は、水田耕地とあまり比高差のない微高地に土塁・水濠によって方形に囲まれ、「土居」あるいは「堀之内」とよばれた。東庄地方では南城址（笹川区）がこれにあたるものと推測されるが、現況は寺院境内で土塁の一部を残している。一方、後者の要害山は、往還に沿って点在する中世村落の北方の背後台地には、必ず単郭の小規模な砦が構えられ戦乱時の防禦施設としたものである。東庄地方では舟戸・神田・稲荷入・羽計・今泉・窪野谷などが、要害山に相当するものとみられるが、その多くは開墾されて遺構をとどめず、ただ地名（要害、龍ヶ谷、城山など）に往時をしのぶのみである。

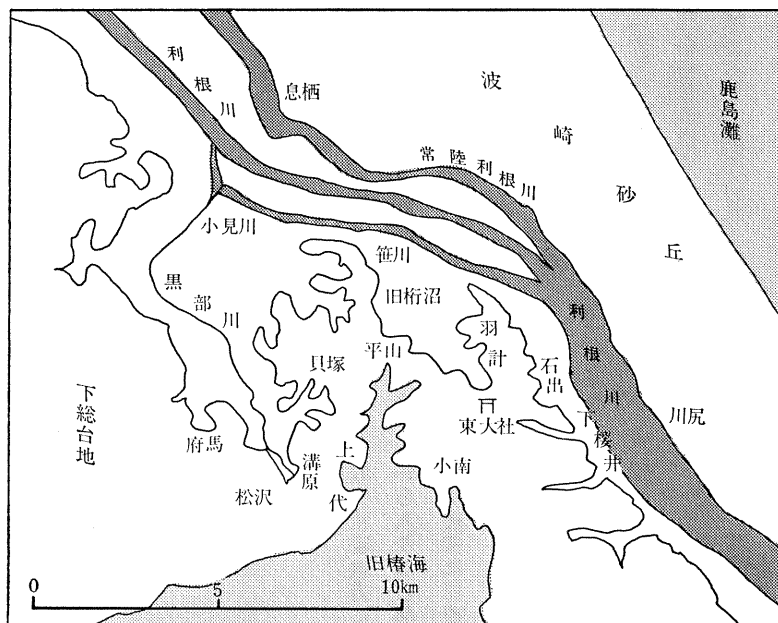
## 第五節 中世郷土の文化

### (一) 神祇信仰の動向

#### 1 王子大明神の顕現

第16図を見ると、印旛・山武方面から香取・匝瑳地方におよぶ北総台地は、東に向かうにつれて南北の間隔が狭まっていく。特に香取郡東部においては、北から入りこむ黒部川や桁沼けたぬまなど現利根川水系の谷地と南方の九十九里浜にいたる海岸平野が接近し、台地はくびれ、かつ複雑に屈曲した谷津状となり、海上・銚子方面の台地にかろうじて連続している。東庄町はこのくびれた台地の谷津にまたがって展開している。

古代から中世のある時期までは、この谷津状の台地の間近まで海域が迫っていた。台地南方の現在干潟八万石といわれる水田地帯は「入海浦」であり、また湖であった（金沢称名寺文書 元亨二・二・二十九注進状案、元徳一・閏六・二十四関東御書案）。また「椿海つばきのみ」とよばれて近世初期に干拓されたが、この水域は内湾状の入江の出口を九十九里浜の砂洲によって閉された潟湖であった。一方台地の北方は、現在でこそ利根川と波崎の大砂洲により鹿島灘の海域から遠く隔てられているものの、当時は台地のすぐ近くに汀線（現在の標高五メートル前後の線か）が迫っていたものと見られる。「常陸国風土記」や「万葉集」などによれば、鹿島崎から南にのびる砂洲の南端「若松浦」と南方海



第16図 東庄町附近の地勢

上方の間に常陸国と下総国の境界をなす「安是の湖」が横たわっていたという。「今昔物語集」にも、平忠常の乱当時の状況として、鹿島香取間を「衣河ノ尻ヤガテ海ノ如シ」とのべ、当時の鬼怒川河口部（江戸時代、いわゆる東遷後は利根川下流部）が川幅広く海そのものようであると述べている。「安是の湖」や「衣河の尻」が本町域の北方に展開していたと見てほぼ誤りはなからう。東庄町と隣接する銚子市桜井の浜の対岸波崎町川尻の地名は、かつてこの附近が鹿島灘に開く河口域であったことにちなむものではあるまいか。以上のように東庄町域の古代中世の立地を考えたとき、東庄町域が現在でこそ内陸部に位置するものの、往時は海辺の地域であったことが想定される。

宮本にある本町域の総鎮守東大社は、往時の立地にふさわしく海の神を祀る古社である。

社伝によれば、同社は景行天皇の東国巡行の際に海路守護の祈願をこめて玉依姫を祭神として当地八

尾岡に勧請し、東宮または八尾社と称したに始まるとされる（『東大社史』、昭和五年刊）。ただし「日本書紀」景行五十三年の条には景行天皇の房総巡行のことは見えるが、同社勧請のことは語られていない。

ところで東大社の祭神玉依姫は、古事記に見える神々の系譜上では、海の神綿津見大神の娘であり、姉豊玉毘売命が火遠理命との間にもうけた天津日高日子波限建鸕草葺不合尊を「姨」として養育し、さらに鸕草葺不合尊と婚して、五瀬命、稻冰命、御毛沼命、若御毛沼命（＝豊御毛沼命＝神倭伊波礼毘古命＝神武天皇）の四柱の神々を生んだ神とされる。

周知のように、この玉依姫にかかわる信仰は房総地方でも九十九里浜沿岸地域に広く伝わっている。特に九十九里浜南端の上総一宮玉前神社と北端の飯岡玉崎神社は玉依姫を祀る神社として古来から有名である。これら九十九里地域の玉依姫信仰について、松本信広氏は海中より漂い着く石（寄り石）を「海と云う聖域から現世を訪れる神霊の示現者としての意味」で崇め祀ったものと解釈された（『日本の神話』至文堂刊）。またこれより以前すでに柳田国男氏は、玉依姫信仰の起源をより一般化して次のように捉えていた。玉依姫の「タマとは固より神の霊である。ヨルとは即ち其霊の人間に憑くこと」で、玉依姫とは「神に奉仕する巫女戸童……常に神に仕へて神の王子を生むを以て任務とした霊巫を意味して居たものと思ふ」とされた（『玉依姫考』）。これら先学の見解に従って東大社の起源を考えてみたい。

さて、東大社は、中世から近世末期まで「玉子大明神」の称号を通称としていた。この通称の由来を社伝には次のように語られている。

平安時代堀河天皇の康和四年（一一〇二）海上郡高見の海上に突然雷電が発し、波浪高まり、震動が数日続く有様であった。おそれおのいた附近の住民が時の朝廷に奏聞した。天皇は本社に惣社玉子大明神の称号を与え臨時の祭

事を営ましめた。これにより四月八日本社の神幸が高見浦に行われた。神輿が同浦に安置された時、震動は止み、海面の波浪は静まった。そして忽然として海中より現われた龍が白日のごとく光り輝く灯を献ずる中、一箇の玉が海中より神輿の中に飛来した。この玉が今に神璽として伝わるのだというものである。またこれにより二〇年に一度高見磯への神幸が行われるにいたったというものである（なお康和四年を五年とする異伝、また二〇年に一度の神幸の開始を天永元年とする異伝がある）。これは嘉永七年（一八五四）三月当時の大宮司飯田大和守胤隆が再梓した「東大社御鎮座略記」（現社家飯田真也家文書、以下「略記」と記す）に見える所伝である。このような所伝が社伝として集約されたのは比較的新しく、江戸中期以降のことと考えられるが、この奇蹟談から少なくとも次の点は云い得ると思われる。

第一に銚子沖合に発生した異常現象（『銚子市史』は大規模な地震と津波とする）が鎮まったあと、岸边に漂い着いた玉石を、往時の住民らが海神の一形象とみなし、本社に神体として齋き祀った事実がかつて存在した点である。すなわち松本氏のいう海からの寄り石を神聖視して神体として崇め祀った信仰が原初期の本社の信仰の一面をなしていたことはまちがいないであろう。（なおその事実が所伝のいう康和四年のことであったか否かについては後述する）。第二にこの所伝はこの時点ですでに本社が鎮座していたという前提に立っている点である。すなわちこれは現在にいたる本社の神幸祭の起源説話でこそあれ、本社の成立自体にかかわるものではない点である。

では康和四年段階に本社がすでに存在していたと仮定したとき、本社に祀られていた神はどのようなものであったのか。その点を追求する手掛りとして同じ「略記」の割注に「此事より王子点を加ふといふ猶口伝あり」と見える点に着目したい。これに従えば、「玉子大明神」という通称以前は、本社が「王子大明神」とよばれていたらしいということが考えられる。玉子（タマゴ）ではなく王子（オウジ）が本社の古称であったと想定したとき、本社にまつわるもう一つの伝承が浮かび上ってくる。



安政二年（一八五五）成立の赤松宗旦の「利根川図志」（以下「図志」という。）の中で、東大社に関して次のような事実が紹介されている（「図志」巻六、銚子外川の浜の項）。

ここより五、六里ばかり西の方に、東の庄といふ村あり、三十三ヶ村の鎮守にして、応神権現を祭れり、祭礼は廿一年めの四月八日、外川の疊岩の上に御輿御浜下りあり、見物の老若群集夥だし。云伝ふ。むかし外川の宮三夫みやまぶと云ふもの老母、この浜辺にて、うつろ船にて流されたる赤子を拾ひ、老母のゆもじにてとり揚げ来り養育せしとなり。いかなる故にてか、此子を後に応神権現と祭りしとぞ。其例によりて、祭り毎に帰輿の節、今にこの宮三夫の家に立寄り御小休あり、其時此家の老母、神酒などを奉りて饗応し、しばらくして老母ふるき箱よりゆもじを取出し、御輿の上にかぶせてゆり動かしながら『サアおうじんどの、おたちやれ〜』といふ。夫より御輿を上げて帰輿に及ぶとなん。

この文中で注目されるのは次の点である。

一つは本社を「応神権現」と称している点である。この「応神」を応神天皇と考えねばならぬ歴史的事情は存在しておらず、これが「王子」オウジの転訛と見てまず誤りはなからうと思われる。

第二に海上をうつろ船で流されてきた赤子を宮三夫の老母が拾ひ救つて神になしたとある点である。

第三に老母がゆもじを取り出し「おうじんどのおたちやれ」とうながす仕草である。これは現行の神幸祭中にも簡略化された形態ではあるが、なお伝存している点である（東庄町史編さん委員会編「民俗慣行基礎資料」第三集）。

ところで「図志」の所伝と類似する別の伝承が『千葉県海上郡誌』（大正六年刊、以下『海上郡誌』という）に掲載されている。これはかつて松木氏が「略記」所掲の社伝より古い型を保存しているものとのべられたものである。

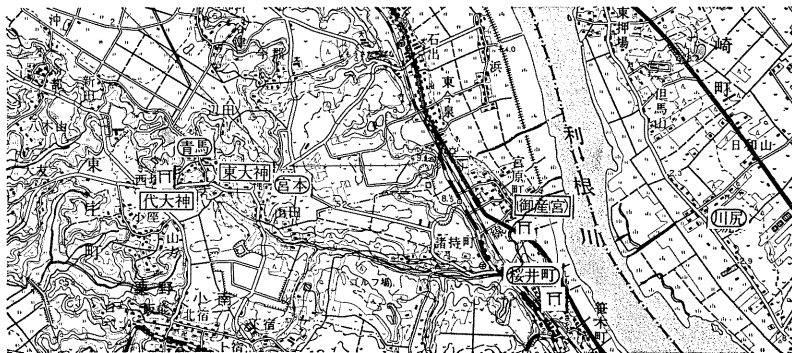
東大神 一女子の乗れる獨木船は、外川の海岸に漂着せり。山口宮三郎の妻女、其の困憊の状を見て之を慰む。女曰く、我は海神の女、夫君を尋ねて海上に浮びしが、強風激浪の為遂に此處に到れり。願くは我を波音遠き地に伴へりと。妻女之を導き桜井に至りしに、女一男児を分娩せり。乃ち桜井村民と謀り、之を高台の地に居らしむ。是即ち東大神なり。東大神

が二十年毎に、外川海岸に神輿の渡御を行ひ、途次必ず宮三郎の居宅に休憩するは是が為なり。

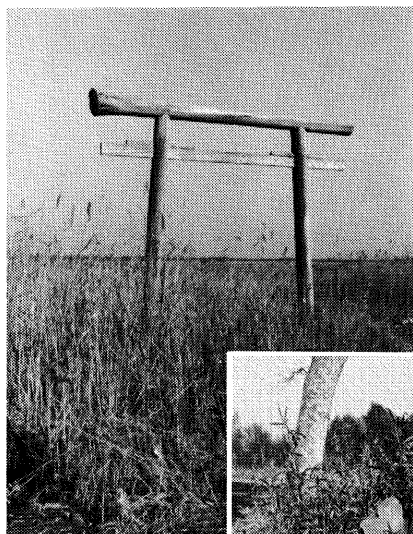
「凶志」の所伝と『海上郡誌』の所伝とは、記紀の豊玉姫説話や大隅八幡宮の縁起談とも関連をもつ、いわゆる「うづぼ船漂流談」の類型に属する点で共通するものであるが、特に、多少の差異はあれ、海より顕現した赤子を神格視している点、また老女ないしは妻女が本社の祭神となる赤子の世話をする役廻りで関与している点、で両伝承が共通性をもつことに注意したい。以上の諸点に、前に触れた古事記にみえる「姨玉依姫」のイメージを想い浮かべることを許されるのではないだろうか。一般に本社の祭神は玉依姫とされるが、この玉依姫が「姨」として仕え奉まつた赤子こそ隠れた本来の祭神なのではないか。『東大社史』が祭神玉依姫の「相殿は古来神祕と伝ふ」とし、続けて「近世に至り、その一柱は鸕鷀草葺不合尊にましますと称せらるる」としたのも、宮三郎の老母(妻女)と赤子との関係を、記紀にみえる玉依姫と鸕鷀草葺不合尊との関係に仮託した結果なのではあるまいか。

次に、このような赤子(『海上郡誌』の場合はその母親)の顕現した地点として銚子高神磯が認識されている点では両者共通するが、『海上郡誌』の方ではさらに桜井浜が赤子の生誕地として認識されている点に注目したい。

この桜井浜を本社祭神の生誕地とする伝承は、『海上郡誌』など「うづぼ船漂流談」系の伝承のみならず、別系統の高神磯への寄石神体説話(松木氏は上総一宮玉前神社の縁起談の系統とされる)を述べる前記「略記」にも別伝として附記されている。すなわち古来二〇年ごとの高神磯へのお浜下り(大みゆき)とは別に、隔年ごとの四月八日に行われてきた桜井浜へのお浜下り(小みゆき)について、同社の神輿が桜井浜に渡御する際に「北風吹来て神輿を迎ふ、土人はを海神の出迎へ」の徴とし、また「此浜の汀神輿渡御の地に当社葺不合尊御降誕の地とて御産宮又御産水なといふものあり」とのべている。このほか今郡の郡光嗣家伝存の東大社縁起(無年記、成立は江戸前期か)には次のように語られている。康和四年高見磯海中より顕現した靈玉を「靈人」が之を携え、海上を桜井浜に走りいたり、同地



第17図 東大神と桜井浜



桜井浜と御産宮



に鎮座した。これを諸持村の境彦次郎入道が附近の「高陽地」に遷し、産水と号して潮を玉にかけて祀った。これが御産宮である。さらに彦次郎に霊夢があり、青馬郷八尾谷に遷宮せしめよとの神託があった。これが京都に奏聞され、惣社大明神の称号の勅許とともに同地に造替遷宮がなされたのだというものである。

本社の成立に関するいくつかの伝承が、このように共通して桜井浜を祭神生誕地としてのべていることは本社の成立を考える上で重要である。

この桜井浜は、宮本に鎮座する東大社のほぼ東北約二・八キロメートルの現利根川沿岸にある。その対岸は茨城県波崎町川尻地区で、この附近は往時鹿島灘に開口していた鬼怒川水系の河口部であったと想定される。地元の伝承では東大社の社地は元来は宮本ではなく、青馬にある代大神の社地に鎮座していたと伝える。その前方附近から東方に谷地が解析され、その下流がベキノ川（またはサワラ川）となって東流し、諸持から宮原と桜井の境界を流れて利根川に合流する。江戸時代にはこの川の用水は「王子水」とよばれていた（享保十・三・十四「連判証文之事」下桜井区有文書）。御産宮はこの小河川の河口近くの右岸で、標高五メートル比高一メートルほどの段丘上（字神出）に現存する。その東側は利根川まで氾濫原が続いている。その位置は旧河口部のかつての汀線にあると見てよい状態である。国道三五六号線のバイパスがその傍らを通過するが、これに沿う東南約五〇〇メートルの地点に銚子市営運動公園が氾濫原跡に設営されている。その東南端に利根川に東面して鳥居が建っている。その対岸が波崎町川尻地区である。一方バイパスと国鉄成田線および旧国道との間の段丘上に桜井の集落が展開するが、その中を流れるシモ川の由来については、祭神出産時の汚穢を洗い浄めたにちなむとも、また高見浦で顕現した霊玉をこの地で浄めたところその地から血色を帯びた泉水が流れ出したのにちなむとも伝える（『千葉県香取郡誌』）。また同地区の鎮守菅原神社（旧天満宮）の神体は、夫婦石で、子石を産み、子産石とよばれていた旨の記述が「下総名勝図絵」（宮負定雄著）に見

える。これらも桜井浜の祭神生誕地としての聖地性をかいま見せてくれるものだろう。

このように、海上を漂着した、ないしは海辺で誕生した赤子を海神の子、すなわち王子とみなし、神格視する古代の民俗信仰から本社が出発したものと考えられる。

以上、東大社の成立について、後世の縁起・伝承を素材にその一端を考えてみた。しかしその成立時期の点をはじめ、王子神を奉祀し、この地に勧請をはかった社会集団の問題、あるいは古代の同社の信仰のあり方など、原初期の東大社にかかわる問題点は多い。今後、考古学的な面、歴史地理的な面、さらには古代東国の史的動向の面から様々に検討さるべき課題として残しておきたい。

例えば王子神との係わりで東大社と熊野信仰との関連も今後の検討課題である。東大社と信仰圏が近接する現干潟町松沢の熊野権現の勧請伝承（宮貞定雄著「下総名勝図絵」所載）をみると、海からの寄り石を神体とし、また寄り石のあった海上三川浦へ一三年ごとのお浜下りを挙行するなどの点で、東大社の場合と共通性を多くもっている。しかし松沢熊野権現の勧請伝承には熊野信仰との係わりが、熊野神の神託による靈験談や熊野神官宇井鈴木榎本諸家による勧請談の形で、具体的に明瞭にのべられているのに対し、東大社の勧請伝承には、熊野信仰との係わりがほとんど語られていないという問題点がある。全国にまたがる王子神信仰の多様性を考えた場合、東大社の起源にかかわる王子神信仰と熊野系の王子神信仰とが直接結び付くかどうか、なお検討の要があるろう。ただし、東大社宝物の中に、断片ながら牛王宝印とみられるものが含まれている、また慶長四年五月九日に書かれた「廊之坊且那目安」〔千葉県史料〕  
県外文書篇三三号）に熊野三山の一つ新宮系の御師？廊之坊が安房下総両国で活動していた様子がうかがえるが、その活動地域として「いい田一圓」、「東之庄一圓」、「海上一圓」のほか「なめ川、小見川、やはき、（伏作）かんとり、（府馬）ふま、か（高神か）ふらき、（久賀）くか、（高神か）たわかみ」など香取・海匝地域が広くあげられている。これらの事実を考えると中世東大社の展開に

熊野信仰が何らかの影を落している可能性もいちは無視できない。

## 2 中世東庄の総鎮守玉子大明神

### (1) 玉子大明神から玉子大明神へ

中世の東庄町域は橋庄とも東庄ともよばれた荘園制下にあった（以下「東庄」と記す）。古代の昔からこの地に齋き祀られていたのであろう玉子（玉子）大明神は、中世にあっては、荘園制下の地域的結合の紐帯的役割を担っていたことが予想される。それは、近世にあっては同明神が「東庄総鎮守」とよばれた点からも推察される。

さて、東庄と玉子（玉子）大明神との係わりは歴史的にはどのように展開をとげてきたのであろうか。その手掛りとして次の点に留意したい。

同社にとって最大の意味を持つ神事に二〇年に一度の高神磯神幸がある。これが十二世紀初頭の康和四年（一一〇二）にはじまると伝えられている点はすでに触れた。またこれも同社の年中祭事の中で重要視されてきた秋九月の流鏑馬祭も康和年中にはじまると伝えられている（弘化三年流鏑馬祭神職連印書『東大社史』所引、本書六六三ページ）。このように同社の中心的祭事が共に康和年間にはじまるとする点は、残念ながら、同時期の史料による確認はできない。しかし康和年間前後の同社を取りまく周辺地域の状況を考えてみると、これらが康和年間に創始されたとみる説もあながち捨てられない面をもっている。

康和年間（一〇九九～一一〇四）前後の十一世紀末から十二世紀初頭にかけては天変地異が相次いで多発していた。

これは当時の公家の日記（「師通記」・「中右記」など）、あるいは史書（「扶桑略記」・「本朝世紀」・「百鍊抄」など）を通過しただけでも明らかである。例えば一〇九六年の嘉保から永長への改元は「天変」を、翌年の永長から承徳への改元は「地震」を、一〇九九年八月二十八日の承徳から康和への改元は「地震疾病」を、一一〇四年の康和から長治への改元は「天変」を、それぞれ理由にして行われた。この時期の人々の意識面に天変地異の多発が影を落していたさまがうかがえる。特に嘉保三年十一月二十四日畿内から東海方面を襲った大地震は、京の大極殿、奈良の興福寺や薬師寺を損壊せしめ、また近江瀬多橋を崩壊せしめたという。さらに地方にも被害は及び、伊勢・駿河など諸国は津波の被害に見舞われたようである。このとき伊勢国阿万津の民戸が地震による大波浪のため多数損失を見たと伝え、このような災害がその他の諸国にも見られた旨が記録されている（「中右記」同年十二月九日条、その他「師通記」、「百鍊抄」など）。この諸国の中に房総地方を含めて考えられないだろうか。そして康和四年四月七日堀河天皇の朝廷は「天変并世間不閑」を理由に未断の軽犯者四〇余人の臨時免の措置をとっている（「中右記」同日条）。偶然か否か、この日の翌日を、王子大明神の高神磯への最初の神幸が挙行された日と社伝はいうのである。

これらの状況から判断して、康和年間（ないしはその前後）当時に銚子海域を大地震および大津波が襲った可能性はかなり高いものと考えられる。そしてその際逃げまどう地域住民の間に、かつて高見磯から桜井浜を経て八尾岡に斎き祀られた海神の子王子大明神にすぎり、猛威をふるう海神をなだめんという気持が生じたと想像してもさほど自然ではなからう。そして住民の要請で王子大明神の神幸がなされた時にたまたま大津波が去ったことが、海神の子王子大明神の神威を地域住民に改めて認識せしめるにいたったと考えられないか。さて大津波が去ったあとと波打際に神秘的な玉石が残されたものと思われる。それを目にした時、人々はこれを海神の残し給うたものとみ、その玉石に海

神の靈威を見るにいたつたのであろう。このような信仰心理が、縁起に見えるような靈玉飛來の奇蹟談を生み出していったものと考えられる。住民に改めて認識されるにいたつた王子大明神の神威は、新しくこの玉石によって示現されることになった。王子大明神から玉子大明神への転換である。

## (2) 東庄総鎮守玉子大明神

さて、このように王子改め玉子大明神の神威が地域住民に改めて認識されるにいたつたであろうこの時期は、他方、この地域に新しい地域支配の体制が芽生えつつあつた時期でもあつた。中世の東庄という一つの荘園制の成立とまでいえずとも、その前提をなす地域再編成の展開期であつたと推定されるのである。新生を見た玉子大明神の神威はかかる新しい地域支配の体制の中に、地域結合の一つの紐帯として取り入れられていった。

一般的には、律令国家の地方行政組織である郡郷制は平安前期以降変質をとげ、いわゆる中世的郡郷制に再編成されていったと考えられている。これは各地域に成長をはじめた在地領主たちがその所領を形成していく過程で現象化し、新しく再編された中世的郡郷制は在地領主たちの支配基盤として所領化される。さらにそれらは彼らの権門勢家への寄進により荘園制に移行してゆくのである。

下総国の場合、このような中世的郡郷制への移行は十二世紀前半には峠をこえ、後半期にかけて在地領主らによる寄進地系荘園化が展開していったものと考えられる。今、東総地域（香取・海匝）に限ってみると第15表のような展開がうかがえる。



第15表 香取・海匝地方の中世的郡郷・庄園の展開

郡	郷 (和名抄)	時期					
		AD 1100	1150	1200	1250	1300	1350
香 取			長承 3 嘉保	仁安 2 大戸宮社領 神崎社領	建久 大須賀郷 香取神領 大戸・神崎	弘長元 文永 8 寛元元 寛元元	大須賀保 大戸庄 神崎庄
	城上郷 麻績郷 神代郷 三前郷 横根郷 須賀郷 船木郷			應保 2 木内郷 應保 2	文治 2 建久 建久 建久		木内庄 小見郷 松沢庄
海 上			保延 2 立花郷	文治 2 建久 文治 2 建久	寛元元 正應 6		徳治 2 上代郷 正和 2 桶庄等東庄
	玉作郷		保延 2 長承 3 千田	永暦 2 應保 2 千田庄 千田郡	建久 文治 2 建久 文治 2 王造庄		康永 4 北条庄

注 ●印は史料上確認または推定できる時点、名称は史料上の表記による。

ここに見える中世的郡郷の一つ立花郷が中世東庄の前身と考えられていることはすでに述べられている(本章第一節)。それと重複するが、立花郷の初見は保延二年(一一三六)のことで、この年十一月十三日庁目代紀季経すゑねが押書により同郷の新券に恣あつちしいままに署判を責取り、「牢籠を企うてた事件が持ち上がった。これは当時の下総国司藤原親通と千葉氏(常重・常胤父子)との間でくり広げられていた同国相馬御厨をめぐる紛争に附随する係争点の一つであった。久安二年(一一四六)相馬御厨をめぐる紛争は一応落ち着いたが、立花郷は引き続き国司親通側に拘留され、その後自在地領主化をめざしていった親通一族に伝領される

中で荘園に転じていったかのようである。しかし平安末期の荘園化の実相は不明のままに、鎌倉初期文治二年（一一八六）三月の下総国乃貢末濟庄々目録（『吾妻鏡』）では木内庄（第15表参照）とともに二位大納言家領の橘庄として見えるのである。

中世東庄の前身と目される立花郷のこのような展開過程を見たとき、康和年間前後の十一世紀末から十二世紀初頭の時期は、中世的郡郷としての立花郷の成立時期にあたると考えたい。その際その歴史的成立を担った在地領主勢力が、中世的地域支配を推進してゆくにあたり、地域既存の神祇信仰（王子大明神を対象とする）を自らの支配体系に包摂し、その神威を顕示するべく、ほぼ同時期に開始された玉子大明神の行事（神幸を式年行事化し（社伝では天永元年以降とする）、あるいはまた流鏑馬祭事を開創していったと考えられまいか。その後立花郷から橘庄（東庄）へと中世的な地域支配が進行するなかで、玉子大明神は東庄という荘園制下の地域結合の要として、すなわち東庄の総鎮守という地位を固めていったと考えられる。

### (3) 東氏と玉子大明神との関係

鎌倉幕府の成立後、橘庄の地頭領主として千葉介常胤の第六子六郎胤頼が入部し、玉子大明神とも一定の関係を結んでいったであろうことが推測される。

私見では、六郎胤頼が周知のような「東」という姓を名乗るにいたるのは、胤頼が入部して在地支配構造を築き上げて行くにあたり、東宮とも古称されていた玉子大明神（「東宮」の古称は前出の「略縁起」に所見）をその中に何らかの形で包摂していったことによるのではなからうか。また橘庄から東庄への庄号の転移もこれによるのではなからうかと推測する。

しかし、今のところ、鎌倉期の東氏と玉子大明神との関係を直接語る史料は皆無に近い。また東氏との関係を含めて中世の玉子大明神の存在自体と態様を直接物語る史料もわずしか存在しないのが実状である。そういう意味で、次にあげる史料は同明神の初見的史料でもあり貴重なものである。

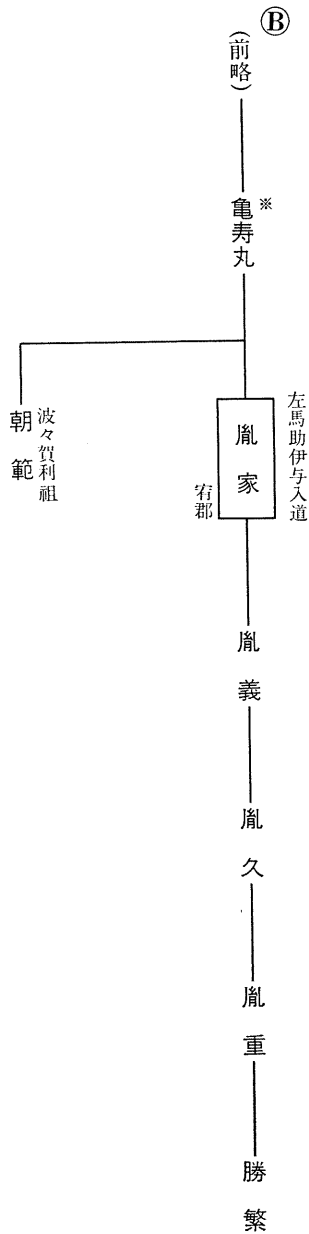
それは東大社に伝存する応永二十三年（一四一六）四月の年記の見える「宝函」の銘文である（『千葉県史料』金石文篇二〇。高さ二八センチメートル、奥行・幅ともに二〇センチメートル余の金蒔絵社殿様の函の左・右・後の三面に朱書されているもので、社殿修理および神体安置の宝函新造の趣旨および関与した人々を列記している。この銘文の原文は後掲の「東庄町の金石文史料について」に譲るが、これを通して中世の玉子大明神の信仰状況を少し検討したい。

これを見ると、応永二十三年玉子大明神の社殿修理と宝函新造を弁律師秀範という僧がもくろみ、有志者を勧誘・結縁けちえんさせて、その経費を負担させたことがうかがえる。秀範はいわゆる勧進かんじんひじり聖であったとみられ、また右側面の銘文の署名の頭書「郡」を地名とみれば、東庄内の郡郷（現在の羽計を中心とした地域）に何らかの所縁をもっていた僧と推察される。

第二に、このときの修造事業が秀範という僧を勧進元とし、また同社の社職のメンバーの中に一分阿闍梨源豪が供僧として加わっている点は、当時一般であった神仏習合の風の下に同社もあったことを示している。この点はこのとき大般若経が奉納されている点にもうかがえる。なお本社ほんしやの神宮寺のことは明らかではないが、『東大社史』によれば、宮本字坊屋敷が旧地で天文のころ「絶転」したという。

第三に、当時の同社が神主・大祓宜・太郎祓宜など七名の神職と一名の供僧からなる管掌制度を布いていたことが注目される。この規模は、当時の下総では香取神宮に次ぐものとみて過言ではなからう。ところでこれら神職の出自





祿宜をそれぞれ定め、官位を進める慣例のあったことが見えている。このことは飯田方あるいは上代方の領主東氏の諸族が中世のある時期に玉子大明神の祭祀権を神職として掌握したことをうかがわせるものである。

第四に、秀範の勳進に応じ、これに結縁した人々について検討したい。

まずこの修造事業を総括したとみられる二名の惣大行事がいる。その一人平憲胤については、『千葉大系図』をはじめ各種の系図類を参看すると(第18図参照)、東胤頼の孫胤方流の海上氏惣領の系統と考えられる。彼の父公胤を諸系図は、ほぼ一致して海上筑後八郎入道とするが、その名は、応永二十三年より四十二年さかのぼる応安七年(一三七四)に発生した香取神宮と千葉氏間の相論に關係して東六郎、東次郎左衛門入道とともに見えている(旧大祿宜家文書『千葉県史料』香取文書篇所収)。海上氏惣領としての平憲胤の実在はまず確實と見たい。

もう一人の惣大行事沙弥良悦については、諸系図上確認できない。しかし惣大行事の筆頭にあげられ、憲胤より上位に位置付けられている点などから判断して、この宝函銘に当然あってしかるべき東氏の惣領的立場にある者と考え

られまいか。

この銘文中の結縁衆の中で唯一人東姓を名乗る東左馬助胤家については、千葉大系図をはじめ流布する諸系図にはほとんど見えず、わずかに「鹿島當禰宜系図」（『統群書類従』所収）中に胤行の子泰行流の亀寿丸（他の系図ではここで途絶えている）に連接してみえている。この点なお慎重な検討を必要とするが、差当たってこの「鹿島當禰宜系図」に従って胤家の氏族的系譜を考えておきたい。すなわち、胤家は東氏の庶流としてこの応永の修造事業に結縁したものと云えよう。ただ結縁衆の中で何故胤家のみが東姓を名乗って記載されているかは不明である。

このほか宝函銘には宏照、昌尊、弘正らの名が見える。彼らも東氏一族ないしはそれに近い在地の者共と見てよろう。

以上、推測に推測を重ねてのことであるが、東氏の惣領および海上氏その他の庶流諸氏らのいわゆる国人領主層が中世の玉子大明神を現実を支える社会勢力であったと言えよう。

しかし、中世の同社を支えたのはそれだけではなかった。改めてこの宝函銘を見ると、次のような文言がみとめられる。この宝函新造が「庄内諸地王各願成就并土民安泰」を趣旨として行われたとある点である。文中の「地王」は、昭和五年刊行の『東大社史』の解説に従えば、本来は「地主」であったようである。現在所見の「地王」（『千葉県史料』金石文篇も同じ）は一点の部分の剝落によるものと思われる。とするならば、この「地主」は既述の東氏・海上氏など千葉氏庶流の国人系領主に相当すると考えられる。それと併記の状態で「土民安泰」が祈願されていることに着目したい。

このような観点で宝函銘を見ると、結縁衆の中に「惣庄内郷々助成合力諸人ホ各々」の記載があることに気付く。このことは「惣庄内郷々」の住民らの「助成合力」が中世の同社を支えるもう一つの力であったことを物語ってい

る。この点を次に見ておきたい。

#### (4) 玉子大明神の祭費負担

鎌倉末期の元亨二年（一三三三）前後、上代郷内の東六郎盛義の所領内に「香取王子租穀田」七反があった（「金沢称名寺文書」）。この香取王子社を即玉子大明神とするにはやや躊躇を覚えるが、仮りにこれに従うと、同社が東庄内の一郷たる上代郷から租穀を徴収し、その経営に充てていたわけである。同社がこのような租穀田を上代郷以外の各郷々にも設営していた可能性は考えられぬであろうか。また戦国末期の永禄四年（一五六一）正月七日、千葉氏の奉行が玉子大明神の造営費用を「三十三この氏子村々の大小を以、ひふんなくわり立おさめ」るよう東之庄村々の年寄中に命じている（飯田真也家文書、『旭市史』三卷）。この文書の表現自体にはやや疑問を感じるところもあるが、これも同社と東庄内郷々との関係の一端をうかがわせる。

ところで、近世にあつては、玉子大明神は「往古十二郷、中古より三十三郷と申伝ふ、今四十六か村」と称された東庄の総鎮守とみなされていた。ここにいう「往古十二郷」について直接語る中世史料はない。しかし次にかかげる史料は、近世に作成されたものではあるが、中世の玉子大明神と東庄内諸郷との関係を遺制として伝えるものである。前にも触れた本町今郡、郡光嗣家所蔵の同社の縁起で、題記はない。その中の高神磯への神幸行事に関する部分である（なお年記のないこの史料を江戸前期成立と推定する。その根拠の一つは文中で高神を高上見と表記している点である。この点は第六章第一節を参照）。

（前略）

御幸行粧

第二章 中 一世

神輿水引絹 御輿昇十二人着淨衣  
乘引布 青馬鄉人

一 獅子(マ)二 銚三 御曙四 柳五 御暮六 奉幣

七 神輿八 神主乘馬 長柄柄杓 絹包為持 九大 祢宜乘馬

十 太郎 祢宜 乘馬 十一 權 祢宜 乘馬 十二 平山 高部

大夫 乘馬 十三 上代 大夫 乘馬

右 定法 也

右 次惣 社家 次第 不同 乘馬

一 地頭 其外 十二 鄉 諸士 騎馬 供奉

一 十二 鄉 民 其外 近 鄉 民 思々 異 形 出 立 供 奉

宮 中 樣 粧

一 神 殿 之 四 方 荒 薦 敷 之

一 御 幸 通 薦 上 布 敷 之

社 家 江 助 力

一 神 主 江 乘馬 為 支 度 料 田 三 反 中 間 從 飯 田 城 主

一 大 祢 宜 江 乘馬 為 支 度 料 青 銅 一 貫 文 中 間 從 上 代 城 主

一 太 郎 祢 宜 江 乘馬 中 間 從 飯 田 城 主

一 再 申 江 乘馬 從 桜 井 村

就 御 幸 從 十 二 鄉 寄 府(マ)



- 一 阿玉八木貳石二斗  
布二端
- 二 上代八木七石一斗  
布一端
- 三 郡八木一石一斗六升  
絹一疋
- 四 諸持八木七石一斗五升  
絹一疋
- 五 (運) 齋八木一石七斗  
布二端
- 六 飯田八木三斗八升  
布一端五尺
- 七 平山八木四石三斗  
布一端半
- 八 (八) 小南八木三石三斗  
布二端
- 九 青馬八木三石三斗  
布二端
- 十 (十) 栗野八木三石四斗  
布一端半
- 十一 高部八木一石九斗五升  
布二端
- 十二 松谷八木一石九斗五升  
布二端
- 八木都合三十七石八斗九升
- 絹都合二疋
- 布都合十七端五尺

(以下略)

この文書内容で次の点<sup>①</sup>が注目される。

第一に、御幸の際の社家の衣服、乗馬の支度料が、神主・太郎祢宜に対しては「飯田城主」から、また大祢宜に対しては「上代城主」から、それぞれ助力されるとある点である。実は引用部分の前略部分で、中世にあっては「飯田從門葉一人神主職定進<sup>②</sup>官位、從<sup>③</sup>上代方大祢宜定進<sup>④</sup>官位」という慣例であったことが述べられている。加えて江戸期には最早「飯田城主」・「上代城主」は実態の存在しないものであったことを考え合わせると、上にのべた第一点は、応永二十三年の宝函銘にうかがえる「地主」(東氏系国人領主たち)が同社の神幸に対してもった中世的慣行の遺制であると考えられる。江戸時代<sup>⑤</sup>にあっては、例えば文化七年(一八一〇)の場合、神主の乗馬は下飯田村(飯田郷の内)、大祢宜の乗馬は溝原村(上代郷の内)から、太郎祢宜の乗馬は羽計村(郡郷の内)から出されている。

第二に御幸の経費が阿玉郷以下の一二郷から徴達されている点である。この一二郷が「往古十二郷」を指すと考へ

て間違ひなからう。この中で、例えば郡郷や阿玉郷や飯田郷などのように、近世にあっては、通称としてはともかく行政上は機能しない、中世の郷村がそのまま含まれている。この第二の点も、応永二十三年の宝函銘にうかがえる「惣庄内郷々助成合力」により中世の同社の経営が行われたことの遺制と考えられよう。

中世の玉子大明神は、地主たち（東氏・海上氏など）の信仰対象であったばかりでなく、庄内郷々の住民たちの信仰対象として尊崇されたのであり、その意味で同社は名実共に東庄総鎮守たりえたのであった。

### 3 妙見信仰の展開

中世郷土の神祇信仰として注目されるものに「妙見」の祭祀がある。中世村落の雰囲気をつとめる東総地方の村々の要地には、里人の守護神である妙見社が鎮座し、また千葉氏の支脈を称する旧家も数多い。これらの家々は、月星・九曜などの星辰紋を家紋とし、累代の刀剣や具足および伝来の古文書を保管しており、屋敷地背後の台地には戦国時代の城跡が遺構を止めている。

両総一帯を活躍基盤とした中世の千葉氏族は、妙見信仰の伝承と史実を伝える武士団であった。この千葉氏が、古来信仰を捧げてきた妙見菩薩は、北極星・北斗七星を神格化したもので、国土を守護し災厄を除く現世利益の仏天であると伝えられ、密教では大雲星光菩薩とか、北辰菩薩ともいわれ、特に北斗七星には国土安穩・寿福円満・国王保護の神威が宿るとされ、七星中の「破軍星」は武士の戦勝祈願の星として信仰される要素を含んでいた。いうまでもなく、北極星・北斗七星は方位を知らせる重要な星であるが、この妙見信仰は信濃から北関東にかけての牧場地帯に

多くみられるもので、いわば牧人の信仰であったといわれている。

この妙見信仰と千葉氏の由緒については不詳であるが、『千学集抄』や『妙見実録千集記』などの妙見縁起書によれば、承平元年（九三二）平良文が上野の染谷川の合戦で敗北した際、妙見が示現して危機を救ったと伝えられ、以来、良文流平氏の「弓きゅう・箭やせん神」として信仰されるようになったとされる。このとき、童子となって示現したのは上野国七星山息災寺（群馬県前橋市内）の妙見尊で、良文以来、古代千葉氏によって各地に勧請された。

古代以来、両総の丘陵地帯はいたるところに馬の放牧場があり、千葉氏の一族はここを開発して領主となり、その所領には必ず妙見社や星の宮が祀られている。房総半島には約一八八社の妙見社が存在するが、下総地方の場合、全体の六九%を占める一三〇社が集中分布している。とりわけ、千葉六党の活躍基盤であった印旛・香取の二郡には七六社と多く、下総全体の五八%を占めて、成田市一五社、佐倉市一二社、佐原市五社といった状況である（伊藤一男「妙見信仰の地方的展開」『妙見信仰と千葉氏』昭和五五年）。千葉氏の本宗家の守護神たる「千葉妙見社」（現在の千葉神社）の場合、良文が承平三年（九三三）下総海上庄に勧請したものを、大治元年（一一二六）に千葉介常胤の父常重が千葉郡池田郷に移したものであると伝承される。

さて、東氏一党の勢力圏であった東庄・木内庄・三崎庄には、忠常以来の大夫妙見をはじめ、約一九社の妙見社が鎮座している。いずれも東氏庶流が守護神として勧請したものと考察される。第16表は東庄町内における妙見社・星宮および勧請地と推定される場所であるが、以下、若干の考察を加えてみたい。

第16表 東庄町の妙見社

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ① | 妙見神社—窪野谷字平台（妙見台）・称大夫妙見       |
| ② | 千葉神社—東和田字北垂（和田城跡妙見台）・石祠・妙見縁起 |

- ③ 星宮神社―粟野字八重崎(粟野城跡)・武人像あり
- ④ 妙見様―羽計吉祥院・懸仏
- ⑤ 星宮神社―石出地区
- ⑥ 妙見―舟戸字妙見なる地名あり・妙見社があったと伝えられている。
- ⑦ 星宮神社―森山字下飯田(下飯田に星宮三社あり現在是小見川町)
- ⑧ 妙見堂―森山字岡飯田(芳泰寺境内)・現在焼失

(東庄町史編纂室調査)

東庄町内における妙見社の分布は、推定地も含めて六社を数え、その多くは中世城跡との関係において捉えることができる。例えば、①の大友妙見社は平忠常の本拠と推定される中世台上館跡(大友字政所台)、②の東和田妙見社は、<sup>か</sup>代氏累代の拠城たる和田城跡、③の粟野妙見社は粟野砦跡、④の羽計吉祥院の妙見社は羽計砦跡など、一方では⑦の星宮神社と芳泰寺妙見堂(⑧)と東氏の牙城たる森山城跡など、妙見社と在地土豪層の居館との位置関係を示している。また東庄町内には、⑤の石出地区の星宮神社、⑥の舟戸地区の字名「妙見」などが存在しており、いずれも中世の東氏に関連する祭祀であるものと思料される。いずれも、祭祀・勧請の由緒については不明であるが、かつては村落単位に妙見社が存在しており、東氏の流れを汲む在地武士が村々に祭祀共同体たる「衆」を形成していたものと考察される。

また、東庄町内には中世前期のものと推定される「妙見菩薩尊像」(木彫)が存在し、この木像は東保胤家の伝蔵品であるが、現在は町役場に保管されている。妙見像には、武人像・童子像・僧形像などあるが、東家の木像は僧形に属するものと考えられ、玄武を踏まえた尊像は約五二センチメートルを測る立派なもので、右手に剣を構えているのが特徴である。現存する妙見像の中でも、像形・刀法ともに具内屈指と思料され、伝承経過は不明ながらも文化財



東氏所蔵「千葉大系図」の一部分

的評価は高く、中世千葉氏の妙見信仰の雰囲気を如実に示す逸品である。なお、この妙見像を今日まで伝蔵した東保胤家は、千葉六党に連なる東氏の流れを汲む旧家で、近世の写本ながら『千葉大系図』など数多くの中世文書・系譜類を保管しており、その整理・解説がすすむ中で、千葉氏の歴史もより具体的になるものと期待されている。

## (二) 諸信仰の動向

平安後期から鎌倉期にかけて、日本の仏教界は大きな転換をとげた。天台宗や真言宗など既成の仏教に抗して、いわゆる鎌倉新仏教の諸派が登場し、互いに競い合いつつ、宗勢を拡大していった。しかし中世にあって天台・真言など旧来の宗派の活動が全く色あせてしまったわけではなかった。

中世における東庄地域の場合も、鎌倉新仏教（特に浄土宗と禅宗。浄土真宗と日蓮宗はほとんど影を見ない）の波及もさることながら、天台・真言など旧仏教勢力があなどりがたい勢力を保持していたようである。このような傾向は現在の東庄町内の寺院の宗派別分布にも投影されているといつてよいであろう（第17表参照）。

第17表 東庄町所在の仏教関係の宗教法人18か寺院の内訳  
(昭和40年調査)

宗	派	寺院数
真言宗	智山派	11
同	豊山派	3
浄土宗		2
禅宗	曹洞宗	1
同	黄檗宗	1

それでは、中世の東庄地域において、実際にどういう動きが展開していたのか。以下において、いくつかの郷村での状況を見てみたい。

## 1 上代郷の場合

すでに述べられているように、元亨元年（一三三二）六月二十二日東六郎盛義の所領三分の一が鎌倉將軍家より金沢称名寺に寄進された。これにともない東庄上代郷

惣田数八九丁一反半の中にあつた盛義の所領も分割され、同二年その三分の一は称名寺領へ、残りが盛義の手に引続き留保された。

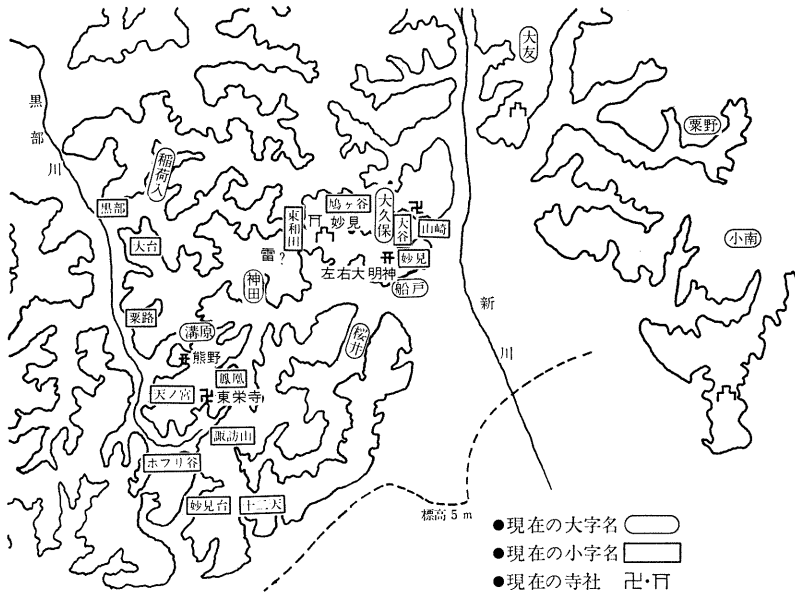
この時盛義の手に残された上代郷内の所領構成を物語るのが、同二年二月二九日東盛義代官盛信知行配分注進状案（『千葉県史料』県外篇）である。この記載内容の中で、今注目したいのは、一三筆六町三段におよぶ「神田」一覽の部分である。その概要は第18表のとおりである。

これらのうち散供田（錢・花・米などをまき散らして仏供養を行う散供の用途にあてる田）を除くと、いずれも

第18表 元亨2年東庄上代郷内地頭東盛義方の神田一覽

	社寺名	面積	領作人
(1)	左右大明神	8反	宮 仕
(2)	雷	2反	七 郎 三 郎
(3)	大 宮	2反	孫 仲 太
(4)	天 宮	2反	四 郎 二 郎
(5)	妙 見	5反	佐 度 律 師
(6)	法 王	2反	行 智
(7)	十 二 天	2反	彦 太 郎
(8)	諏方大明神	1町1反	は う り
(9)	泉新権現	3反	
(10)	溝原寺	1町4反	
(11)	散供田	2反	大 夫 三 郎
(12)	香取王子	1町	う つ ほ 入 道
	租 穀 田	(2筆)	
計	13 筆	6町3反	

（『千葉県史料』県外758号、なお）  
（同所収写真版で補正）



第18図 中世上代郷関係図

特定の社寺にかかわるものであるが、そのうち香取王子は玉子大明神と考えられるので、結局上代郷内の社寺は十を数えることになる。これらについてそれぞれ表の順により若干の検討を加えてみたい。

(1) 左右大明神

現在も舟戸地区背後の丘陵上に鎮座する古社で、江戸中期延享三年に記述された「上代郷総鎮守左右大明神来由社伝」(干潟町桜井 上代光祐家文書)によれば、祭神は伊邪那岐・伊邪那美の両神で、この陰陽二柱の大神を祀る故に左右大明神と称するとも、あるいは上代郷六箇村(現干潟町溝原・桜井、現東庄町神田・和田・舟戸・大久保)なしいしは上代郷八箇村(寛文年中、榎海新田成立後に開村の萬歳・関戸を加える)の郷中総鎮守なるを以て総明神と称するとも伝える。また白鳳十二年(六八三)社殿修造後、平忠常、千葉氏、東氏が同社修造にあたり、天正十五年(一五八七)には森山城主東大膳大夫棟胤が修造を行い、あわせて神田村内田地三段を寄附して流鏑馬祭祀料としたなどと伝えている。

元亨二年（一三三三）二月二十九日の注進状は同社に関する初見史料であるが、また正慶元年（一三三三）八月二十九日院主代僧賢栄田嶋等注文（『神奈川県史料』中世篇、後述）にも、「左右御宮山野」について、金沢称名寺と推察される領主への注進がなされている。

以上二つの文書を通して、鎌倉末期ごろ左右大明神が神田八反歩および山野を有し、かつ宮仕という社司を有して経営されていたことがわかる。また同社の神田八反歩は地頭東氏の所領内とされ、一方、山野は金沢称名寺と見られる別の領主の支配下に置かれた事実が知られる。このことは、地頭東氏あるいは称名寺の、在地の神祇信仰に対する掌握が必ずしも十分でなかったことを物語っている。換言すれば、当時の左右大明神は、東氏あるいは称名寺の領主的支配体制とは別個の独自の地位（上代郷という中世的地域共同体の精神的紐帯＝郷中総鎮守）を築いていたと考えられる。このことは同宮の地理的位置が上代郷中央部の丘陵上を占め、かつその丘陵部は、「大窪寺三分之一」（称名寺領か。後述）が展開する現大久保および舟戸地先の谷地と地頭東氏所領の展開する舟戸川の谷地との間にあることから推察されよう。

## (2) 雷

これを天神とみなして現干潟町溝原字天神台を遺称地とする説もある。この立場に立つなら現干潟町桜井に鎮座する天神社も想定されてしかるべきであろう。しかし私見では、文化年間作成の神田村明細記（稲荷入 上代克己家文書）に見える同村四郎兵衛居屋敷内の、古来より「雷大明神」または「雷山」と称されていた一角をあてたい。ここは舟戸川の谷地の奥部を眼下にした尾根の上で、同書によれば「上代郷中巻番高キ処にて……大松式本椎壱本古キ石壺（在之宮無之）」き有様であった。ところが文化二年（一八〇五）から翌年にかけて異常濁水に見舞われた際村民たちはこれを雷石あるいは雷電石とし、これを神体として雨乞を行い、奇跡的な降雨に遭遇した結果、文化四年六月、村中



願主にてここに石宮一社を建立したと記している。しかし現在石宮は確認されていない。

(3) 大 宮

現在これに相当する社(祠)を見ない。ここでは一応現千潟町溝原地先の小字「大台」を遺称地としておく。またこの宗教的性格は不明である。

(4) 天 宮

現在これに相当する社(祠)を見ない。しかし同前溝原地先に小字「天宮」が確認できる。またこの宗教的性格も不明である。ただその立地は標高五〇メートルほどの丘陵頂上部で、名称からも何らかの天上神にかかわる社(祠)であったと推測される。

(5) 妙 見

千葉氏一族の守護神として千葉氏系諸氏族が尊崇したものであることは言をまたない。東氏が地頭として入部した際にその手で勧請されたものであろう。現在、東和田字北垂の中世砦址に妙見祠が祀られている。しかしこれとは別に舟戸地先に小字「妙見」が、また溝原地先にも小字「妙見台」があり、どちらも決しがたい。

(6) 法 王

現在これに相当する社(祠)を見ない。しかし溝原地先に小字「鳳凰台」があり、遺称地と考えられる。ただしその宗教的性格は不明である。

(7) 十二天

現千潟町桜井地先の小字「十二殿」から同溝原地先の小字「十二天」にまたがる地域に比定される。この地域は舟戸方面に開口する桜井の谷地の谷頭の丘陵上に位置している。往時東氏歴代の墓所と伝える十二の塚があったという

が、大正期にはすでに原形を留めていなかったという（『千葉県香取郡誌』）。

ところで十二天とは仏法の守護神のことで、梵天（天）、地天（地）、日天（日）、月天（月）のほか、半直角ずつに割当てられた方位を守護する帝釈天（東）、火天（東南）、焰摩天（南）、羅刹天（西南）、水天（西）、風天（西北）、毘沙門天（北）、伊舎那天（東北）の八天からなる。特にこれらは密教において重視された。あるいはここは密教の十二天供の修法を行う霊場であったとも考えられる。

(8) 諏方大明神

溝原地先の小字「諏方（訪以下同じ）山」に比定される。現在この地に墓地があり、その中に大日塚があり、二基の石仏（いずれも近世のもの）をまつる。その裏手が諏訪大神の跡地で、同大神は明治初年に熊野神社に合祀されたといふ（千鴻町溝原菅谷敏夫氏談）。この地点も東西に谷頭が迫る丘陵上に位置する。

嘉元三年（一一三〇五）十二月の氏名未詳証文（『千葉県史料』県外文書篇）に「諏方□うり」の名が見え、元亨二年（一一三二〇）の注進状に神田一丁一反歩を有したとあることを考え合わせると、中世の諏方大明神は左右大明神に匹敵する社だったとも考えられる。なお同地西方に黒部川最深部の谷地がのびるが、その一角に「ハフリ谷」の地名が確認される。諏方はうり（祝）との関連が考えられる。

(9) 泉新権現

溝原のほぼ中央部、小字「馬場」地先に鎮座する熊野神社をあてる説がある。この附近も東西の谷地にはさまれた丘陵尾根部である。この社（祠）が黒部川に流下する湧水地点に斎き祀られた神であろうことは名称および立地から十分察せられる。

(10) 溝原寺

溝原にある天台宗東栄寺の前身であろう。同寺の秘仏木造仏聖観音像は行基の作と伝えるが、定朝様式の平安後期の仏像として県指定文化財になっている。また江戸期にあつては、いわゆる「上代八か寺」(桜井村西光寺、神田村円満院、同満蔵院、同薬師寺、同観音寺、和田村慈眼寺、同東光寺、船戸村神前寺)や溝原村華蔵院などの多くの末寺を有し、寺勢を誇っていた。

地勢上、同寺は黒部川水源の谷地の最奥部(諏方山と谷頭を同じくする)に位置し、その本堂裏手の崖先に湧水があり、かつては同寺護摩堂の修行者の「行井戸」に供されていたという(同寺住職談)。

このような溝原と東栄寺について、安政年間に書かれた「東荘志」は次のように記している。

溝原村は小見川耕土の谷ッ頭なり。谷ッ頭の崇ると云は八ッ頭の唱なれば、八岐の大蛇を怖るゝ心なるべし。谷ッ頭の崇を防がん為ニ行基菩薩東栄寺を建立すと云へり。是東栄寺小見川耕土第壹の谷ッ頭なり。水の元成る故に水原村と云。原は元と云字なり。水元村なり。千葉家記録に水原村とあり。是本名なり。何の頃溝原村とは改めしや(巻之四)。

この記事はいろいろな示唆に富んでいる。黒部川の水源地である溝原の谷頭(やつ)をえらんで東栄寺が開かれたこと、また行基開基の伝承をもつ点などに注意したい。現在黒部川流域の山田町・小見川町には天台宗寺院が多く見られ、また行基にかかわる伝承(例えば行基一木造りの六観音信仰など)がある。これらの濫觴らんしょうを開いたのが溝原寺だったのでないかと推測する。

以上検討してきた元亨二年注進状に見える諸神社(祠)の推定地点を地図上に示すと第18図(前掲)のようになる。一見すれば明らかなように、これらの神社(祠)は、左右大明神を除くと、東西から入り込んだ複雑な谷地の谷頭部、あるいは谷頭を眼下にする馬の背状の丘陵縁辺に位置している。すなわち西北流して小見川方面へ流下する黒部川の水源地域と他方東の舟戸方面に開口する通称舟戸川の谷地の水源地域の分水界にこれら神社(祠)は立地している。

なかでも雷、天宮、十二天、諏方大明神、泉新権現、溝原寺などは、前述したところからも言えるように、その信仰的機能が、農耕に不可欠な水を天から受けとめ、分水界の両側に配り流す水分神的なものであったと推察する。あわせて中世上代郷内のこの一角にこのような神仏が濃密に集中していたことから、この地域が山岳霊場的な特殊な地域であったことを思わせる。

ちなみに溝原寺（現東栄寺）の下流に展開していたとみられる上代郷内黒部村（東庄町稲荷入地先に「黒部」の小字名が伝わる）の在家注文（年記不明、『千葉県史料』県外文書篇）によれば、合計一二の在家のうち、文書上に見える六在家は、「かうしん房」・「そうしん房」のような房名のもの二名、「うつほ入道」・「五郎太郎入道」のような入道名のもの二名がしめ、また「性仙」を含めると、出世間者とみられるものがほとんどを占めているのである。この地域の宗教性の濃密さをうかがわせる。なおこれら寺社（祠）の合計六町三反におよぶ神田の実際の所在地は不明であるが、近世の神田村（現東庄町神田）の地名は、その一帯が、このような中世諸神社の神田が集中していた地域であったこと由来しているのではあるまいか。

このほか中世の上代地域には、史料上二・三の寺院が存立していたことが知られる。

一つは南北朝期に金沢称名寺に縁故を持った勝福寺である。これについては小南郷の箇所であらう。

もう一つは「大窪寺」の存在である。康永二年八月四日足利尊氏御教書は、金沢称名寺雑掌の申請をうけて「東庄内上代郷并大窪寺田畠参分一地頭職」に対する東弥六、同七郎らの濫妨停止を命じている（『千葉県史料』県外文書篇）。

この大窪寺参分一地頭職にかかわるものとみられるのが金沢文庫文書の正慶元年八月廿九日院主代僧賢柴田畑等注文（『神奈川県史料』中世篇三〇一九号）である。従来ほとんど知られていないものなので全文をかかげる。

一 此内三分老分

田参町伍段小内

〔小大伴河辻下

式段同所 妙観

式段ホソ田 淨妙

式段水田 又二郎

式段小河ナカマ淨妙

式段小河尻 藤五三郎

〔七〕  
式段大苗代町

式段小山崎

式段小足洗

大南船津

式段同所 仲三

大駒橋下

〔 〕  
式段小河

大フナツ

大霞作

〔六〕  
陸段小犬井屋

式段四段田

大寺崎スエ

小蒲菅小田

大田仁保

都合参町伍段小、此外小田式所南船津一斗四升

左右御宮山野一方分

在家伍字内

壹字畠壹町小 道教房

壹字畠新畠壹段 藤五三郎

壹字畠柒段小 平太郎入道

壹字畠式段 次郎太郎

壹字畠陸段半 平太次郎

第五節 中世郷土の文化

畠式段小

孫次郎

平次太郎

畠式段小

徳妙作

都合參町捌段三百歩

此内壹段三百歩者堀内仁タテカウル所也

一 左右御宮山野并犬井屋山野所残なし

一 湖老所西端ヨリ藤太郎田ノ尻  
藤五三郎大田ノ堺フカキル也

右、注進如件

院主代僧賢榮(花押)

正慶元年八月廿九日

これを当時の東庄の莊園体制の中にどう位置づけるかはなお不明な点が多いが、差し当たって次のような点を確認しておきたい。

冒頭の「田參町伍段小」の所在地の中で「大伴」は現在の大友、「犬井屋」は現在の舟戸字犬谷、「山崎」「足洗」も舟戸の小字としてみえ、「フナツ」または「船津」は現在の舟戸であろう。これらに「左右御宮」を考えあわせる。この注文に見える田畠山野湖が、現在左右大神のある丘陵部の先端周辺部から北へかけて、東和田へ入る谷地および大友・窪野谷へ入る谷地の谷口にはほぼ集中していることがいえる。現在の大久保地区にはほぼ合致することの一端は、また「大友河辻下」、「河ナカマ」、「河尻」とあるように、現在の新川(大堺川)が旧樺海に流入していた河口あたりで、附近に「駒橋が架かり(現在「大橋」、「橋本」、「駒形」などの小字がある)、さらに船津すなわち港津の発達していただきまがうかがえる。この一帯が交通の要衝だったとの推定も成り立つ。その一角を占める「寺崎」は寺院の所在地にちなんだ地名であろうが、この寺が「大窪寺」であったと考えられる。もちろんこの寺の開山の由来、属する宗派

などは不明である。が、ただ現在大久保にある曹洞宗東徳寺との間には何らかの関連が考えられる。なお東徳寺については『千葉県香取郡誌』などは建保六年（二二八）東胤頼の再興とするが、定かではない。その史料上の初見は、無年記八月二十六日千葉胤富判物（『千葉県史料』県外文書篇）であろう。その中で戦国末期千葉介胤富が「東徳寺と薬師堂之伝馬」差出しを催促している。これからも同寺が中世存立の寺院であったことは確実であろう。また享保十七年（一七三二）に奉納された東徳寺梵鐘銘には、開山尊庵堂大和尚とし、その時期は二百余年前としている（『東庄町史編さん内部資料』2）。これに従えば、禅利としての東徳寺の開山は十六世紀初めごろと考えられる。

## 2 平山郷の場合

安政年間に書かれた「東荘志」に次のように記されている。往古平山に四ヶ寺があり、沓ヶ寺は須賀山へ移って西光寺に、沓ヶ寺は貝塚へ移って来迎寺に、沓ヶ寺は岡飯田へ移って芳泰寺に残る沓ヶ寺は平山に止まり浄光寺に（但し平山の内で字落の辺田から現寺台に移ったと伝える）、それぞれが展開をとげた、とある。この四ヶ寺はあわせて平山寺ともよばれたようで、平山寺は平常将の建立、また芳泰寺は東胤頼あるいは同胤富（千葉）の開基、来迎寺は明恵上人の開山などといった伝承が附加されて記述されている。これらの伝承については、今確認する術はないが、次の点は最小限言えると思われる。すなわち芳泰寺を除き、他の三ヶ寺はいずれも阿弥陀如来を本尊とし、現在の宗派も浄土宗に属するなど、平山寺が浄土信仰の系列下にあったと見られる点である。このうち貝塚来迎寺について「東荘志」は「平山の夏見の堂、元と来迎寺の屋敷なりと云り<sup>(1)</sup>。この堂本尊秘仏にて来迎寺住持一代沓度御開扉ノ古例」とのべ、幕末期になお来迎寺の基となった寺堂の残っていたことを伝えている。しかし現在は「念仏堂」という小字

名にしか痕跡はうかがえない。

ともあれ中世のある時期に平山を中心に浄土信仰に根ざした信仰集団が寺堂を構え、さらに須賀山・貝塚・岡飯田など中世東庄の、特に西部地域に教線を拡大していった動きが存在したらしいことがうかがえる。ただし岡飯田の芳泰寺が、平山寺から移したと伝える十一面観音を本尊とし、宗派も現在曹洞宗に属するなど、浄土信仰とは異質な在り方を示している点、あるいは平山の字落の辺田にあった旧浄光寺屋敷跡に妙劔宮(見)が祀られてあった点(東莊志)などからすると、平山寺中心の浄土信仰には雑修ざっしゅう的傾向が強かったことがうかがえる。

さて、中世平山における浄土信仰の具体相を示すが現在同区公民館のある旧密藏院薬師堂前の墓地に残る下総板碑である(『千葉県史料』《金石文篇》)。



右志者□□  
(蓮 座)  
阿弥陀佛

一周忌秣比丘



(蓮 座)  
尼敬信逆修  
也康曆二年  
庚申四月日□□

康曆二年(二三八〇)は南北朝時代の初期にあたる。文中「□阿弥陀仏」なる人物の一周忌供養のためと比丘尼敬信の逆修(生きていいうちに、あらかじめ自分のための仏事を営み、冥福を祈ること)のため、この碑が建てられた趣旨がわかる。また上掲の種子に阿弥陀如来を示すきりくと金剛界大日如来を示すばんの二種が見え。関係者の信仰相がうかがえる。



平山を中心としたこのような浄土信仰の展開が何に由来するかは明らかではない。あるいは現千潟町鐮木の光明寺を足場とした浄土宗三祖然阿良忠の鎌倉中期の布教活動と結びつくかもしれないが、今は不明といわざるをえない。

なお中世東庄の一角を占めた現小見川町下飯田の浄土宗西音寺は然阿良忠を開山と伝え、また鎌倉光明寺、總州鐮木光明寺などとともに、良忠が「梵字」を建てたと伝える四十八所の中にその名が見えている（『浄土伝灯総系譜』上）。

### 3 小南郷の場合

永徳二年（一三八二）閏正月二十八日、鎌倉府から円覚寺に対して小南郷を料所として、当年より一〇年間預け、その間の年貢徴収の沙汰を円覚寺にゆだねている（『千葉県史料』県外文書篇）。これは応安七年（一三七四）十一月二十七日焼失した円覚寺黄梅院の再造営料所として小南郷が充てられたものと見られている（『円覚寺史』）。小南郷と円覚寺との関係は、史料上これ以外には見えず、また同郷が円覚寺料所であったのは、実際には翌年十二月までの二年間弱だったようである（永徳三年十二月二十日鎌倉御所氏満寺領寄進状、『千葉県史料』県外文書篇）。これらから考察すると当郷への臨済宗円覚寺の勢力波及はさほどではなかったものと考えられる。ただ現小南の真言宗蔵福寺の寺伝（同寺蔵天明元年記の「蔵福寺開起」東庄町史編さん内部資料、1所収）には、弘安九年（一二八六）東盛胤が円覚寺開山無学仏光禪師の弟子歛了禪師を此地に請て開山し、当時は「円覚山歛了坊」と号したと見えている。すなわち当初は臨済宗の寺院であったことがわかるが、その後享祿元年（一五二八）長了法印の手で真言宗に改宗されたとも見えている。今寺伝にいう開山の由来は、歛了禪師の存在ともども確認することは困難ではあるが、永徳二年の円覚寺への料所小南郷の付与の背景はおぼろげながらも推測出来よう。

永徳三年十二月二十日小南郷は鎌倉御所足利氏満により「勝福寺」に寄進された（前出）。この勝福寺があるいは現蔵福寺につながるかも知れない。ただし無年記閏七月十三日恵釵書状（『千葉県史料』県外文書篇）に、金沢称名寺あるいは下総東禅寺との関連で「上代勝福寺領」のことが述べられている点を考慮すると、勝福寺即蔵福寺説にも問題があり、この点の解明は今後の課題である。

#### 4 郡郷周辺の場合

「元和三年極月十五日下総国御柑子木数御帳」（谷本家文書『千葉県史料』諸家文書篇）に、香取海匝地方の諸郷村に所在した柑子ごうしの所在地と本数が列記されている。この柑子は岡飯田の谷本家が柑子坊として管掌し、毎年正月十五日と三月三日に江戸の將軍家に献上される慣わしであった。

ところで東庄内の諸郷村にも各数本ずつの柑子が植栽されており、それらを預ったのは、個人の場合もあったが、寺院・堂坊の場合も少なくなかった。今東庄町域に限ってまとめると第19表のようになる。

元和三年の史料に見える点から考え、これら寺院・堂坊が中世末には既に活動していたと見ることは許されよう。また地域的には、いずれも桁沼周囲および利根川沿岸方面に限られている。なかでも、こおり（現羽計）、今郡、谷津、鹿野戸、石出は、中世にあっては郡郷として地域的なまとまりを持っていた地域であった。したがってこの表には、中世末期の郡郷を中心とした利根川沿岸地域の信仰状況が何かしか投影していると考えられる。

さて、個別的に見てみると、石出の長福院と地藏院は後に地藏院長福寺となったようであるが、現在は東林寺と合併して真言宗林福寺を称している。今泉（現東今泉）の弥勒院は後に弥勒院妙藏寺となり、現在はさらに観音寺（由来

第19表 柑子所在調

郷 村 名	寺院堂坊名	本数
石 出	長 福 院	1本
	地 蔵 院	1
今 泉 〈現東今泉〉	東 光 坊	1
	弥 勒 院	1
今 郡	宝 蔵 院	2
谷 津	へんしゆ院 (遍照)	1
こ お り (郡) 〈現羽計〉	山 中 坊	1
	吉 祥 院	1
	福 泉 坊	1
か の と 〈現鹿野戸〉	西 之 坊	1
須 賀 山 〈現笹川〉	<sup>水内</sup> 文 殊 院	1
	おきの坊	1
	福 寿 院	1
平 山	みつ蔵院 (密)	1

院明細帳)、また本来は郡郷字慶阿弥に所在し、後に移転したと伝える(『千葉県香取郡誌』)。郡郷が枝郷鹿戸村(天正検地帳)を分出してゆく過程で郡から分かれ、最初は西の坊とよばれたものと考えられないだろうか(ちなみに鹿野戸は郡△羽計√の西北方にあたる)。

以上からみて中世の郡郷とその周辺のリ根川沿岸地域には真言系の勢力が濃密におよんでいた様子がうかがえる。

### (三) 上代の領主松平家忠と連歌興行

三河国深溝(現在愛知県額田郡幸田町)の領主松平家忠は、主君徳川家康が転戦するままにその陣に従い、小田原征伐後の天正十八年(一五九〇)八月、武蔵忍城(現埼玉県行田市)居住を仰付けられた。しかし忍城滞留わずか一年五か

月で、同二十年正月二十五日、下総国内に新知行地五〇〇〇石を与えられ、移動することになった。この時彼は日記〔家忠日記〕に新知行地の所在地を「小海川近所」と記している。小見川を小海川と誤記するあたりに、地理不案内の下総へ移住するに当たつての一まつ不安感がうかがえる。同二月十九日忍城を新城主に引継ぎ、舟で下総に向かった。「矢はき、かないと」を経て二十二日に上代に着いている。その後、三月九日、上総地方で四〇〇〇石余、上代近所で新たに八〇〇石余、計五〇〇〇石を与えられ、結局一萬石を領するにいたる。

以後、彼は文禄三年（一五九四）正月上代から小見川に移るまで、上代の領主としてこの地域に臨んだ。もっとも江戸に近いこともあり、また普請を得意とした彼は江戸城などの普請に関係して、しばしば江戸におもむいている一方かなりの期間を上代にあって過していた。

上代にあっては、自己の城館構築、検地の施行、年貢徴収、盗人検断、江戸への兵糧米送達、朝鮮出兵にかかわる軍役徴納などにあたり、領主としての忙しい日々を送っていた。

しかし、その一方で彼は、家臣をはじめ上代のあるいは近郷近在の者たちを相手に連歌に打興する日々もあった。上代における彼の連歌興行は、彼が上代へ入部して一か月もたない天正二十年三月十五日の側近玄佐の発句による祈禱連歌を初見として、文禄三年正月、小見川へ移る直前までの約二年間に四九回に及んでいる。上代における彼の実際の滞留期間を考えると、相当の頻度と考えられよう。この間、とにかく連歌には熱心で、佐倉に滞在していた吉祥寺朝意（生没年不明）や相馬の梅遊（生没年不明）などの連歌師を上代に招いて接している。特に文禄二年八月には朝意を介して連歌界の第一人者京の里村紹巴（しやうは）（一五二四〜一六〇二）の「聞書之新式目」を手にし、同閏九月には京の紹巴のもとに自らの「獨吟之百韻発句付句」を届け「点取ニつかはし」ている。いわば自己の作品に対する紹巴の評価をおおいでいる。この分については同年十二月、紹巴から二六句が点取り（高い評点を与える意か）という結果で上

代の家忠のもとに戻されたが、これらにも彼の熱意のほどがうかがえる。

ところで、家忠が上代に入部した直後の五月十一日の条に次のような記事が見える。

祈禱候、当所薬師坊主、会下へ参候

留守中に作候家ぶき候

入部直後の彼は居館未完成の当初「会下<sup>えげ</sup>」を仮住いとしつつ、当所薬師坊主に祈禱してもらうなど、在地との接触の度合いを深めていったことが知られる。「会下」が主に禅宗系寺院をさす通念に従えば、彼が当初仮居したのは上代郷内大久保の現曹洞宗東徳寺であった可能性が大である。その後彼は上代滞留中にしばしば会下を訪れ、時には「法門聞」に参し、あるいは「定座へ参」しるなど、当寺との接触の度を深めている。またここに見える薬師坊主に該当すると見られる教伝の住居で、入部当初の家忠はしばしば連歌を催している。そういう席で詠じた彼の発句には、例えば次のようなものがあった。

五月雨は雲かさなりて雲(ママ)もなし

遠山に見てさへ涼し滝津波

夏の夜(ママ)はたゞ三日月の入さ哉

空にちかき秋や川上飛はたる

なお薬師とは、日記の別の箇所「薬師堂東光寺祈禱候」(文禄三年正月十一日条)などに見えるように、東光寺附属の薬師堂をさすものと思われる。東光寺は江戸時代天台宗寺院として上代和田村内に実在した寺院である(同村「明細記」)。旧寺地は和田砦跡南の直下と伝えられるが、現在は跡を留めない。

このように上代にあって家忠が接触を深めていった東徳寺と薬師堂(東光寺)は、それ以前にあってはともに戦国

期千葉氏とのかかわりの深い寺堂であった（『年未詳千葉胤富判物』『千葉県史料』県外文書篇）所収。

このほか家忠は、その上代滞留中に、鹿島への参詣をはじめ、くわんしゅう本光寺（所在不明）、阿玉観音（現阿玉川の観音堂か）、貝塚来迎寺など、近郷近在の寺社との接触を重ねている。この点でもう一つ注目されるのが、上代郷内の「当社」への接触である。入部直後の天正二十年（一五九二）六月二十五日「当社」にて家忠は連歌を催し、側近正佐の発句「神やうへし清く涼しき庭の松」に「夕たち風になひくしらゆふ」と付けている。また同時に神領田老反を当社に寄進している。同年九月十五日には彼の息女お赤のおこり病（やま）の治癒祈願として「当社」へ発句を奉納し、同二十五日には治癒奉謝の発句を奉納している。さらに翌文禄二年（一五九三）六月十五日には「当社」で法楽連歌（ふり）二付を行っている。これらに見える「当社」を上代郷の鎮守左右大明神と想定しても間違いはなからう。

中世において社寺への連歌奉納が地域住民たちの社寺に対する信仰心情の発露を意味していたことを考えると、入部直後の家忠が在地の社寺との接触を連歌の興行を媒介に深めていく姿勢には、新領主が在地支配を展開してゆくにあたっての政治的配慮（い）と人心収攬策を読みとることができよう。

さらに、上代における家忠の連歌興行のもう一つの側面を見ておきたい。

彼が入部当初に行った連歌は、家忠と彼に随伴してきた家臣たちのグループのものが多かった。ところが入部半年後の天正二十年十月二十四日「かいつかの神角助」なる者から「一折連歌興行候はん由」申来った。これを受けて翌日家忠は角助の許へ発句をつかわし、二十八日には家忠は神角助の許へおもむき、連歌を行っている。この時相馬殿ともよばれる梅遊が同席している。こえて十一月十日角助が梅遊（相馬殿）を伴い、家忠を訪ねた。その際も持寄之連歌を挙行している。

ここに見える神角助との交際は天正二十年九月九日、音信と水鳥一〇羽、柿一枝をたずさえた角助の使者をむかえ

たことからはじまるが、この後も連歌のみならず、折りにふれての贈答のやり取りが両者の間に交されている。  
この「かいつかの神角助」なる人物について、安政年間に書かれたとみられる「東莊志」(巻之二)は次のように記している。

昔天正の頃貝塚ニ新野角助と云侍あり、則千葉家の庶流なれ共未詳、或は甚野とも書し、或は神野共書す、是人元海上郡銚子高神村ニ住し、後宮原村へ来り、亦貝塚へ来りと云へり、天正十八年小田原へ出陣し、上方勢へ降参せしと見へて、千葉家の記録ニ「甚野角助浅野弾正下向の由を聞不<sub>レ</sub>戦」と云り……是の角助、後浪人と成り、亦貝塚へ来り、名を替へて隠れ居たるや、来迎寺の記録ニ傳わると云フ者あり未詳、是の人由緒しれず、東家の系図を考ふるに東家の分家ニ新野氏あり、新野氏は森山の城主東下野守常縁ノ三男胤景の末孫、御法名月山禪<sub>必居</sub>士慶長七年壬寅三月、高さ九尺ばかりの石塔大御堂の庭ニあり

現在も貝塚の来迎寺には「慶長七年壬寅三月為月山禪心」と刻する宝篋印塔(『千葉県史料』金石文篇)が残っている。



神角助の宝篋印塔

同様に、これとほぼ同形の石塔が現存するが、『千葉県香取郡誌』は、一方を府馬左衛門尉時持(茂)追福の石塔とし、この両塔は時持(茂)の子勝若が建立したものとしている。さらに角助は勝若の母の兄、すなわち時持(茂)の室の兄にあたるのとべている。結局、戦国時代末期に銚子方面を経由してこの地方に流れ入った出自不明の浪人で、府馬氏という黒部川上流域をおさえた土豪(国人)勢力と姻戚関係を結ぶなどして、土地に根付き、自らも土豪化の道を歩みつつあった姿が思いうか

ばれる。彼の死後になるが、慶長十五年十月、貝塚の新宮大明神（現豊玉姫神社）の再造宮の棟札に、大檀那として神伝九郎、同オゴウの名がある。また合力の衆としてあげられている「貝塚衆」の一人に神五良の名が見えている（『千葉県史料』金石文篇）。彼らを角助の一族と推定するが、角助が一族も含んだ「貝塚衆」の代表的立場にあって新領主家忠と交渉をもち、その際連歌が両者を結び付ける媒介として機能したのであろうことを考えたい。逆に言えば新領主家忠の土豪勢力に対する巧まざる人心懐柔策として連歌興行が機能していたと考えられる。

また文禄二年四月五日の月次連歌に「海上の石手石見」なる人物が参加をみている。前後の動きからすると、その手引きを神角助がしたようである。同年五月一日家忠は作倉（佐倉）より吉祥寺朝意、相馬より梅遊を招いて三百韻連歌を興行している。発句第一は家忠の「待ころの空や秋の夜時鳥」で、第二は朝意の「夏八月たゝ稲妻のひかり哉」、第三は正佐の「茂る中の若葉はたかしそのゝ竹」であった。実はこの席にも神角助が「海上石手石見」とともに加わっているのである。これらに見える「海上石手石見」はどういう人物であったのだろうか。あるいは、石手は石毛の誤りと考える。これより以前、永禄から天正期にかけて千葉介胤富あるいは同邦胤が発給した文書の宛先に、原大炊助、海上中務少輔、同藏人などと並んで、石毛大和入道、同大和守、同内記、同金左衛門尉らの名が見えている（『千葉県史料』県外文書篇）。このように戦国末期千葉氏の奉行衆として見える石毛氏の一人として「海上石手石見」が考えられないだろうか。これが許されれば、ここにも家忠の上代における連歌興行のもつ意味合いがうかがえよう。

戦国時代の房総地方もただ戦乱に明け暮れていたわけではなかった。文明十八年（一四八六）、道興准后が房総各地を吟遊して「廻国雜記」を残し、ついで永正六年（一五〇九）、連歌師柴屋軒宗長が房総地方をめぐり、その中で小弓館の領主原氏のもとで連歌興行を営んでいる。その様は「東路の津登」に活写されている。奇しくも同じ永正六年、東庄



にほど近い下総海上庄猿田神社の三川浦矢指浜御幸に際し、三川里の俳人蛙歌・春雨の両名が連歌を銅製の額に刻んで奉納している。

このように戦国期草深い房総地方の各地に連歌をたしなむ文化的土壌は育まれていた。上代郷における家忠の連歌興行も、このような背景の中で捉えられるだろう。

